

(仮称) 吹田市立スタジアム建設事業

環境影響評価提案書

平成 24 年 4 月

スタジアム建設募金団体

## 目 次

|                                |      |
|--------------------------------|------|
| 1. 事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名 | 1- 1 |
| 2. 事業者の環境に対する取組方針              | 2- 1 |
| 3. 事業の名称、目的及び内容                | 3- 1 |
| (1) 事業の名称                      | 3- 1 |
| (2) 事業の目的                      | 3- 1 |
| (3) 事業の内容                      | 3- 1 |
| ① 事業の種類                        | 3- 1 |
| ② 事業の規模                        | 3- 1 |
| ③ 事業の実施場所                      | 3- 1 |
| ④ 事業計画の概要                      | 3- 3 |
| a. 土地利用及び施設計画                  | 3- 3 |
| b. 施設稼働計画                      | 3- 7 |
| c. 排水計画                        | 3- 7 |
| d. 地下水利用計画                     | 3- 7 |
| e. 緑化計画                        | 3- 7 |
| f. 交通計画・駐車場計画                  | 3- 8 |
| ⑤ 工事計画                         | 3-11 |
| ⑥ 環境保全対策                       | 3-12 |
| a. 地球環境・ヒートアイランド               | 3-12 |
| b. 廃棄物等                        | 3-13 |
| c. 大気・騒音・振動                    | 3-13 |
| d. 水質汚濁・土壌汚染                   | 3-14 |
| e. 景観                          | 3-14 |
| f. 文化財                         | 3-14 |
| ⑦ 環境影響要因の概要                    | 3-15 |
| 4. 環境影響評価を実施しようとする地域の範囲及びその概況  | 4- 1 |
| (1) 地域の範囲                      | 4- 1 |
| (2) 地域の概況                      | 4- 2 |
| ① 社会条件                         | 4- 2 |
| a. 人口                          | 4- 2 |
| b. 土地利用                        | 4- 3 |
| c. 産業                          | 4- 6 |
| d. 交通                          | 4-10 |
| e. 水利用                         | 4-14 |
| f. 環境の保全について配慮を要する施設           | 4-15 |
| g. 関係法令による規制等                  | 4-17 |
| h. 環境関連計画等                     | 4-40 |

|                                 |      |
|---------------------------------|------|
| ② 自然条件                          | 4-54 |
| a. 気象                           | 4-54 |
| b. 水象                           | 4-55 |
| c. 地象                           | 4-57 |
| ③ 環境の概況                         | 4-60 |
| a. 大気汚染                         | 4-60 |
| b. 水質汚濁                         | 4-69 |
| c. 騒音                           | 4-73 |
| d. 振動                           | 4-75 |
| e. 悪臭                           | 4-75 |
| f. 地盤沈下                         | 4-75 |
| g. 日照障害、電波障害                    | 4-76 |
| h. 動植物                          | 4-77 |
| i. 人と自然との触れ合いの場                 | 4-82 |
| j. 景観                           | 4-82 |
| k. 文化財                          | 4-84 |
| l. 廃棄物                          | 4-86 |
| m. 地球環境                         | 4-87 |
| 5. 当該事業における環境に対する取組方針           | 5- 1 |
| 6. 当該事業における環境取組内容               | 6- 1 |
| 7. 環境要素、調査の時期及び方法並びに予測の方法及びその時点 | 7- 1 |
| (1) 環境影響評価の項目                   | 7- 1 |
| ① 環境影響要因の細区分の抽出                 | 7- 1 |
| ② 環境要素の細区分の抽出                   | 7- 1 |
| ③ 調査・予測項目から除外した環境要素及びその理由       | 7- 1 |
| (2) 調査、予測及び評価の方法                | 7- 3 |
| ① 調査の時期及び方法並びに予測の方法及びその時点       | 7- 3 |
| ② 評価の方法                         | 7-15 |
| 8. その他の事項                       | 8- 1 |

1. 事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

事業者の名称：スタジアム建設募金団体

代表者氏名： 代表理事 金森喜久男

主たる事務所の所在地：大阪府吹田市千里万博公園 3 番 3 号

なお、事業者であるスタジアム建設募金団体（以下、「募金団体」という。）は、法人及び個人から集めた寄付金によりサッカースタジアムを建設することを目的として設立された団体である。募金団体はスタジアムの建設を行ない、完成後は吹田市にこれを寄付する。吹田市がスタジアムを受納した後は公の施設として活用されることとなる。また、株式会社ガンバ大阪（以下、「ガンバ大阪」という。）が所定の手続きを経て指定管理者に指定され、管理運営を行なうこととなっている。

## 2. 事業者の環境に対する取組方針

事業者である募金団体は、本サッカースタジアムを建設することを目的として設立された団体である。建設するスタジアムについては、多様な方法で環境に配慮する「エコ・スタジアム」を目指し、自然エネルギーの活用や省エネルギー機器の採用など、様々な取組を行っていく計画である。

事業者は、スタジアム完成後は、これらの取組内容を、吹田市及びガンバ大阪に確実に引き継ぐものとする。

### 3. 事業の名称、目的及び内容

#### (1) 事業の名称

(仮称) 吹田市立スタジアム建設事業

#### (2) 事業の目的

サッカースタジアムを活用したスポーツ振興を図るとともに、青少年の健全育成、にぎわいの創出、地域経済の活性化など、様々な分野において活力あふれるまちづくりを目指すべく、サッカースタジアムを建設することを目的とする。

#### (3) 事業の内容

##### ① 事業の種類

事業の種類は「運動・レジャー施設の建設」であり、本事業は「吹田市環境まちづくり影響評価条例」（平成 10 年吹田市条例第 7 号）第 2 条に規定する要件に該当する。

##### ② 事業の規模

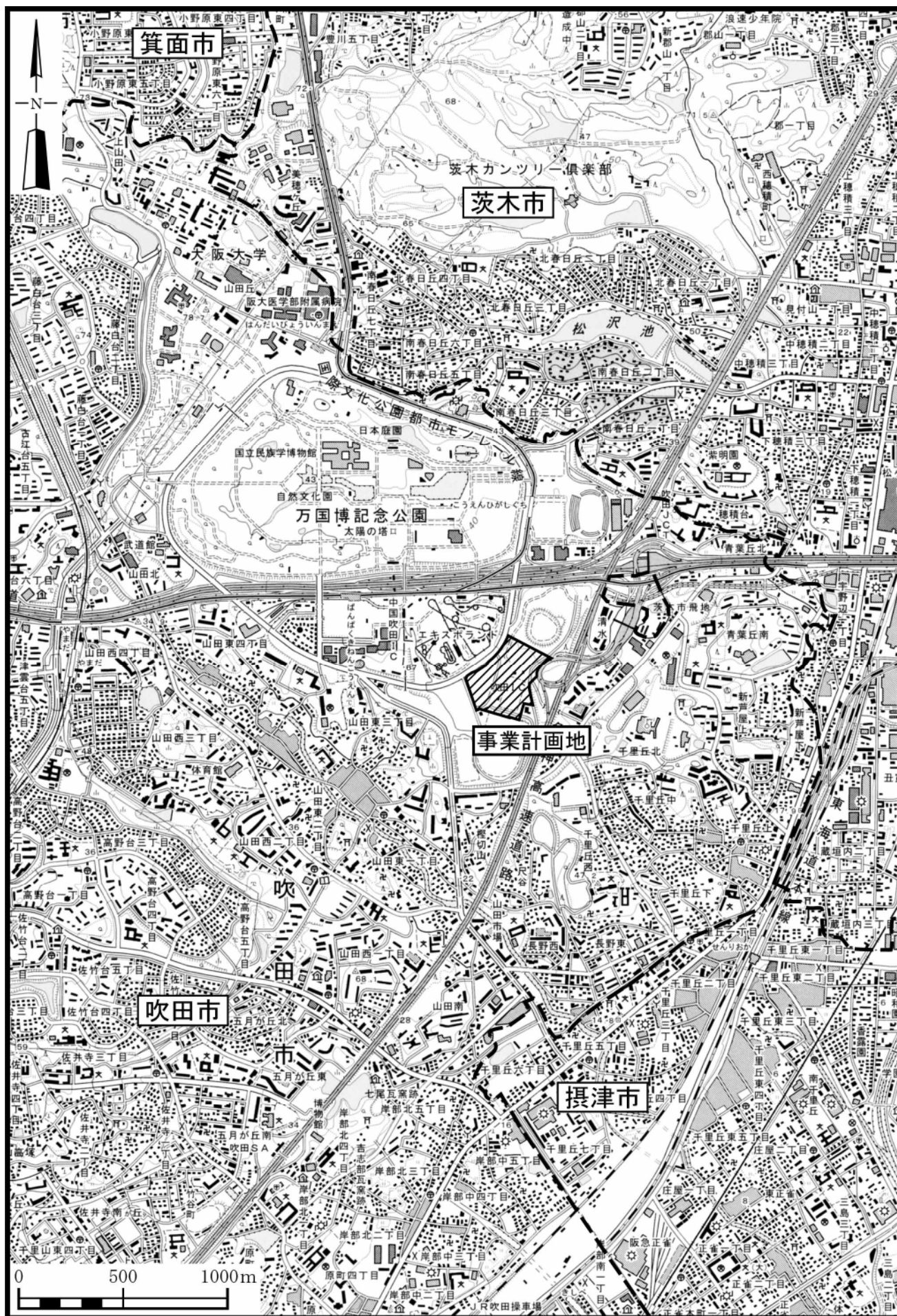
敷地面積 約 90,000m<sup>2</sup>

建物高さ 約 44m

収容人員 約 40,500 人（観客数）

##### ③ 事業の実施場所

吹田市千里万博公園 23 番 1 他 2 筆（図 3-1 参照）



この地図は、国土地理院発行の「2万5千分の1 地形図 吹田」（平成20年）を使用したものである。

図 3-1 事業計画地の位置

#### ④ 事業計画の概要

本事業は、日本万国博覧会記念公園（以下、「万博公園」という。）の南東部に位置する球技場とその周辺に、収容観客数 40,000 人規模のサッカースタジアムを建設するものである。

事業者は、法人及び個人から集めた寄付金によりスタジアムを建設し、完成後は吹田市にこれを寄付する。吹田市がスタジアムを受納した後は公の施設として活用される。完成したスタジアムでは、ガンバ大阪のホームゲーム開催が予定されている。

事業計画地は、所有者である独立行政法人日本万国博覧会記念機構（以下、「万博記念機構」という。）から吹田市が借地する。また、ガンバ大阪が所定の手続きを経て指定管理者に指定され、管理運営を行なうこととなっている。

事業計画の概要は以下に示すとおりである。なお、本スタジアムについては、「大阪府建築物環境評価システム」（CASBEE）において、最高ランクである S ランクを達成する「エコ・スタジアム」を目指し、自然エネルギーの活用や省エネルギー機器の採用など、様々な取組を行なっていく計画である。

##### a. 土地利用及び施設計画

事業計画地内の現況の土地利用状況及び将来の土地利用計画は、表 3-1 及び図 3-2、3 に示すとおりである。

事業計画地は、現在、球技場、アメリカンフットボール場及び駐車場として使用されている区域である。

本事業では、このうち球技場及び駐車場の部分にスタジアムを建設する計画である。施設配置は図 3-3 に、スタジアムの概要は表 3-2 及び図 3-4 に示すとおりである。スタジアムは、建築面積約 28,000m<sup>2</sup>（グラウンド部分除く）、最高高さ約 44m、収容観客数約 40,000 人、一部屋根付きの天然芝グラウンドを計画しており、J リーグの試合はもとより、国際試合の開催が可能な規模としている。スタジアムのメインゲートは西側とし、メインゲート前には広場を整備する。また、スタジアムの周囲の緑化に配慮し、周辺の緑地とも調和した、緑に包まれたスタジアムを目指す計画である。

本計画に至る経緯としては、設計施工会社 3 社による指名型プロポーザルを実施している。プロポーザルでは、環境保全性及び環境負荷低減性などを計画の基本的な考え方の一つとして要求しており、エコ・スタジアムを目指す本計画が総合的な観点から最優秀案として選ばれたものである。

なお、工事期間中は、事業計画地南側に隣接する区域についても工事仮囲いを行ない、工事に使用するが、工事終了後には原状に復旧する。

表 3-1 土地利用計画

| 土地利用区分   | 現 況                 |       | 将 来                 |       | 備 考      |
|----------|---------------------|-------|---------------------|-------|----------|
|          | 面積(m <sup>2</sup> ) | 比率(%) | 面積(m <sup>2</sup> ) | 比率(%) |          |
| 建築物等     | 3,000               | 3.3   | 29,700              | 33.0  |          |
| 駐車場      | 20,500              | 22.8  | 0                   | 0.0   | 建物内駐車場除く |
| 広場・通路・車路 | 20,700              | 23.0  | 28,000              | 31.1  |          |
| 緑地       | 35,200              | 39.1  | 23,000              | 25.6  | グラウンド含む  |
| 運動施設     | 10,600              | 11.8  | 9,300               | 10.3  |          |
| 計        | 90,000              | 100.0 | 90,000              | 100.0 |          |

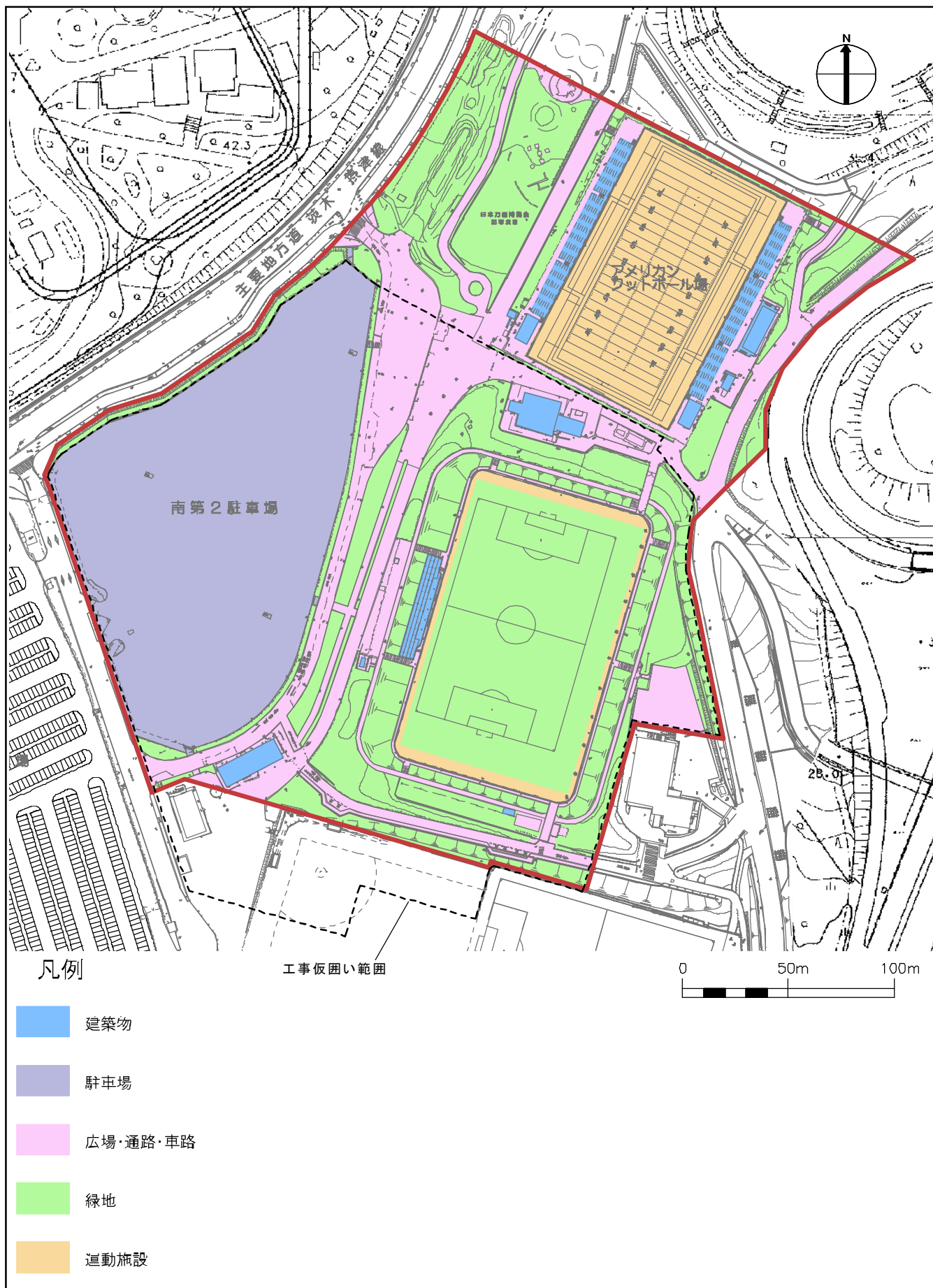


図 3-2 土地利用現況図

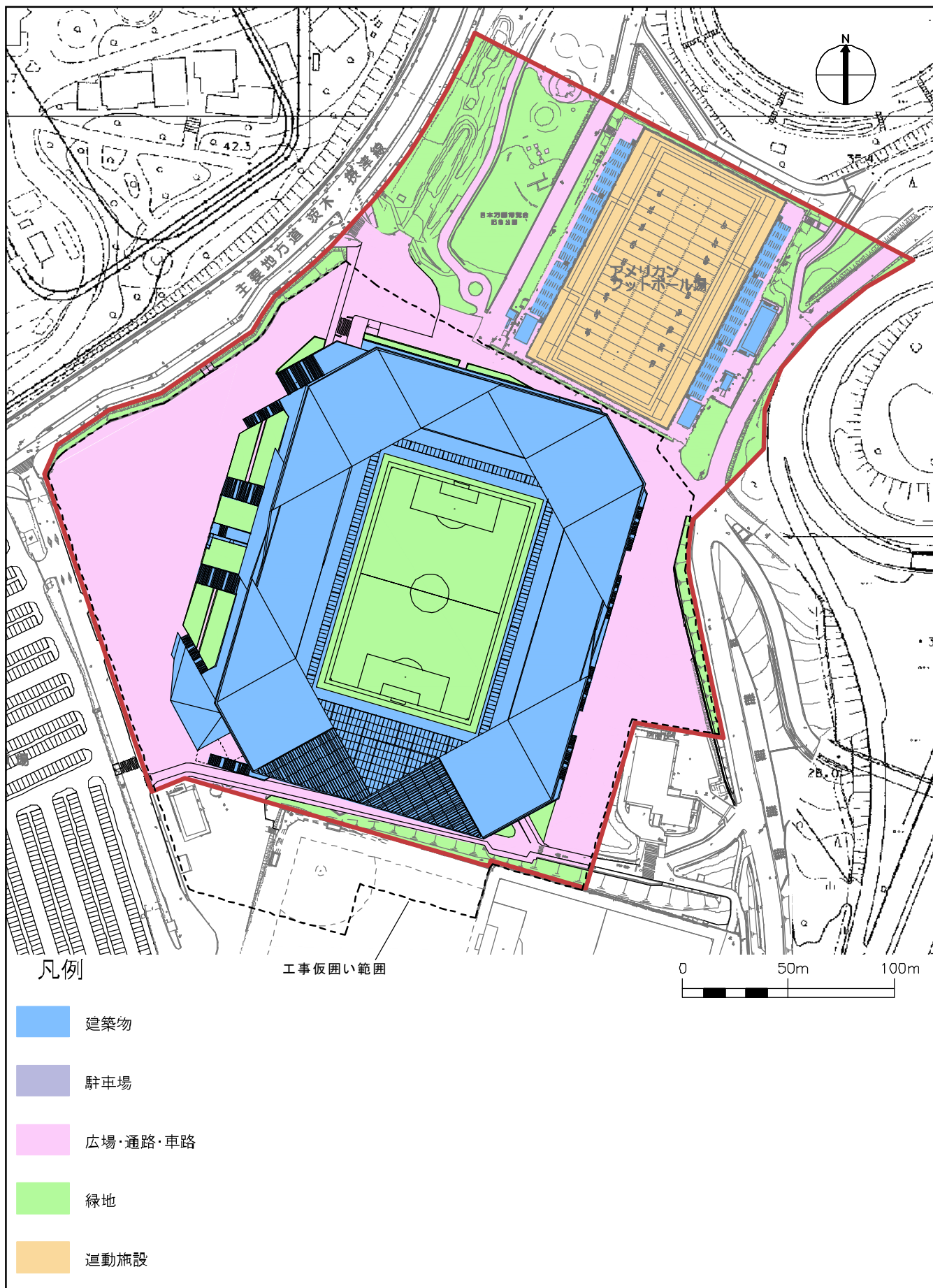
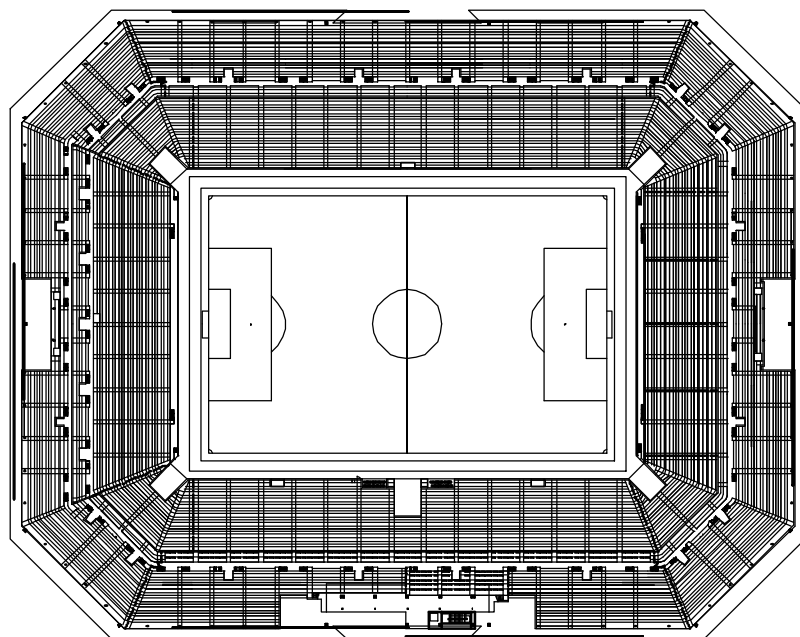


図 3-3 将来土地利用・施設配置計画図

表 3-2 スタジアム概要

|      |                                    |
|------|------------------------------------|
| 建築面積 | 約 28,000m <sup>2</sup> （グラウンド部分除く） |
| 延床面積 | 約 81,500m <sup>2</sup>             |
| 建物高さ | 地上 6 階（最高高さ：約 44m）                 |
| 構造   | 鉄筋コンクリート造、鉄骨造                      |
| 主な用途 | グラウンド、観客席、飲食店、物販店舗、事務所等            |
| 駐車台数 | 約 200 台                            |

平面図



立面図

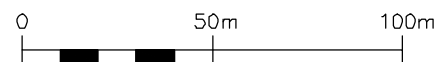
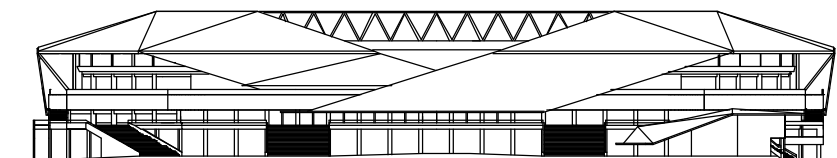


図 3-4 施設計画図

#### b. 施設稼働計画

本スタジアムは、ガンバ大阪ホームゲームの開催、天皇杯及び国際試合など、サッカーの試合に使用する予定である。年間の主要な試合開催数は表 3-3 に示すとおりであり、最大で 40 試合程度となる。

また、その他の試合としては、少年サッカー大会や全日本ユースの大会などを行なう可能性がある。

なお、試合開催日以外は、スポーツイベントなどへの貸出を行なう計画である。

表 3-3 年間主要試合開催数

| 区分            |            | 開催数 | 備 考         |
|---------------|------------|-----|-------------|
| ガンバ大阪<br>主催試合 | 国内リーグ戦     | 17  | 原則土曜日開催     |
|               | 国内カップ戦     | 2   | 原則水曜日開催     |
|               | 海外カップ戦     | 7   | 原則水曜日開催     |
|               | ステップアップリーグ | 7   | 原則土曜日・日曜日開催 |
| その他           | 天皇杯        | 5   |             |
|               | 国際試合等      | 1   | 日本代表戦等を想定   |
| 計             |            | 39  |             |

注：1. 現時点で想定される最大の試合数である。

2. カップ戦の開催数については、すべて勝ち抜いた場合の最大数を示す。

3. ステップアップリーグ（サテライト選手を中心とした育成リーグ）の試合開催数については流動的なため、変更になる可能性がある。

4. 試合は原則として、土曜日・日曜日は昼間、水曜日は夜間に開催する。なお、夜間については原則 21 時までに終了する。

#### c. 排水計画

生活排水、雨水排水とも、すべて公共下水道へ放流する。

#### d. 地下水利用計画

大規模な地下水揚水は行わない計画である。

#### e. 緑化計画

本事業においては、事業計画地の約 25%（23,000m<sup>2</sup>）を緑地とする計画である。緑地の配置は、図 3-3 に示すとおりである。

緑化にあたっては、周辺の万博公園の緑地と連携し、豊かな緑地を創出できるよう、周辺の緑地と調和した樹種を選定するなど、植栽樹種に配慮する。また、さらに、地域住民やサポーターからの募金により、植栽活動を推進し、豊かな環境を未来への財産としてはぐくむ計画である。

なお、建物配置範囲の既存樹木については、出来るだけ移植するよう検討する。また、既存の表土については植栽用として極力再利用する。

f. 交通計画・駐車場計画

本計画では、「エコ・スタジアム」を目指し、来場車両による環境への影響を低減するため、観客の自家用車等による来場を極力減らし、モノレールなどの公共交通機関の利用を促進する計画である。そのため、大阪高速鉄道株式会社やバス会社などの公共交通機関と協議・連携し、観客の来場・退場時間帯における運行本数の増加などの方策を検討していく。また、新たな観客用駐車場の建設は行なわない。

試合開催日（観客数 40,000 人来場時）の施設関係車両の想定台数は表 3-4 に、これらの主要な通行ルートは図 3-5 に示すとおりである。

観客の自家用車等の来場台数は、約 3,100 台と想定される。駐車場については、現在と同様に、万博記念機構が運営する万博公園の駐車場を利用する計画である。万博公園の駐車場台数は表 3-5 に、駐車場配置は図 3-6 に示すとおりである。このうち、スタジアムへの観客が主として利用すると考えられる駐車場は、南第 1 駐車場、中央駐車場及び東駐車場であり、これらの駐車場の合計駐車台数は、約 3,280 台となる。観客車両の想定台数は、この駐車台数の約 95% であり、現状の駐車場稼働状況を考慮しても、駐車台数が不足することはないと考えられる。

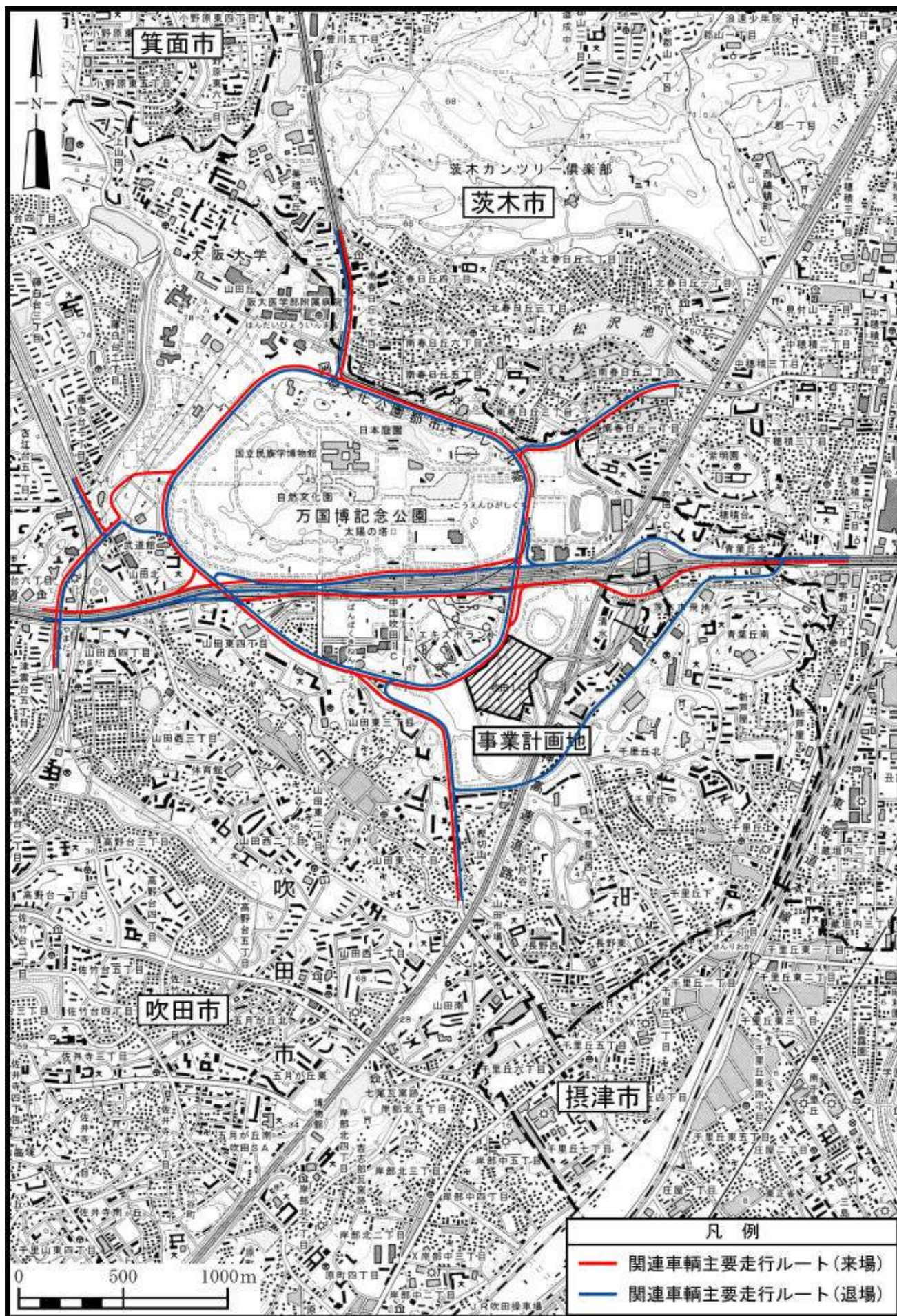
ただし、観客車両は、短時間に集中して来場・退場することが考えられ、周辺の交通への影響にも配慮する必要があることから、上記の通り、公共交通機関の利用促進など、来場車両台数の削減のための方策を、検討・実施する。

表 3-4 施設関係車両想定台数

| 種 別           |       | 想定台数  | 利用予定駐車場  |
|---------------|-------|-------|----------|
| 観客車両          | 自家用車等 | 3,100 | 万博公園駐車場  |
|               | タクシー  | 120   | —        |
| 関係者車両（選手・職員等） |       | 200   | スタジアム駐車場 |
| 業務車両（物品搬入等）   |       | 100   | 万博公園駐車場  |
| 路線バス（臨時バス）    |       | 200   | —        |
| 計             |       | 3,620 |          |

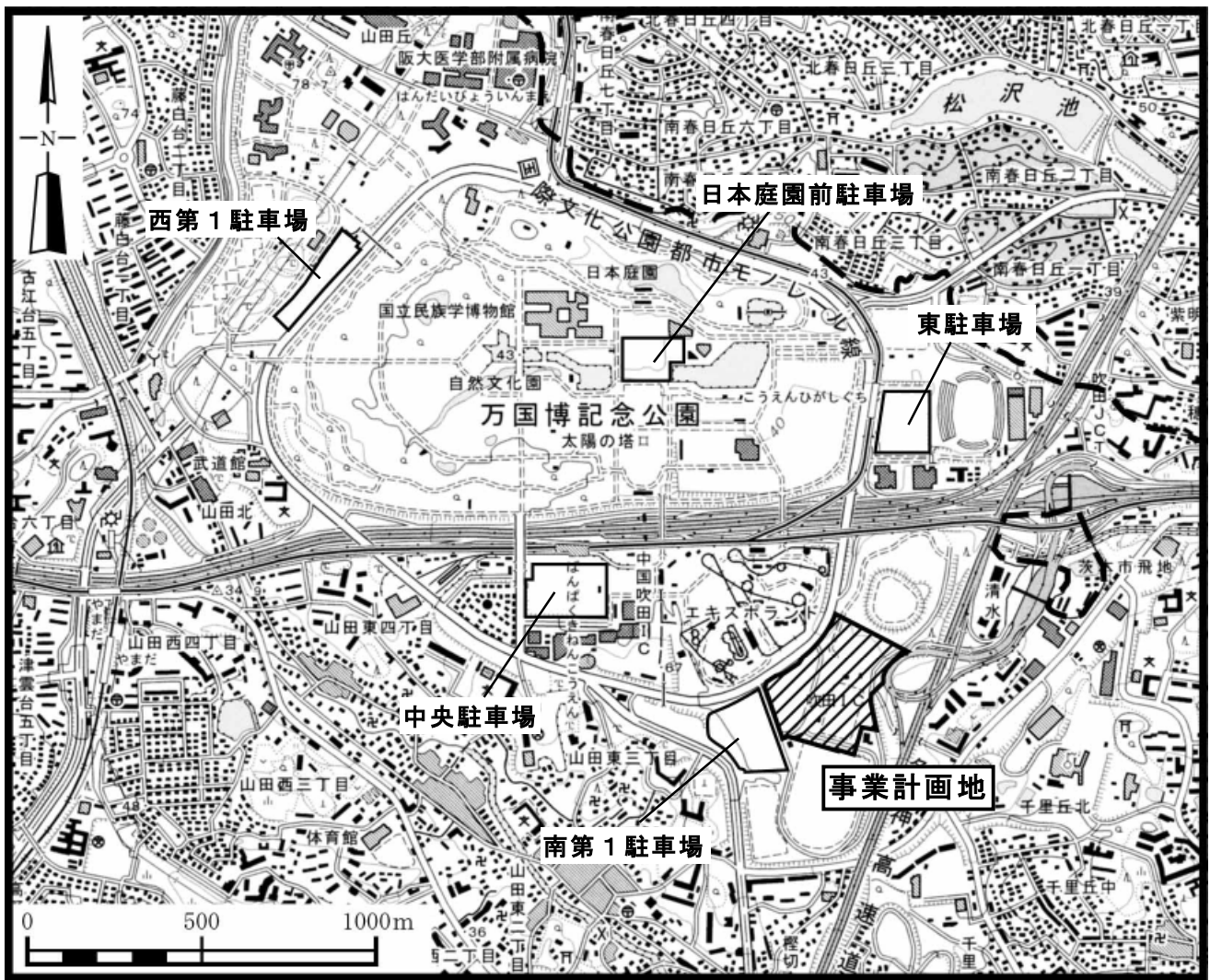
表 3-5 駐車場台数

| 種 別         |          | 駐車台数  |     | 備 考             |
|-------------|----------|-------|-----|-----------------|
|             |          | 乗用車   | バス  |                 |
| 万博公園<br>駐車場 | 南第 1 駐車場 | 1,338 | —   | 南第 2 駐車場については廃止 |
|             | 中央駐車場    | 941   | 103 |                 |
|             | 東駐車場     | 1,001 | 10  |                 |
|             | 日本庭園前駐車場 | 582   | 34  |                 |
|             | 西第 1 駐車場 | 709   | —   |                 |
|             | 計        | 4,571 | 147 |                 |
| スタジアム駐車場    |          | 200   | —   | 関係者用駐車場         |
| 合 計         |          | 4,771 | 147 |                 |



この地図は、国土地理院発行の「2万5千分の1 地形図 吹田」(平成20年)を使用したものである。

図 3-5 施設関係車両主要通行ルート



この地図は、国土地理院発行の「2万5千分の1 地形図 吹田」（平成20年）を使用したものである。

図 3-6 駐車場配置図

⑤ 工事計画

本事業における工事工程は表 3-6 に示すとおりである。

最初に杭工事、基礎工事を行なった後、躯体工事等を行ない、その後、グラウンド工事等を行なう。全体の工期は約 20 か月を予定している。

表 3-6 工事計画表

| 作業 \ 月   | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
|----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 準備工事     |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 杭工事      |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 基礎工事     |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 観客席躯体工事  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 鉄骨工事     |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 屋根工事     |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 仕上工事     |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| グラウンド工事等 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |

## ⑥ 環境保全対策

本スタジアムについては、多様な方法で環境に配慮する「エコ・スタジアム」を目指し、自然エネルギーの活用や省エネルギー機器の採用、建設時の環境負荷の低減など、様々な取組を行なっていく計画である。

現時点で予定している環境保全対策は、以下のとおりである。

### a. 地球環境・ヒートアイランド

#### (a) CASBEE S ランクのサッカースタジアムの実現

太陽光・雨水・風といった自然の力を活かし、人々の環境意識を高めるスタジアムを目指す。また、試合等の開催日以外は、太陽光発電により、消費電力を自給する計画とする。そのため、以下のような取組を行なう。

- ・高効率・省エネルギー型機器の採用：高効率の空調機器や LED 照明器具を採用する。
- ・断熱性能の向上：一部のガラスに Low-e 複層ガラスを採用する。
- ・太陽光発電等の採用：屋根部分にソーラーパネルを設置し、太陽光発電を行なう。また、太陽熱を利用した真空ソーラー給湯器を採用する。
- ・風力発電の採用：外灯の一部に、風力発電を内蔵した照明を採用する。
- ・自然換気の採用：外気の抜けを多くとり、スタジアム内部への自然通風を行なう。
- ・雨水の利用：散水及びトイレの洗浄水に雨水を利用する。
- ・以上の取組により、「大阪府建築物環境評価システム」（CASBEE）において、最高ランクである S ランクの達成を目指す。

#### (b) ヒートアイランド現象の抑制

緑化や散水等により、ヒートアイランド現象をできるだけ抑制する。そのため、以下のような取組を行なう計画である。

- ・樹木による緑化：低・中・高木による立体的な緑地を形成する。
- ・浸水性舗装の採用：広場等に、浸透性インターロッキングブロック舗装を採用する。
- ・天然芝グラウンドの採用：グラウンドは天然芝とし、適宜散水を行う。

#### (c) 施工時における影響の低減

効率的な工事の実施や、使用する建設機械等の適切な管理等により、施工時の二酸化炭素排出量を極力低減する。そのため、以下のような取組を行なう計画である。

- ・低燃費型建設機械の採用：使用する建設機械については、可能な限り低燃費型の機種を採用する。また、持込み時の点検、月例点検、日常点検を行ない、適切に整備する。
- ・低燃費型車両の使用：資機材搬入車両については、協力会社を含め、燃費性能の良い車両を使用するよう指示・指導を行なう。
- ・適切な施工管理の実施：建設機械について、工事の効率化、空ぶかしの防止、アイドリングストップの励行等の適切な施工管理を行う。また、資機材搬入車両については、計画的な運行により、適切な荷載を行い、工事関係車両の台数をできる限り削減するとともに、運転者に対して、空ぶかしの防止、アイドリングストップの励行等の適切な運行を指導・徹底する。

## b. 廃棄物等

### (a) 施設供用時の廃棄物の減量・リサイクル

施設からの廃棄物を抑制するため、以下のような取組を行なう計画である。

- ・リサイクルボックスの設置：施設からの廃棄物については、リサイクルボックスの設置等により、廃棄物の減量や分別排出などの周知徹底を行い、再資源化に努める。
- ・飲食店・物販店舗への周知：飲食店・物販店舗についても、廃棄物発生量の抑制の呼びかけを行う。

### (b) 工事中の廃棄物等の減量・リサイクル

工事中の廃棄物・残土を抑制するため、以下のような取組を行なう計画である。

- ・発生抑制・減量化・リサイクルの推進：「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）等の関係法令に基づき、発生抑制・減量化・リサイクルについて適正な措置を講じる。
- ・無梱包搬入を推進：資材の搬入に当たって、無梱包搬入を推進する。
- ・環境に配慮した建設資材の選定：再利用や再資源化に配慮した建設資材を選定する。
- ・残土の抑制：建物基礎レベルを調整するとともに、掘削土については、場内での埋め戻し土としてできる限り利用し、残土の発生抑制を図る。

## c. 大気・騒音・振動

### (a) 施設からの騒音等の抑制

施設からの騒音等による影響を抑制するため、以下のような取組を行なう計画である。

- ・低騒音型機器の採用：空調設備等について、低騒音・低振動型の設備をできる限り採用するとともに、配置に配慮する。
- ・屋根付きスタジアムの採用：スタジアムは一部屋根付きとする。さらに試合開催時にはスタジアム外壁の窓を閉鎖するなどの対策を講じる。

### (b) 工事中の排気ガス・騒音等の抑制

効率的な工事の実施や、使用する建設機械等の適切な管理等により、施工時の排気ガス、騒音・振動による影響を極力低減する。そのため、以下のような取組を行なう計画である。

- ・低公害型建設機械の採用：使用する建設機械については、可能な限り排出ガス対策型、低騒音・低振動型の機種を採用する。また、持込み時の点検、月例点検、日常点検を行ない、適切に整備する。
- ・低公害型車両の使用：資機材搬入車両については、協力会社を含め、燃費・排気ガス性能の良い車両を使用するとともに、大阪府条例に基づく流入車規制を確実に遵守するよう指示・指導を行なう。
- ・適切な施工管理の実施：建設機械について、工事の効率化、同時稼働のできる限りの回避、空ぶかしの防止、アイドリングストップの励行等の適切な施工管理を行う。また、資機材搬入車両については、計画的な運行により、適切な荷載を行い、工事関係車両の台数をできる限り削減するとともに、運転者に対して、空ぶかしの防止、アイドリングストップの励行等の適切な運行を指導・徹

底する。

- ・粉じんの飛散防止：工事区域の周囲に仮囲いを設置し、適宜散水を行う。また、掘削工事時には場内の散水やシートで覆うなどの対策を行う。

d．水質汚濁・土壌汚染

(a) 施設からの排水対策

施設からの排水については、すべて公共下水道へ放流する計画である。

(b) 工事中の排水等の対策

工事の実施による影響を抑制するため、以下のような取組を行なう計画である。

- ・濁水流出防止対策：仮囲い足元には巾木を設置し、濁水、土砂流出を防止する。  
また、工事区域境界が斜面地である場合には、手前に排水溝を設置し、濁水、土砂の流出を防止する。
- ・有害物質等の管理の徹底：揮発性塗料の容器保管、洗浄に対する作業員への教育、指導を徹底する。
- ・適切な工法の選定：工法選定の際に、土壌、地下水を汚染しない工法であることを確認の上、決定する。

e．景観

周辺の景観と調和し、またよりよい景観を創出するため、以下のような取組を行なう計画である。

- ・周辺景観との調和：万博公園内のスポーツ・レクリエーションエリアの風致に即した緑化やランドスケープデザインによる景観形成を実施する。
- ・緑に包まれたスタジアム：低・中・高木による立体的な緑地を形成し、緑に包まれたスタジアムを演出する。
- ・関係各課との協議の実施：景観形成基準を遵守し、景観まちづくりを推進するために建築物及びその周辺整備内容について関係各課と協議する。
- ・屋外広告物への配慮：屋外広告物を掲出する場合は、関係各課と協議し、計画する。

f．文化財

事業計画地は、周知の埋蔵文化財包蔵地ではないが、建設工事中に、事業計画地において埋蔵文化財が確認された場合には、文化財保護法に基づき手続きを行い、吹田市教育委員会等と協議を行い、文化財の保護に努める。

## ⑦ 環境影響要因の概要

本事業は、万博公園の南東部に位置する球技場とその周辺に、収容観客数 40,000 人規模のサッカースタジアムを建設するものである。

本事業の計画内容から、環境影響を及ぼす要因となる行為等（以下「環境影響要因」という。）としては、「工事」、「存在」及び「供用」が考えられる。

「工事」については、「建設機械の稼働」、「工事用車両の走行」及び「工事の影響」の 3 項目があり、「建設機械の稼働」については、工事区域内において稼働する建設機械による排気ガス、騒音、振動の影響が考えられる。「工事用車両の走行」については、周辺の道路を走行する工事用車両による排気ガス、騒音、振動の影響及び交通混雑・交通安全への影響が考えられる。また、その他の「工事の影響」として、廃棄物等の発生、悪臭の発生、土地造成等による動植物、人と自然とのふれあいの場、文化遺産及びコミュニティへの影響が考えられる。

「存在」については、「緑の回復育成」及び「建築物等の存在」の 2 項目があり、「緑の回復育成」については、緑地の整備・育成によるヒートアイランド現象、動植物、緑化、人と自然とのふれあいの場及び景観への影響が考えられる。「建築物等の存在」については、新たな建築物等が出現することによるヒートアイランド現象、動植物、景観、日照障害、テレビ受信障害及び風害への影響が考えられる。

「供用」については、「施設の供用」、「冷暖房施設等の稼働」、「駐車場の利用」、「施設関連車両の走行」及び「歩行者の往来」の 5 項目があり、「施設の供用」については、試合開催や日常の施設の利用による温室効果ガス発生・エネルギー使用の影響、廃棄物等及び悪臭の発生、騒音、振動、低周波音及び動植物への影響、火災の発生などによる安全性への影響が考えられる。「冷暖房施設等の稼働」については、空調設備等の稼働による温室効果ガス発生・エネルギー使用の影響、ヒートアイランド現象への影響、騒音・低周波音への影響が考えられる。「駐車場の利用」については、駐車場利用車両による排気ガス、騒音の影響及び交通安全への影響が考えられる。「施設関連車両の走行」については、周辺の道路を走行する来場車両による温室効果ガス発生・エネルギー使用及びヒートアイランド現象への影響、排気ガス、騒音、振動の影響及び交通混雑、交通安全への影響が考えられる。「歩行者の往来」については、周辺の道路を歩行する来場者による廃棄物、騒音及び交通安全への影響が考えられる。

#### 4. 環境影響評価を実施しようとする地域の範囲及びその概況

##### (1) 地域の範囲

環境影響評価を実施する地域の範囲の考え方については、環境要素の特性、事業の内容及び地域の概況を考慮して環境要素ごとに設定することを基本とする。

このような観点から、本事業による環境影響評価を実施する地域の範囲は、原則として、新たに建設するスタジアムから概ね 300m以内とし、事業計画地と周辺の清水、千里丘西、檜切山、山田東1丁目及び山田東3丁目の範囲とする。

## (2) 地域の概況

### ① 社会条件

#### a. 人 口

吹田市の平成 18～22 年の人口、世帯数及び人口密度は、表 4-1(1)に示すとおりである。平成 22 年の人口総数は 351,771 人、世帯数は 155,679 世帯、人口密度は 9,742 人/km<sup>2</sup>となっている。

平成 18 年から平成 22 年の経年的な傾向をみると、人口総数及び人口密度は、ほぼ横ばいで推移しているが、世帯数で若干増加傾向を示している。

また、事業計画地の周辺の町丁別の平成 22 年の人口、世帯数及び人口密度は、表 4-1(2)に示すとおりであり、周辺では山田東の人口が多くなっている。

表 4-1(1) 吹田市の人口、世帯数及び人口密度

| 項目<br>年 | 人 口 (人) |         |         | 世帯数<br>(世帯) | 人口密度<br>(人/km <sup>2</sup> ) |
|---------|---------|---------|---------|-------------|------------------------------|
|         | 総 数     | 男       | 女       |             |                              |
| 平成 18 年 | 351,343 | 170,635 | 180,708 | 151,067     | 9,730                        |
| 平成 19 年 | 351,868 | 170,463 | 181,405 | 151,572     | 9,744                        |
| 平成 20 年 | 352,626 | 170,592 | 182,034 | 154,196     | 9,765                        |
| 平成 21 年 | 352,366 | 170,304 | 182,062 | 155,081     | 9,758                        |
| 平成 22 年 | 351,771 | 169,750 | 182,021 | 155,679     | 9,742                        |

注) 1. 数値は、各年 9 月 30 日現在の値である。

2. 市域面積は、36.11 km<sup>2</sup>である。

出典：「吹田市統計書 平成 22 年版」(吹田市、平成 23 年)

表 4-1(2) 町丁別の人口、世帯数及び人口密度

| 項目<br>町丁別 | 人 口 (人) |       |       | 世 帯 数<br>(世帯) | 人口密度<br>(人/km <sup>2</sup> ) |
|-----------|---------|-------|-------|---------------|------------------------------|
|           | 総 数     | 男     | 女     |               |                              |
| 青葉丘北      | 2,214   | 1,082 | 1,132 | 821           | 9,681                        |
| 青葉丘南      | 1,652   | 831   | 821   | 670           | 5,386                        |
| 檜切山       | 2,212   | 1,067 | 1,145 | 927           | 20,750                       |
| 清水        | 1,678   | 811   | 867   | 616           | 7,915                        |
| 千里丘北      | 43      | 19    | 24    | 16            | 207                          |
| 千里丘中      | 3,140   | 1,503 | 1,637 | 1,264         | 14,157                       |
| 千里丘西      | 2,233   | 1,082 | 1,151 | 806           | 14,178                       |
| 千里万博公園    | 91      | 37    | 54    | 47            | 28                           |
| 山田東 1 丁目  | 3,591   | 1,775 | 1,816 | 1,383         | 14,199                       |
| 山田東 2 丁目  | 2,698   | 1,277 | 1,421 | 978           | 10,576                       |
| 山田東 3 丁目  | 2,577   | 1,295 | 1,282 | 945           | 10,206                       |
| 山田東 4 丁目  | 4,954   | 2,425 | 2,529 | 2,023         | 12,586                       |

注) 数値は、平成 22 年 9 月 30 日現在の値である。

出典：「吹田市統計書 平成 22 年版」(吹田市、平成 23 年)

b. 土地利用

(a) 「国土利用計画法」に基づく土地利用基本計画の決定状況

「国土利用計画法」（昭和 49 年法律第 92 号）に基づく土地利用計画によると、吹田市全域が市街化区域として計画されている。

(b) 土地利用の状況

吹田市の土地利用の状況は、表 4-2 に示すとおりである。市街地として利用されている面積は全体の約 63%であり、学校、鉄軌道・道路、公共施設を加えると全体の約 81%を占めている。

事業計画地は運動場遊園地に区分されており、周辺は運動場遊園地をはじめ、一般市街地、鉄軌道敷・道路及び集落地などとなっている。

表 4-2 吹田市の土地利用状況

| 分 類           |                   | 面積 (ha) | 比率 (%) |
|---------------|-------------------|---------|--------|
| 市街地           | 一 般 市 街 地         | 1,956.0 | 54.2   |
|               | 商 業 業 務 地         | 203.5   | 5.6    |
|               | 官 公 署             | 9.2     | 0.3    |
|               | 工 場 地             | 120.0   | 3.3    |
| 普通緑地          | 公 園 ・ 緑 地         | 306.8   | 8.5    |
|               | 遊 園 地 ・ 運 動 場     | 141.3   | 3.9    |
|               | 学 校               | 280.8   | 7.8    |
|               | 公 開 庭 園 ・ 社 寺 敷 地 | 12.5    | 0.4    |
|               | 墓 地               | 0.8     | 0.0    |
| 農地            | 田                 | 14.2    | 0.4    |
|               | 畑                 | 58.2    | 1.6    |
| 山 林           |                   | 20.7    | 0.6    |
| 水 面           |                   | 65.1    | 1.8    |
| 荒 無 地 ・ 低 湿 地 |                   | 26.3    | 0.7    |
| 公 共 施 設       |                   | 75.9    | 2.1    |
| 鉄 軌 道 敷 ・ 道 路 |                   | 290.0   | 8.0    |
| そ の 他 空 地     |                   | 29.7    | 0.8    |
| 総 数           |                   | 3,611.0 | 100.0  |

注) 1. 項目は都市計画基礎調査の分類による。

2. 面積は概ね 0.5ha以上のまとまりのあるものを測定。

出典：「すいたの環境 平成 22 年版」（吹田市、平成 23 年）

(c) 「都市計画法」に基づく地域地区等の指定状況

吹田市の用途地域の指定面積は、表 4-3 に示すとおりである。住居系地域は約 80%、商業系地域は約 7%、工業系地域は約 8%となっている。

事業計画地及びその周辺地域の用途地域の指定状況は、図 4-1 に示すとおりである。事業計画地は第 2 種住居地域に指定されている。

表 4-3 吹田市の用途地域の指定面積

| 分 類                     | 面積 (ha) | 比率 (%) |
|-------------------------|---------|--------|
| 第 1 種 低 層 住 居 専 用 地 域   | 474     | 13.1   |
| 第 2 種 低 層 住 居 専 用 地 域   | —       | —      |
| 第 1 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域 | 1,126   | 31.2   |
| 第 2 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域 | 561     | 15.5   |
| 第 1 種 住 居 地 域           | 429     | 11.9   |
| 第 2 種 住 居 地 域           | 286     | 7.9    |
| 準 住 居 地 域               | 17      | 0.5    |
| 近 隣 商 業 地 域             | 155     | 4.3    |
| 商 業 地 域                 | 99      | 2.8    |
| 準 工 業 地 域               | 200     | 5.5    |
| 工 業 地 域                 | 80      | 2.2    |
| 工 業 専 用 地 域             | —       | —      |
| 用途地域の指定のない区域            | 184     | 5.1    |
| 総 数                     | 3,611   | 100.0  |

注) 無指定地域は、万博公園及び神崎川・安威川河川敷である。

出典：「吹田市統計書 平成 22 年版」(吹田市、平成 23 年)



c. 産業

(a) 産業別従業者数

吹田市の平成 21 年の産業別従業者数は、表 4-4 に示すとおりであり、産業分類別事業所数及び従業者数の総数はそれぞれ 11,904 所、159,205 人で、産業別では卸売業、小売業が事業所数で 3,328 所（28.0％）、従業員数も 36,532 人（22.9％）と最も多くなっている。

表 4-4 吹田市の産業大分類別事業所数及び従業員数（平成 21 年）

| 産業大分類             | 事業所数<br>(所) | 従業者数<br>(人) |
|-------------------|-------------|-------------|
| 全産業               | 11,904      | 159,205     |
| 農業，林業             | 4           | 52          |
| 漁業                | －           | －           |
| 鉱業，採石業，砂利採取業      | －           | －           |
| 建設業               | 904         | 8,662       |
| 製造業               | 511         | 9,565       |
| 電気・ガス・熱供給・水道業     | 18          | 762         |
| 情報通信業             | 255         | 5,334       |
| 運輸業，郵便業           | 201         | 7,163       |
| 卸売業，小売業           | 3,328       | 36,532      |
| 金融業，保険業           | 153         | 3,764       |
| 不動産業，物品賃貸業        | 1,412       | 6,912       |
| 学術研究，専門・技術サービス業   | 543         | 7,430       |
| 宿泊業，飲食サービス業       | 1,400       | 16,329      |
| 生活関連サービス業，娯楽業     | 946         | 7,466       |
| 教育，学習支援業          | 518         | 15,309      |
| 医療，福祉             | 1,016       | 19,684      |
| 複合サービス事業          | 41          | 349         |
| サービス業（他に分類されないもの） | 624         | 11,684      |
| 公務（他に分類されるものを除く）  | 30          | 2,208       |

注）「－」は該当数字がないことを示す。

出典：「平成 21 年経済センサス－基礎調査」（総務省統計局ホームページ）

(b) 農業

吹田市の専業・兼業別農家数の推移は、表 4-5 に示すとおりである。

平成 17 年の農家の総数は 96 戸であり、構成比をみると専業農家が 20.8%、兼業農家が 79.2%となっている。また、昭和 60 年からの傾向をみると、農家の総戸数は徐々に減少しているが、専業農家の全体の占める割合は増加傾向にある。

表 4-5 吹田市における専業・兼業別農家数

各年 2 月 1 日現在

| 項 目 \ 年     |           | 昭和60年       | 平成2年  | 平成7年  | 平成12年 | 平成17年 |
|-------------|-----------|-------------|-------|-------|-------|-------|
| 農<br>家<br>数 | 総 数 (戸)   | 540         | 350   | 256   | 128   | 96    |
|             | 構 成 比 (%) | 100.0       | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
|             | 専 業 (戸)   | 30          | 24    | 31    | 22    | 20    |
|             | 構 成 比 (%) | 5.6         | 6.9   | 12.1  | 17.2  | 20.8  |
|             | 兼<br>業    | 総 数 (戸)     | 510   | 326   | 225   | 106   |
|             |           | 構 成 比 (%)   | 94.4  | 93.1  | 87.9  | 82.8  |
|             |           | 第 1 種兼業 (戸) | 16    | 4     | 10    | 3     |
|             |           | 構 成 比 (%)   | 3.0   | 1.1   | 3.9   | 2.3   |
|             |           | 第 2 種兼業 (戸) | 494   | 322   | 215   | 103   |
|             |           | 構 成 比 (%)   | 91.5  | 92.0  | 84.0  | 80.5  |
|             |           |             |       |       |       |       |
|             |           |             |       |       |       |       |
|             |           |             |       |       |       |       |

- 注) 1. 農家とは、経営耕地面積が 10 a 以上（昭和 60 年以前は 5 a 以上）の農家を営む世帯又は経営耕地面積が 10 a 未満（昭和 60 年以前は 5 a 未満）であっても、調査期日の前 1 年間の農産物販売金額が 15 万円以上（昭和 55 年及び 60 年は 10 万円以上）あった世帯をいう。
2. 専業農家とは、世帯員中に兼業従事者が 1 人もいない農家であり、兼業農家とは、世帯員中に兼業従事者が 1 人以上いる農家をいう。
3. 第 1 種兼業とは、農業所得を主とする兼業農家であり、第 2 種兼業とは、農業所得を従とする兼業農家をいう。
4. 平成 12 年、平成 17 年の数値は、経営耕地面積が 30 a 以上、又は農産物販売金額が 50 万円以上の販売農家の数値である。

出典：「吹田市統計書 平成 22 年版」（吹田市、平成 23 年）

(c) 工業

吹田市の事業所数、従業員数及び製造品出荷額の推移は、表 4-6 に示すとおりである。平成 21 年の事業所数は 163 所、従業員数は 5,370 人、製造品出荷額は 2,358 億円となっている。また、平成 17 年からの傾向をみると、事業所数、従業員数及び製造品出荷額の全てにおいて減少傾向にある。

表 4-6 吹田市の事業所数、従業員数及び製造品出荷額（従業員 4 人以上）

| 項目<br>年 | 事業所数<br>(所) | 従業員数<br>(人) | 製造品出荷額<br>(万円) |
|---------|-------------|-------------|----------------|
| 平成 17 年 | 190         | 5,726       | 25,377,651     |
| 平成 18 年 | 190         | 5,793       | 25,512,181     |
| 平成 19 年 | 189         | 6,169       | 27,463,140     |
| 平成 20 年 | 190         | 5,869       | 27,026,193     |
| 平成 21 年 | 163         | 5,370       | 23,585,704     |

出典：「吹田市統計書 平成 22 年版」（吹田市、平成 23 年）

(d) 商業

吹田市の事業所数、常時従業員数及び年間販売額の推移は、表 4-7 に示すとおりである。平成 19 年の事業所数は 3,080 所、常時従業員数は 34,841 人、年間販売額は 2 兆 1,604 億円となっている。

また、平成 3 年からの傾向をみると、事業所数と年間販売額は概ね減少傾向にあり、常時従業員数はほぼ横ばい傾向にある。

表 4-7 吹田市の卸売・小売業の事業所数・従業者数及び年間販売額（飲食店除く）

| 項目<br>年 | 事業所数<br>(所) | 常時従業員数<br>(人) | 年間販売額<br>(万円) |
|---------|-------------|---------------|---------------|
| 平成 3 年  | 3,985       | 35,829        | 265,174,016   |
| 平成 6 年  | 3,806       | 39,077        | 225,870,170   |
| 平成 9 年  | 3,589       | 36,421        | 221,748,728   |
| 平成 14 年 | 3,479       | 39,113        | 180,514,453   |
| 平成 19 年 | 3,080       | 34,841        | 216,041,845   |

注) 平成 6 年以前の数値は、各 7 月 1 日現在、それ以降は各 6 月 1 日現在の数値である。

出典：「吹田市統計書 平成 22 年版」（吹田市、平成 23 年）

d. 交通

(a) 道路

事業計画地周辺における主要地方道以上の交通量は表 4-8 に、道路網及び交通量調査地点の位置は図 4-2 に示すとおりである。

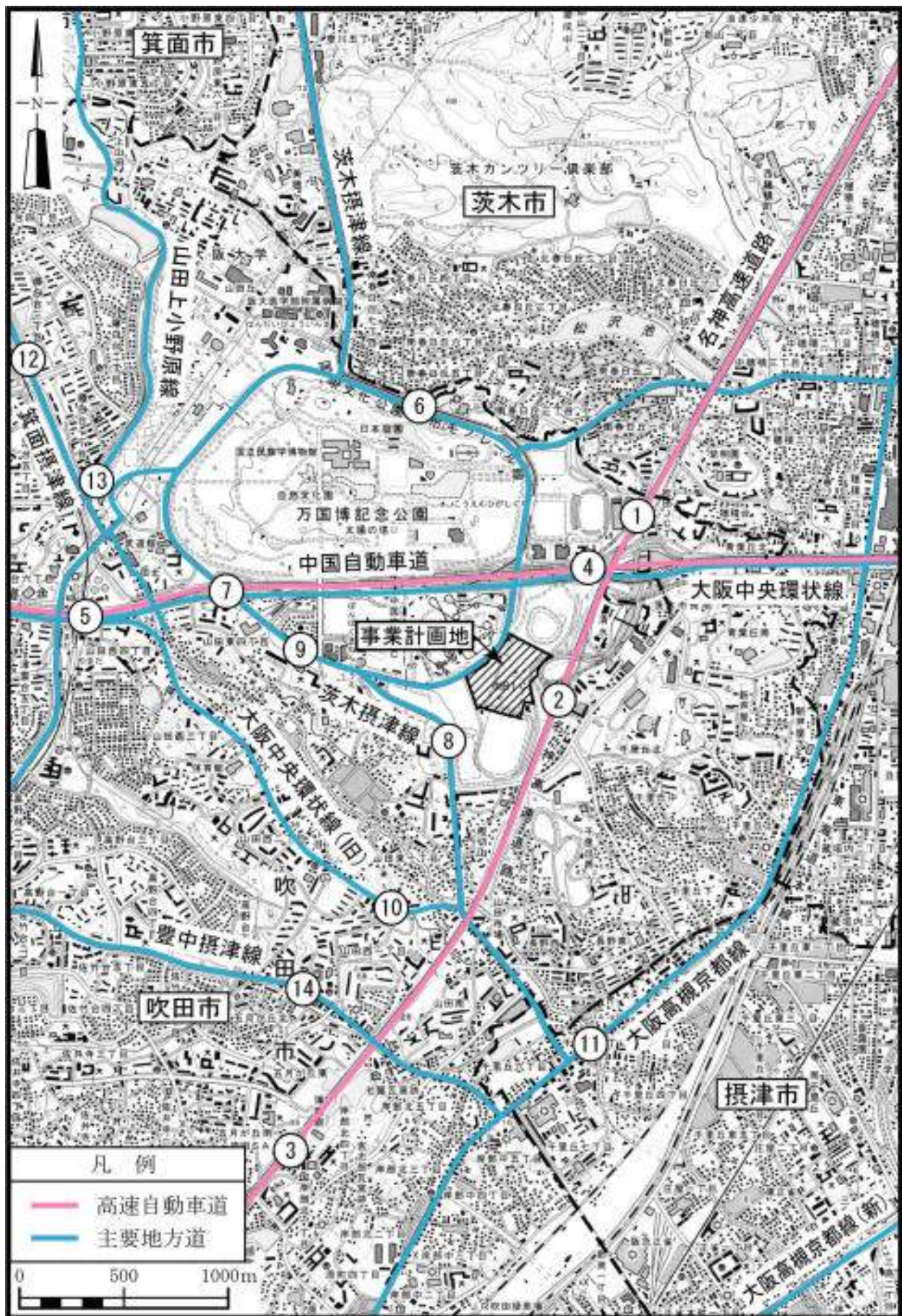
事業計画地の北東側には、関西の高速道路の要衝である吹田ジャンクションが位置し名神高速道路、中国自動車道及び近畿自動車道が接続している。

また、近畿自動車道及び中国自動車道に沿って主要地方道である府道 2 号大阪中央環状線が通り、事業計画地の東側を南北に府道 14 号大阪高槻京都線が、また、府道 1 号茨木摂津線が万博記念公園の環状道路を含み事業計画地の西側を南北に通っている。

表 4-8 事業計画地周辺における交通量

| 図中<br>番号 | 路線名        | 観測地点            | 平日 12 時間 (7～19 時)<br>交通量 (台) |        |        | 平日 24 時<br>間交通量<br>(台) |
|----------|------------|-----------------|------------------------------|--------|--------|------------------------|
|          |            |                 | 小型車                          | 大型車    | 合計     |                        |
| 1        | 名神高速道路     | 茨木～吹田JCT        | 57,575                       | 23,812 | 81,387 | 122,911                |
| 2        | 名神高速道路     | 吹田JCT～吹田        | 44,156                       | 13,802 | 57,958 | 81,233                 |
| 3        | 名神高速道路     | 吹田～豊中           | 32,226                       | 11,610 | 43,836 | 60,693                 |
| 4        | 中国自動車道     | 吹田JCT～中国吹田      | 24,840                       | 15,373 | 40,213 | 65,007                 |
| 5        | 中国自動車道     | 中国吹田～中国豊中       | 29,413                       | 18,490 | 47,903 | 76,425                 |
| 6        | 茨木摂津線      | 吹田市万国博記念公園日本庭園前 | 17,238                       | 2,060  | 19,298 | 27,017                 |
| 7        | 大阪中央環状線    | 吹田市万国博記念公園進歩橋   | 55,648                       | 9,334  | 64,982 | 96,653                 |
| 8        | 茨木摂津線      | 吹田市山田東 3 丁目     | 13,478                       | 1,798  | 15,276 | 21,386                 |
| 9        | 茨木摂津線      | 吹田市山田東 4 丁目     | 10,726                       | 1,157  | 11,883 | 16,636                 |
| 10       | 大阪中央環状線(旧) | 吹田市山田東 2 丁目     | 10,286                       | 709    | 10,995 | 15,393                 |
| 11       | 大阪高槻京都線    | 摂津市千里丘 5 丁目     | 12,065                       | 1,875  | 13,940 | 19,516                 |
| 12       | 箕面摂津線      | 吹田市古江台 4 丁目     | 6,126                        | 707    | 6,833  | 8,752                  |
| 13       | 山田上小野原線    | 吹田市藤白台 1 丁目     | 6,638                        | 265    | 6,903  | 8,825                  |
| 14       | 豊中摂津線      | 吹田市山田西 1 丁目     | 12,784                       | 1,036  | 13,820 | 19,348                 |

出典：「平成 22 年度道路交通センサス」（国土交通省道路局ホームページ）



この地図は、国土地理院発行の「2万5千分の1 地形図 吹田」(平成20年)を使用したものである。  
 出典：〔「平成22年度道路交通センサス交通量図」(国土交通省道路局ホームページ)〕をもとに作成

図 4-2 事業計画地周辺における道路網

(b) 鉄道

事業計画地周辺における鉄道の乗降者人員は表 4-9 に、鉄道網は図 4-3 に示すとおりである。

事業計画地の東側を J R 東海道本線及び阪急京都線がほぼ平行して南北に縦貫し、事業地の西側を阪急千里線も南北に縦貫している。さらに府道 2 号大阪中央環境線に沿って大阪高速鉄道（大阪モノレール）が東西に走っている。

表 4-9 鉄道の乗降者人員

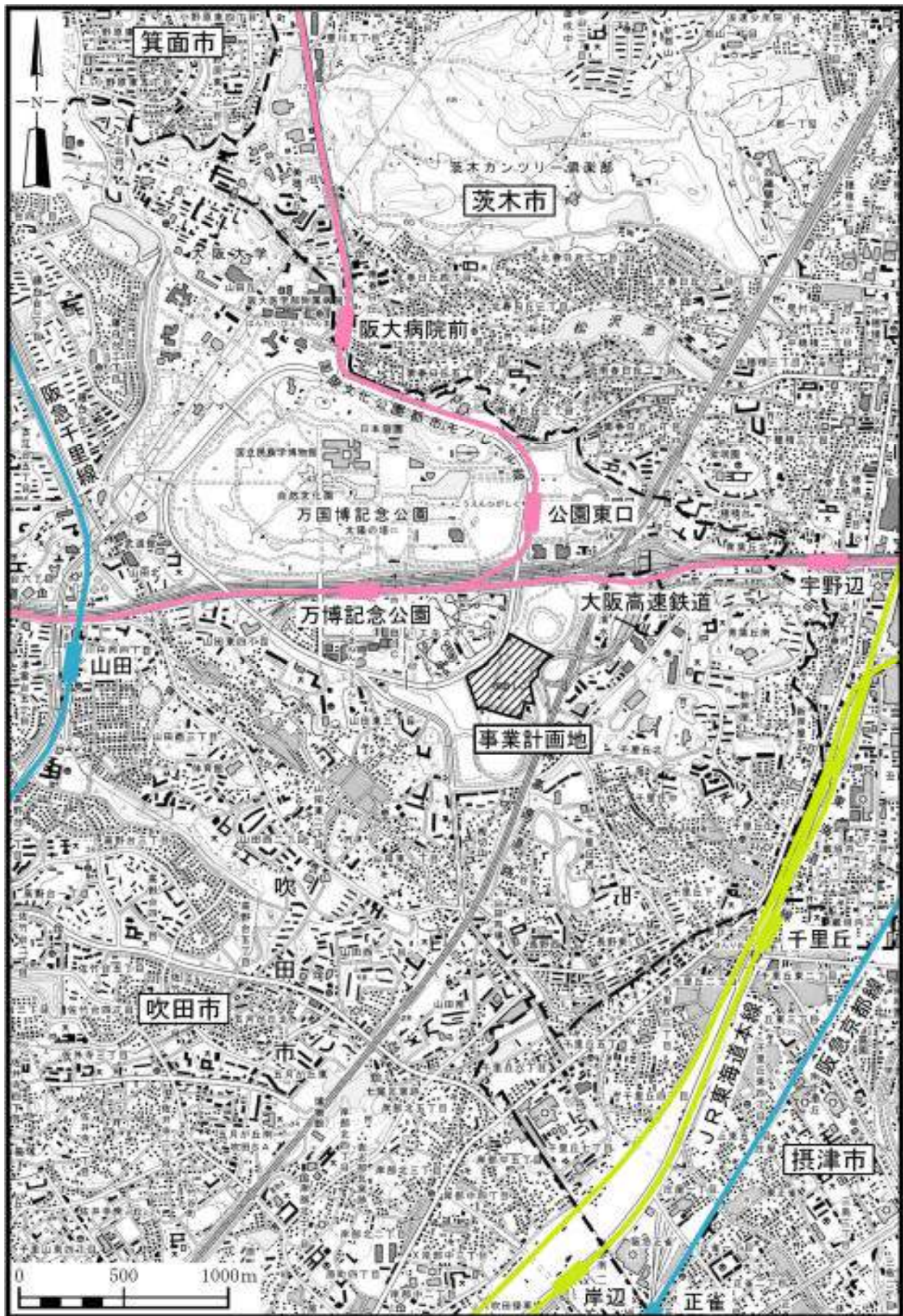
| 路線名              | 駅 名         | 乗車人員<br>(人/日) | 降車人員<br>(人/日) |
|------------------|-------------|---------------|---------------|
| J R 西日本<br>東海道本線 | 茨 木         | 44,799        | —             |
|                  | 千 里 丘       | 19,296        | —             |
|                  | 岸 辺         | 14,563        | —             |
| 阪急京都線            | 正 雀         | 10,139        | 10,680        |
|                  | 南 茨 木       | 19,711        | 20,264        |
| 阪急千里線            | 南 千 里       | 9,333         | 10,504        |
|                  | 山 田         | 9,992         | 11,158        |
|                  | 北 千 里       | 13,533        | 14,310        |
| 大阪高速鉄道           | 本<br>線      | 山 田           | 6,587         |
|                  |             | 万博記念公園        | 3,120         |
|                  |             | 宇 野 辺         | 3,325         |
|                  | 彩<br>都<br>線 | 公 園 東 口       | 756           |
|                  |             | 阪大病院前         | 2,728         |

注) 1. JRは平成 21 年度中の 1 日平均である。

2. 阪急電鉄は平成 21 年の交通量調査による。

3. 大阪高速鉄道は平成 21 年中の 1 日平均である。

出典：「平成 22 年度 大阪府統計年鑑」（大阪府、平成 23 年）



この地図は、国土地理院発行の「2万5千分の1 地形図 吹田」(平成20年)を使用したものである。

図 4-3 事業計画地周辺における鉄道網

e. 水利用

(a) 上水道

吹田市の上水道の給水普及状況及び配水量は、表 4-10 に示すとおりである。

平成 21 年度の給水世帯数は 155,047 世帯、給水人口は 351,053 人、普及率は 99.9%、年間総配水量は 42,644,783m<sup>3</sup>、1 人 1 日平均配水量は 333L である。

また、平成 17 年度からの傾向をみると、給水世帯数で増加がみられるが、給水人口はほぼ横ばい、年間総配水量と 1 人 1 日平均配水量は減少傾向にある。

表 4-10 吹田市の上水道の給水普及状況及び配水量

| 区 分                         | 平成 17 年度   | 平成 18 年度   | 平成 19 年度   | 平成 20 年度   | 平成 21 年度   |
|-----------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 給水世帯数<br>(世帯)               | 149,815    | 151,105    | 152,877    | 154,294    | 155,047    |
| 給水人口<br>(人)                 | 349,373    | 349,989    | 350,921    | 351,651    | 351,053    |
| 普及率<br>(%)                  | 99.9       | 99.9       | 99.9       | 99.9       | 99.9       |
| 年間総配水量<br>(m <sup>3</sup> ) | 44,953,092 | 44,288,768 | 43,694,361 | 42,935,368 | 42,644,783 |
| 1 人 1 日平均<br>配水量 (L)        | 352        | 347        | 341        | 335        | 333        |

出典：「吹田市統計書 平成 22 年版」(吹田市、平成 23 年)

(b) 下水道

吹田市の下水道の普及状況は、表 4-11 に示すとおりである。

平成 21 年度の都市計画決定面積は 3,582ha、処理面積は 3,479ha (普及率 97.1%)、処理人口は 350,939 人 (普及率 99.8%) である。平成 17 年度からの傾向をみると、処理人口は増加傾向にある。

表 4-11 吹田市の下水道の普及状況

| 区 分               | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 |
|-------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 都市計画決定<br>面積 (ha) | 3,582    | 3,582    | 3,582    | 3,582    | 3,582    |
| 処理面積 (ha)         | 3,473    | 3,475    | 3,477    | 3,477    | 3,479    |
| 普及率 (%)           | 97.0     | 97.0     | 97.1     | 97.1     | 97.1     |
| 処理人口 (人)          | 349,176  | 349,787  | 350,719  | 351,282  | 350,939  |
| 普及率 (%)           | 99.8     | 99.8     | 99.8     | 99.8     | 99.8     |

出典：「吹田市統計書 平成 22 年版」(吹田市、平成 23 年)

(c) 地下水

吹田市の地下水採取量の状況は、表 4-12 に示すとおりである。

平成 21 年度の井戸設置事業所数は 22 か所、井戸本数は 55 本であり、採取量については、工業用が  $454\text{m}^3/\text{日}$ 、上水用が  $24,886\text{m}^3/\text{日}$ 、その他が  $4,395\text{m}^3/\text{日}$  となっている。平成 17 年度からの傾向をみると、井戸設置事業所数、井戸本数、工業用の採取量はほぼ横ばい、上水用の採取量については平成 19 年から減少傾向である。

表 4-12 吹田市域における地下水採取量

単位： $\text{m}^3/\text{日}$

| 区 分         |       | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|-------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 井戸設置事業所数    |       | 23( 2) | 23( 2) | 22( 3) | 22( 2) | 22( 2) |
| 井 戸 本 数     |       | 57(10) | 58(10) | 58(10) | 57( 9) | 55( 6) |
| 採<br>取<br>量 | 工 業 用 | 546    | 369    | 461    | 437    | 454    |
|             | 上 水 用 | 26,378 | 27,064 | 27,687 | 27,295 | 24,886 |
|             | そ の 他 | 4,327  | 5,226  | 5,094  | 6,021  | 4,395  |
| 計           |       | 31,251 | 32,659 | 33,242 | 33,753 | 29,735 |

注) 1. 日採取量は 365 日の平均値

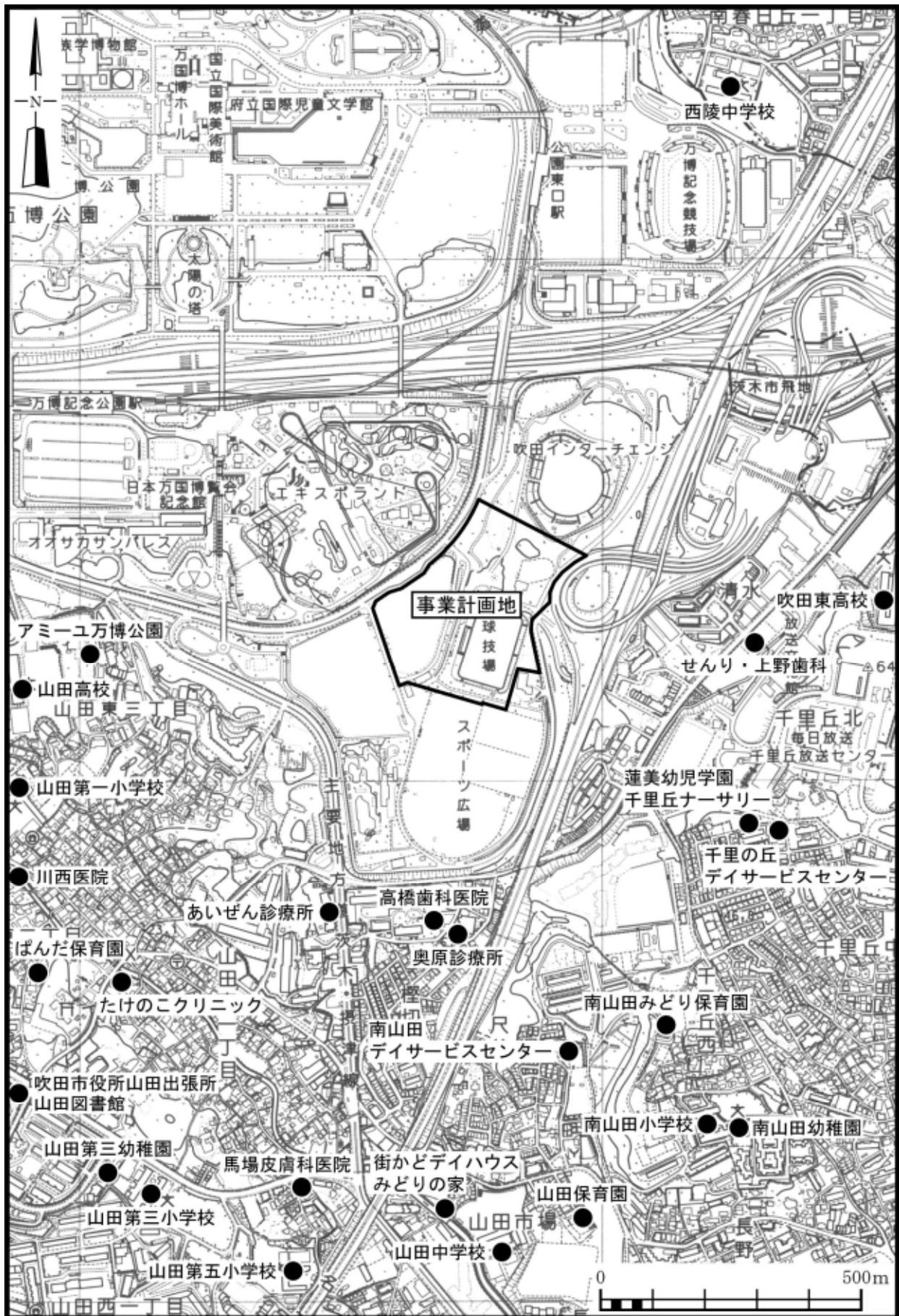
2. ( ) は休止中の事業所又は井戸本数

出典：「すいたの環境 平成 22 年版」(吹田市、平成 23 年)

f. 環境の保全について配慮を要する施設

事業計画地周辺における学校、病院、幼稚園及び保育所等の特に環境の保全について配慮を要する施設の分布状況は図 4-4 に示すとおりである。

事業計画地周辺の南側半分にこれらの施設が存在している。



出典：〔「地形図 吹田市」（吹田市、平成 16 年）〕等をもとに作成  
 図 4-4 事業計画地周辺における環境の保全について配慮を要する施設

g. 関係法令による規制等

(a) 環境基本法に基づく環境基準

国においては「環境基本法」第 16 条に基づき、大気汚染、公共用水域の水質汚濁、地下水の水質汚濁、騒音及び土壌の汚染について、それぞれ人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準が定められている。その概要は、以下に示すとおりである。

ア. 大気汚染に係る環境基準

大気の汚染に係る環境基準は、表 4-13 に示すとおりである。

大気の汚染に係る環境基準は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及び微小粒子状物質の 10 項目について定められている。

表 4-13 大気の汚染に係る環境基準

| 項 目                                                                                                                              | 基 準 値                                                                               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 二 酸 化 硫 黄                                                                                                                        | 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。                              |
| 一 酸 化 炭 素                                                                                                                        | 1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。                        |
| 浮 遊 粒 子 状 物 質                                                                                                                    | 1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 |
| 二 酸 化 窒 素                                                                                                                        | 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。                               |
| 光 化 学 オ キ シ ダ ント                                                                                                                 | 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。                                                             |
| ベ ン ゼ ン                                                                                                                          | 1 年平均値が 0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。                                             |
| ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン                                                                                                                | 1 年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。                                               |
| テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン                                                                                                              | 1 年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。                                               |
| ジ ク ロ ロ メ タ ン                                                                                                                    | 1 年平均値が 0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。                                              |
| 微 小 粒 子 状 物 質                                                                                                                    | 1 年平均値が 15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。           |
| 備考                                                                                                                               |                                                                                     |
| 1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10μm 以下のものをいう。                                                                              |                                                                                     |
| 2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。                               |                                                                                     |
| 3. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。 |                                                                                     |
| 4. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。                                 |                                                                                     |

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 環境庁告示第 25 号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 環境庁告示第 38 号）

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 9 年 環境庁告示第 4 号）

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年 環境庁告示第 33 号）

# イ．水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁に係る環境基準は、表 4-14(1)、(2)に示すとおりである。

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する環境基準と生活環境の保全に関する環境基準がある。人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域（但し、ふっ素及びほう素については海域を除く）について一律の基準値が定められている。

また、生活環境の保全に関する環境基準は、水域類型ごとに基準値が定められており、吹田市内における対象水域とその水域類型は表 4-15 に示すとおりである。なお、事業計画地周辺には、南西側にD類型の山田川がある。

表 4-14(1) 人の健康の保護に関する環境基準

| 項 目                                                                                                                                                                                                                                                                              | 基 準 値        | 項 目            | 基 準 値       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|----------------|-------------|
| カドミウム                                                                                                                                                                                                                                                                            | 0.003mg/L以下  | 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/L以下 |
| 全シアン                                                                                                                                                                                                                                                                             | 検出されないこと     | トリクロロエチレン      | 0.03mg/L以下  |
| 鉛                                                                                                                                                                                                                                                                                | 0.01mg/L以下   | テトラクロロエチレン     | 0.01mg/L以下  |
| 六価クロム                                                                                                                                                                                                                                                                            | 0.05mg/L以下   | 1,3-ジクロロプロペン   | 0.002mg/L以下 |
| 砒素                                                                                                                                                                                                                                                                               | 0.01mg/L以下   | チウラム           | 0.006mg/L以下 |
| 総水銀                                                                                                                                                                                                                                                                              | 0.0005mg/L以下 | シマジン           | 0.003mg/L以下 |
| アルキル水銀                                                                                                                                                                                                                                                                           | 検出されないこと     | チオベンカルブ        | 0.02mg/L以下  |
| PCB                                                                                                                                                                                                                                                                              | 検出されないこと     | ベンゼン           | 0.01mg/L以下  |
| ジクロロメタン                                                                                                                                                                                                                                                                          | 0.02mg/L以下   | セレン            | 0.01mg/L以下  |
| 四塩化炭素                                                                                                                                                                                                                                                                            | 0.002mg/L以下  | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素  | 10mg/L以下    |
| 1,2-ジクロロエタン                                                                                                                                                                                                                                                                      | 0.004mg/L以下  | ふっ素            | 0.8mg/L以下   |
| 1,1-ジクロロエチレン                                                                                                                                                                                                                                                                     | 0.1mg/L以下    | ほう素            | 1mg/L以下     |
| シス-1,2-ジクロロエチレン                                                                                                                                                                                                                                                                  | 0.04mg/L以下   | 1,4-ジオキサン      | 0.05mg/L以下  |
| 1,1,1-トリクロロエタン                                                                                                                                                                                                                                                                   | 1mg/L以下      |                |             |
| 備考<br>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。<br>2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項（記載略）に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。<br>3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと日本工業規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 |              |                |             |

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年 環境庁告示第59号）

表 4-14(2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く））

ア

| 項目<br>類型                                          | 利用目的の<br>適 応 性            | 基 準 値                    |                                 |                      |                   |                      |
|---------------------------------------------------|---------------------------|--------------------------|---------------------------------|----------------------|-------------------|----------------------|
|                                                   |                           | 水 素 イ オ ン<br>濃 度<br>(pH) | 生 物 化 学 的<br>酸 素 要 求 量<br>(BOD) | 浮 遊 物 質 量<br>(SS)    | 溶 存 酸 素 量<br>(DO) | 大腸菌群数                |
| AA                                                | 水道1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの  | 6.5以上<br>8.5以下           | 1mg/L以下                         | 25mg/L以下             | 7.5mg/L以上         | 50MPN<br>/100mL以下    |
| A                                                 | 水道2級・水産1級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの | 6.5以上<br>8.5以下           | 2mg/L以下                         | 25mg/L以下             | 7.5mg/L以上         | 1,000MPN<br>/100mL以下 |
| B                                                 | 水道3級・水産2級及びC以下の欄に掲げるもの    | 6.5以上<br>8.5以下           | 3mg/L以下                         | 25mg/L以下             | 5mg/L以上           | 5,000MPN<br>/100mL以下 |
| C                                                 | 水産3級・工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの  | 6.5以上<br>8.5以下           | 5mg/L以下                         | 50mg/L以下             | 5mg/L以上           | —                    |
| D                                                 | 工業用水2級・農業用水及びEの欄に掲げるもの    | 6.0以上<br>8.5以下           | 8mg/L以下                         | 100mg/L以下            | 2mg/L以上           | —                    |
| E                                                 | 工業用水3級<br>環境保全            | 6.0以上<br>8.5以下           | 10mg/L以下                        | ごみ等の浮遊<br>が認められないこと。 | 2mg/L以上           | —                    |
| 備考                                                |                           |                          |                                 |                      |                   |                      |
| 1. 基準値は、日間平均値とする。                                 |                           |                          |                                 |                      |                   |                      |
| 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。 |                           |                          |                                 |                      |                   |                      |

注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

| 項目<br>類型             | 水生生物の生息状況の適応性                                                     | 基準値        |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------|------------|
|                      |                                                                   | 全亜鉛        |
| 生物 A                 | イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域                            | 0.03mg/L以下 |
| 生物特 A                | 生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域        | 0.03mg/L以下 |
| 生物 B                 | コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域                               | 0.03mg/L以下 |
| 生物特 B                | 生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L以下 |
| 備考<br>基準値は、年間平均値とする。 |                                                                   |            |

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年 環境庁告示第59号）

表 4-15 吹田市内における対象水域とその水域類型

| 水域名     | 範囲                   | 該当類型 |
|---------|----------------------|------|
| 山 田 川   | 全域                   | D    |
| 味 舌 水 路 | 味舌水路全域、穴田川全域及び井池水路全域 | D    |
| 糸 田 川   | 糸田川全域、上の川全域及び山の谷川全域  | D    |
| 高 川     | 全域                   | D    |
| 正 雀 川   | 全域                   | E    |
| 安 威 川   | 吹田市域                 | C    |
| 神 崎 川   | 吹田市域                 | B    |

注）現状において既に目標値を達成している水域においては、現状より悪化させないこととする。

出典：「すいたの環境 平成 22 年版」（吹田市、平成 23 年）

ウ．地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 4-16 に示すとおりである。

表 4-16 地下水の水質汚濁に係る環境基準

| 項 目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 基 準 値        | 項 目            | 基 準 値       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|----------------|-------------|
| カドミウム                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 0.003mg/L以下  | 1,1,1-トリクロロエタン | 1mg/L以下     |
| 全シアン                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 検出されないこと     | 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/L以下 |
| 鉛                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 0.01mg/L以下   | トリクロロエチレン      | 0.03mg/L以下  |
| 六価クロム                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 0.05mg/L以下   | テトラクロロエチレン     | 0.01mg/L以下  |
| 砒素                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 0.01mg/L以下   | 1,3-ジクロロプロペン   | 0.002mg/L以下 |
| 総水銀                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 0.0005mg/L以下 | チウラム           | 0.006mg/L以下 |
| アルキル水銀                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 検出されないこと     | シマジン           | 0.003mg/L以下 |
| PCB                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 検出されないこと     | チオベンカルブ        | 0.02mg/L以下  |
| ジクロロメタン                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 0.02mg/L以下   | ベンゼン           | 0.01mg/L以下  |
| 四塩化炭素                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 0.002mg/L以下  | セレン            | 0.01mg/L以下  |
| 塩化ビニルモノマー                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 0.002mg/L以下  | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素  | 10mg/L以下    |
| 1,2-ジクロロエタン                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 0.004mg/L以下  | ふっ素            | 0.8mg/L以下   |
| 1,1-ジクロロエチレン                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 0.1mg/L以下    | ほう素            | 1mg/L以下     |
| 1,2-ジクロロエチレン                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 0.04mg/L以下   | 1,4-ジオキサン      | 0.05mg/L以下  |
| <p>備考</p> <p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄（記載略）に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと日本工業規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p> <p>4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p> |              |                |             |

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年 環境庁告示第10号）

## エ．騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は表 4-17 に示すとおりである。また、大阪府では地域の類型ごとに当てはめる地域の指定が表 4-18 に示すとおり行われている。

事業計画地周辺は、A 類型もしくは B 類型に指定されている。

表 4-17 騒音に係る環境基準

(等価騒音レベル)

| 地域の類型  | 基準 値         |                |
|--------|--------------|----------------|
|        | 昼間（6 時～22 時） | 夜間（22 時～翌 6 時） |
| A A    | 5 0 デシベル以下   | 4 0 デシベル以下     |
| A 及び B | 5 5 デシベル以下   | 4 5 デシベル以下     |
| C      | 6 0 デシベル以下   | 5 0 デシベル以下     |

- 注) 1. A A を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。  
 2. A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。  
 3. B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。  
 4. C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下、「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(等価騒音レベル)

| 地域の区分                                                 | 基準 値         |                |
|-------------------------------------------------------|--------------|----------------|
|                                                       | 昼間（6 時～22 時） | 夜間（22 時～翌 6 時） |
| A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域                         | 6 0 デシベル以下   | 5 5 デシベル以下     |
| B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域 | 6 5 デシベル以下   | 6 0 デシベル以下     |

- 注) 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車線部分をいう。

なお、道路に面する地域のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間については、次表の欄に掲げるとおりとする。

(等価騒音レベル)

| 基準 値                                                                                                                  |                |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 昼間（6 時～22 時）                                                                                                          | 夜間（22 時～翌 6 時） |
| 7 0 デシベル以下                                                                                                            | 6 5 デシベル以下     |
| 備考<br>個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。 |                |

- 注) 1. 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。  
 ① 道路法(昭和 27 年 法律第 180 号)第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては、4 車線以上の区間に限る。)  
 ② ①に掲げる道路を除くほか、道路運送法(昭和 26 年 法律第 183 号)第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則(昭和 44 年 建設省令第 49 号)第 7 条第 1 号に掲げる自動車専用道路  
 2. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。  
 ① 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル  
 ② 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 環境庁告示第 64 号）

表 4-18 地域の類型ごとに当てはめる地域の指定

| 地域の類型 | 該当地域                                                                                                                        |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| A A   | 吹田市内該当なし                                                                                                                    |
| A     | 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域                                   |
| B     | 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域、並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域（関西国際空港の敷地及び工業用の埋立地を除く。） |
| C     | 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域（関西国際空港の敷地を除く。）及び工業地域（関西国際空港の敷地を除く。）                                |

出典：「騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定」  
（平成 11 年 3 月 大阪府公告第 29 号）

オ．土壤汚染に係る環境基準

土壤の汚染に係る環境基準は、表 4-19 に示すとおりである。

表 4-19 土壤の汚染に係る環境基準

| 項 目             | 環境上の条件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| カドミウム           | 検液 1Lにつき 0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kgにつき 0.4mg以下であること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 全シアン            | 検液中に検出されないこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 有機燐             | 検液中に検出されないこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 鉛               | 検液 1Lにつき 0.01mg以下であること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 六価クロム           | 検液 1Lにつき 0.05mg以下であること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 砒素              | 検液 1Lにつき 0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kgにつき 15mg未満であること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 総水銀             | 検液 1Lにつき 0.0005mg以下であること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| アルキル水銀          | 検液中に検出されないこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| P C B           | 検液中に検出されないこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 銅               | 農用地（田に限る。）において、土壌 1 kgにつき 125mg未満であること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| ジクロロメタン         | 検液 1Lにつき 0.02mg以下であること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 四塩化炭素           | 検液 1Lにつき 0.002mg以下であること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 1,2-ジクロロエタン     | 検液 1Lにつき 0.004mg以下であること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 1,1-ジクロロエチレン    | 検液 1Lにつき 0.02mg以下であること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 検液 1Lにつき 0.04mg以下であること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 1,1,1-トリクロロエタン  | 検液 1Lにつき 1 mg以下であること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 1,1,2-トリクロロエタン  | 検液 1Lにつき 0.006mg以下であること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| トリクロロエチレン       | 検液 1Lにつき 0.03mg以下であること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| テトラクロロエチレン      | 検液 1Lにつき 0.01mg以下であること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 1,3-ジクロロプロペン    | 検液 1Lにつき 0.002mg以下であること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| チウラム            | 検液 1Lにつき 0.006mg以下であること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| シマジン            | 検液 1Lにつき 0.003mg以下であること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| チオベンカルブ         | 検液 1Lにつき 0.02mg以下であること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| ベンゼン            | 検液 1Lにつき 0.01mg以下であること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| セレン             | 検液 1Lにつき 0.01mg以下であること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| ふっ素             | 検液 1Lにつき 0.8mg以下であること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| ほう素             | 検液 1Lにつき 1 mg以下であること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 備 考             | <p>1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表（記載略）に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 Lにつき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び 1 mgを超えていない場合には、それぞれ検液 1 Lにつき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び 3 mgとする。</p> <p>3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄（記載略）に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。</p> |

出典：「土壤の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年 環境庁告示第 46 号）

(b) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年 法律第 105 号）第 7 条の規定に基づき、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準が表 4-20 に示すとおり設定されている。

表 4-20 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む）  
及び土壌汚染に係る環境基準

| 媒 体                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 基 準 値                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 大 気                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下 |
| 水 質<br>(水底の底質を除く。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 1pg-TEQ/L以下                 |
| 水底の底質                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 150pg-TEQ/g以下               |
| 土 壌                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 1,000pg-TEQ/g以下             |
| 備 考                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                             |
| 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。<br>2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。<br>3. に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。<br>4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。 |                             |

- 注) 1. 大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。  
 2. 水質汚濁（水底の底質汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。  
 3. 水底の底質汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。  
 4. 土壌汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）  
及び土壌汚染に係る環境基準について」

(平成 11 年 環境省告示第 68 号)

(c) 環境保全に係る条例等

吹田市では、市民、事業者及び行政のすべての者が、より一層の英知と総力を結集し、協働して、環境の保全と創造に取り組み、自然との共生を図りつつ持続的に発展する吹田をめざすことを目的に「吹田市環境基本条例（以下、基本条例）」を平成 9 年 4 月に制定している。また、基本条例の理念にのっとり、公害の防止その他の環境の保全及び創造に関する施策の必要な事項を定め、これに基づく施策を推進し、もって現在及び将来の市民の安全で健康かつ快適な生活の確保に資することを目的として、「吹田市環境の保全等に関する条例」を平成 9 年 4 月に制定している。さらに、平成 10 年 8 月に基本条例に基づき、「吹田市環境基本計画」策定し、平成 21 年 3 月に「吹田市第 2 次環境基本計画」として見直しが行われている。

大阪府では、平成 6 年 3 月に「大阪府環境基本条例」が制定され、その理念にのっとり、公害の防止に関する規制の措置等を定めた「大阪府生活環境の保全等に関する条例」が平成 6 年 3 月に制定されている。

## ア. 大気汚染

### (ア) 工場・事業場に係る規制

「大気汚染防止法」（昭和 43 年 法律第 97 号）では、ばい煙発生施設について、ばい煙に係る排出基準、指定ばい煙（硫黄酸化物及び窒素酸化物）に係る総量規制基準とともに、これらの施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。また、一般粉じん発生施設については構造、使用、管理に関する基準とともに、特定粉じん発生施設については工場・事業場の敷地境界線にける石綿濃度の許容限度とともに、それぞれの施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成 6 年 大阪府条例第 6 号）では、ばい煙（ばいじん、有害物質、炭化水素類）及び粉じん（一般粉じん、特定粉じん）を規制基準として定めており、これらを排出する施設のうち「大気汚染防止法」が適用されない施設に対しては、排出基準、設置・構造・使用・管理基準、原料使用基準等の基準とともに、これらの施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

吹田市では、これらの法や府条例に基づき、規制対象施設の設置・変更等に係る届出の受理や立入検査を行い、法令遵守状況の確認を行なわれ、「吹田市環境の保全等に関する条例」に基づき硫黄酸化物等に係る公害防止協定を主要な工場・事業場と締結するなど公害防止に努められている。

### (イ) 建設作業に係る規制

「大気汚染防止法」では、特定粉じん排出（吹付け石綿を使用した建築物の解体・改造・補修作業）について、作業基準とともに、作業の実施の際に届出が必要となることが定められている。

### (ウ) 自動車排出ガスに係る規制

「大気汚染防止法」では「自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度」（平成 7 年 環境庁告示第 64 号）により自動車排出ガスに係る許容限度が定められており、いわゆる単体規制が行われている。また、自動車排出ガスにより、道路の部分及びその周辺の区域における一酸化炭素の濃度が一定の限度を超えていると認める場合、都道府県知事又は市町村長は、都道府県公安委員会に対し、「道路交通法」（昭和 35 年 法律第 105 号）の規定による措置の要請を行うことができるとしている。

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成 4 年 法律第 70 号）（以下「自動車 NO<sub>x</sub> 法」という。）では、自動車の交通が集中している地域で二酸化窒素に係る環境基準の確保が困難と認められる地域を特定地域として定めており、吹田市はその地域に該当している。さらに、「自動車 NO<sub>x</sub> 法」では、特定地域における特定の種類の自動車（特定自動車）について窒素酸化物の排出量に関する基準（特定自動車排出基準）が定められており、いわゆる車種規制が行われている。

## イ．水質汚濁

### (ア) 公共用水域に係る規制

「水質汚濁防止法」（昭和 45 年 法律第 138 号）では、特定施設について、排水基準とともに、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和 48 年 法律第 110 号）では、特定施設を設置する工場・事業場から公共用水域に排出される排出水の 1 日当たりの最大量が  $50\text{m}^3$  以上である場合、「水質汚濁防止法」において規定されている指定項目（化学的酸素要求量）で表示した汚濁負荷量に係る総量規制基準の適用とともに、施設の設置、構造等の変更を行う際に許可が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、届出施設を設置する工場・事業場について、排水基準とともに、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

### (イ) 地下水の水質に係る規制

「水質汚濁防止法」では、有害物質使用特定施設を設置する工場・事業場に対して有害物質を含む汚水の地下浸透を禁止している。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、届出施設を設置する工場・事業場に対して有害物質を含む汚水の地下浸透を禁止している。

## ウ．騒音

### (ア) 工場・事業場に係る規制

「騒音規制法」（昭和 43 年 法律第 98 号）では、金属加工機械、空気圧縮機及び送風機などの特定施設を設置する工場・事業場について、表 4-21 に示す規制基準とともに、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境保全等に関する条例」では、工場・事業場（特定施設を設置するものを除く。）について表 3-21 に示す規制基準が定められているとともに、金属加工機械、圧縮機及び送風機などの届出施設を設置する工場・事業場については施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。事業計画地は第二種区域に指定されている。

表 4-21 騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準

| 時間の区分<br>区域の区分 |                                                      | 朝<br>〔午前 6 時から<br>午前 8 時まで〕 | 昼 間<br>〔午前 8 時から<br>午後 6 時まで〕 | 夕<br>〔午後 6 時から<br>午後 9 時まで〕 | 夜 間<br>〔午後 9 時から翌日<br>の午前 6 時まで〕 |
|----------------|------------------------------------------------------|-----------------------------|-------------------------------|-----------------------------|----------------------------------|
| 第一種区域          |                                                      | 45 デシベル                     | 50 デシベル                       | 45 デシベル                     | 40 デシベル                          |
| 第二種区域          |                                                      | 50 デシベル                     | 55 デシベル                       | 50 デシベル                     | 45 デシベル                          |
| 第三種区域          |                                                      | 60 デシベル                     | 65 デシベル                       | 60 デシベル                     | 55 デシベル                          |
| 第四種区域          | 既設の学校、保育所等の<br>周囲50mの区域及び第二<br>種区域の境界線から15m<br>以内の区域 | 60 デシベル                     | 65 デシベル                       | 60 デシベル                     | 55 デシベル                          |
|                | その他の区域                                               | 65 デシベル                     | 70 デシベル                       | 65 デシベル                     | 60 デシベル                          |

- 注) 1. 測定点は、工場又は事業場の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。
2. 区域の区分は、以下に示すとおりである。
- 第一種区域：第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域
- 第二種区域：第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域、並びに用途地域の指定のない地域（工業用の埋立地を除く。）のうち第四種区域に該当する地域以外の地域
- 第三種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域のうち第四種区域に該当する地域以外の地域
- 第四種区域：工業地域及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成6年大阪府規則第81号）第53条第2号に掲げる地域
3. 「既設の学校、保育所等」とは、学校、保育所、病院及び収用施設を有する診療所であって、第四種区域及びその周辺50mの区域内に昭和45年4月1日において既に設置されているもの（同日において既に着工されているものを含む。）をいう。
4. この表は建設工事に伴って発生する騒音並びに航空機騒音及び鉄軌道の運行に伴って発生する騒音については適用しないものとする。

出 典：昭和 43 年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号  
昭和 49 年大阪府告示第 949 号、平成 6 年大阪府規則第 81 号  
平成 13 年吹田市告示第 87 号、平成 13 年吹田市告示第 88 号

(イ) 建設作業に係る規制

「騒音規制法」では、くい打機、くい抜き機及びバックホウを使用する作業などの特定建設作業について、表 4-22 に示す規制基準とともに、作業の実施の際に届出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境保全等に関する条例」では、「騒音規制法」に定める特定建設作業の他、コンクリートカッターを使用する作業等についても特定建設作業と定め、これらの作業について、表 3-22 に示す規制基準とともに、作業の実施の際に届出が必要となることが定められている。

表 4-22 騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例による特定建設作業の規制基準

| 特定建設作業の種類                                                                                                                          | 敷地境界線における音量 | 作業禁止時間                                 |                                        | 1日における延作業時間            |                        | 同一場所における作業期間               |                                 | 作業禁止日 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|----------------------------------------|----------------------------------------|------------------------|------------------------|----------------------------|---------------------------------|-------|
|                                                                                                                                    |             | 1号区域                                   | 2号区域                                   | 1号区域                   | 2号区域                   | 1号区域                       | 2号区域                            |       |
| 1. くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガと併用する作業を除く）                                                        | 85<br>デシベル  | 19<br>時<br>から<br>翌<br>日<br>の<br>7<br>時 | 22<br>時<br>から<br>翌<br>日<br>の<br>6<br>時 | 10<br>時<br>間<br>以<br>内 | 14<br>時<br>間<br>以<br>内 | 連<br>続<br>6<br>日<br>以<br>内 | 日<br>曜<br>日<br>及<br>び<br>休<br>日 |       |
| 2. びょう打機を使用する作業                                                                                                                    |             |                                        |                                        |                        |                        |                            |                                 |       |
| 3. さく岩機を使用する作業*                                                                                                                    |             |                                        |                                        |                        |                        |                            |                                 |       |
| 4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限り）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）                                                  |             |                                        |                                        |                        |                        |                            |                                 |       |
| 5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限り）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限り）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く） |             |                                        |                                        |                        |                        |                            |                                 |       |
| 6. バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限り）を使用する作業                                                   |             |                                        |                                        |                        |                        |                            |                                 |       |
| 7. トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限り）を使用する作業                                               |             |                                        |                                        |                        |                        |                            |                                 |       |
| 8. ブルドーザ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限り）を使用する作業                                                   |             |                                        |                                        |                        |                        |                            |                                 |       |
| 9. 6、7又は8に規定する作業以外のショベル系掘削機械（原動機の定格出力が20kWを超えるものに限り）、トラクターショベル又はブルドーザを使用する作業                                                       |             |                                        |                                        |                        |                        |                            |                                 |       |
| 10. コンクリートカッタを使用する作業*                                                                                                              |             |                                        |                                        |                        |                        |                            |                                 |       |
| 11. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業                                                                                                       |             |                                        |                                        |                        |                        |                            |                                 |       |

- 注) 1. \*は、作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限ることを示す。
2. 第1号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、及び用途地域の指定のない地域（工業用の埋立地を除く。）のうち第2号区域に該当する地域以外の地域、並びに工業地域及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」第53条第2号に掲げる地域のうち学校、保育所、病院、収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域内の地域を示す。
3. 第2号区域とは、工業地域及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」第53条第2号に掲げる地域のうち第1号区域に該当する地域以外の地域を示す。
4. 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等には、作業時間等の適用除外が設けられている。
5. 適用の欄の法とは「騒音規制法」を、条例とは「大阪府生活環境の保全等に関する条例」をそれぞれ示す。

出 典：昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号・昭和 43 年政令第 324 号  
 昭和 49 年大阪府公告第 92 号、平成 6 年大阪府規則第 81 号  
 平成 13 年吹田市公告第 36 号

(ウ) 自動車騒音に係る規制

「騒音規制法」では自動車騒音に係る許容限度が定められており、いわゆる単体規制が行われている。また、自動車騒音が表 4-23 に示す限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認める場合、都道府県知事又は市町村長は、都道府県公安委員会に対し、「道路交通法」の規定による措置（交通規制）の要請を行うことができるとしている。さらに、道路管理者又は関係行政機関の長に、道路構造の改善その他の自動車騒音の低減に資する事項について意見を述べるができるとしている。

表 4-23 「騒音規制法」に基づく自動車騒音に係る要請限度

|   | 区域の区分                                                 | 時間の区分                          |                                   |
|---|-------------------------------------------------------|--------------------------------|-----------------------------------|
|   |                                                       | 昼 間<br>〔午前 6 時から<br>午後 10 時まで〕 | 夜 間<br>〔午後 10 時から<br>翌日の午前 6 時まで〕 |
| 1 | a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域                       | 65 デシベル                        | 55 デシベル                           |
| 2 | a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域                         | 70 デシベル                        | 65 デシベル                           |
| 3 | b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域 | 75 デシベル                        | 70 デシベル                           |

注) 1. 区域の区分は、以下に示すとおりである。

- a 区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
- b 区域：第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の指定のない地域
- c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

2. 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路（道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 号に規定する自動車専用道路をいう。）に近接する区域（2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地境界から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

出 典：平成 12 年総理府令第 15 号  
平成 12 年大阪府公告第 41 号  
平成 13 年吹田市公告第 37 号

(エ) その他の規制

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、商業宣伝を目的とした拡声機の使用の制限や深夜における音響機器（カラオケ）の使用の制限、及び深夜における営業等の制限について、規制の措置が定められている。

## エ．振動

### (ア) 工場・事業場に係る規制

「振動規制法」（昭和 51 年 法律第 64 号）では、金属加工機械及び圧縮機などの特定施設を設置する工場・事業場について、表 4-24 に示す規制基準とともに、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、工場・事業場（特定施設を設置するものを除く。）について表 3-24 に示す規制基準が定められているとともに、金属加工機械及び圧縮機などの届出施設を設置する工場・事業場については施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

事業計画地は第一種区域に指定されている。

表 4-24 振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき規制基準

| 時間の区分<br>区域の区分 |                                                 | 昼 間<br>〔午前 6 時から<br>午後 9 時まで〕 | 夜 間<br>〔午後 9 時から翌日<br>の午前 6 時まで〕 |
|----------------|-------------------------------------------------|-------------------------------|----------------------------------|
| 第 一 種 区 域      |                                                 | 60 デシベル                       | 55 デシベル                          |
| 第二種区域（Ⅰ）       |                                                 | 65 デシベル                       | 60 デシベル                          |
| 第二種区域（Ⅱ）       | 既設の学校、保育所等の敷地の周囲 50m の区域及び第一種区域の境界線から 15m 以内の地域 | 65 デシベル                       | 60 デシベル                          |
|                | その他の区域                                          | 70 デシベル                       | 65 デシベル                          |

注) 1. 測定場所は、原則として工場又は事業場の敷地境界線とする。

2. 区域の区分は、以下に示すとおりである。

第一種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域、並びに用途地域の指定のない地域（工業用の埋立地を除く。）のうち第二種区域（Ⅱ）に該当する地域以外の地域

第二種区域（Ⅰ）：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域のうち第二種区域（Ⅱ）に該当する地域以外の地域

第二種区域（Ⅱ）：工業地域及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」第53条第2号に掲げる地域

3. 「既設の学校、保育所等」とは、学校、保育所、病院、収用施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームであって、昭和52年12月1日において既に設置されているもの（同日において既に着工されているものを含む。）をいう。

4. この表は、建設工事に伴って発生する振動及び鉄軌道の運行に伴って発生する振動については摘要しないものとする。

出典：昭和51年環境庁告示第90号、昭和52年大阪府告示第1489号  
平成 6 年大阪府規則第 81 号、平成 13 年吹田市告示第 89 号  
平成 13 年吹田市告示第 90 号

(イ) 建設作業に係る規制

「振動規制法」では、くい打機及びくい抜き機を使用する作業などの特定建設作業について、表 4-25 に示す規制基準とともに、作業の実施の際に届出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、「振動規制法」に定める特定建設作業の他、ブルドーザ、トラクターショベル又はショベル系掘削機械を使用する作業を特定建設作業と定め、これらの作業について表 3-25 に示す規制基準とともに、作業の実施の際に届出が必要となることが定められている。

表 4-25 振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例による特定建設作業の規制基準

| 適用   | 特定建設作業の種類                                                                      | 敷地境界線における振動の大きさ | 作業禁止時間     |            | 1日における延作業時間 |        | 同一場所における作業期間 |      | 作業禁止日   |
|------|--------------------------------------------------------------------------------|-----------------|------------|------------|-------------|--------|--------------|------|---------|
|      |                                                                                |                 | 1号区域       | 2号区域       | 1号区域        | 2号区域   | 1号区域         | 2号区域 |         |
| 法・条例 | 1. くい打機（もんけんを除く）、くい抜き機又はくい打くい抜き機（圧入式くい打くい抜き機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガと併用する作業を除く） | 75デシベル          | 19時から翌日の7時 | 22時から翌日の6時 | 10時間以内      | 14時間以内 | 連続6日以内       |      | 日曜日及び休日 |
|      | 2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業                                                    |                 |            |            |             |        |              |      |         |
|      | 3. 舗装版破砕機を使用する作業*                                                              |                 |            |            |             |        |              |      |         |
|      | 4. ブレーカ（手持式のものを除く）を使用する作業*                                                     |                 |            |            |             |        |              |      |         |
| 条例   | 5. ブルドーザ、トラクターショベル又はショベル系掘削機械を使用する作業                                           |                 |            |            |             |        |              |      |         |

- 注) 1. \*は、作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限ることを示す。
2. 第1号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、及び用途地域の指定のない地域（工業用の埋立地を除く。）のうち第2号区域に該当する地域以外の地域、並びに工業地域及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」第53条第2号に掲げる地域のうち学校、保育所、病院、収用施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域内の地域を示す。
3. 第2号区域とは、工業地域及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」第53条第2号に掲げる地域のうち第1号区域に該当する地域以外の地域を示す。
4. 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等には、作業時間等の適用除外が設けられている。
5. 適用の欄の法とは「振動規制法」を、条例とは「大阪府生活環境の保全等に関する条例」をそれぞれ示す。

出典：昭和51年総理府令第58号、昭和51年政令第280号  
 昭和52年大阪府公告第303号、平成6年大阪府規則第81号  
 平成13年吹田市公告第38号

(ウ) 道路交通振動に係る規制

「振動規制法」では、道路交通振動が表 4-26 に示す限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認める場合、都道府県知事又は市町村長は、道路管理者に対し当該道路の道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置の要請、又は都道府県公安委員会に対し「道路交通法」の規定による措置（交通規制）の要請を行うことができるとしている。

表 4-26 振動規制法に基づく道路交通振動の限度

| 時間の区分<br>区域の区分 | 昼 間<br>〔午前 6 時から<br>午後 9 時まで〕 | 夜 間<br>〔午後 9 時から翌日<br>の午前 6 時まで〕 |
|----------------|-------------------------------|----------------------------------|
| 第一種区域          | 65 デシベル                       | 60 デシベル                          |
| 第二種区域          | 70 デシベル                       | 65 デシベル                          |

注) 区域の区分は、以下に示すとおりである。(ただし、工業専用地域、関西国際空港・大阪国際空港・八尾空港の敷地、工業用の埋立地のうち用途地域の指定のない地域を除く)。

第一種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域、並びに用途地域の指定のない地域

第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：昭和 51 年総理府令第 58 号

昭和 52 年大阪府公告第 304 号

平成 13 年吹田市公告第 39 号

#### オ．悪臭

「悪臭防止法」（昭和 46 年 法律第 91 号）では、不快な臭いの原因となり生活環境を損なうおそれのある物質として、22 物質を特定悪臭物質として指定している。また、「悪臭防止法」では工場や事業場に対して、施設などの届出の義務はなく、規制基準が定められている。

規制には悪臭物質による濃度規制と、人の臭覚による臭気指数規制があり、どちらかで規制することになっており、吹田市では濃度規制に代えて、多種多様な悪臭物質による複合臭等に対応が可能な規制方法である臭気指数規制を平成 21 年度 4 月から導入している。

#### カ．土壤汚染

「水質汚濁防止法」では、有害物質使用特定施設を設置する工場・事業場に対して有害物質を含む汚水の地下浸透を禁止している。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、届出施設を設置する工場・事業場に対して有害物質を含む汚水の地下浸透を禁止している。

「土壤汚染対策法」（平成 14 年 法律第 53 号）が定められ、この法制度を補完するため、平成 16 年 1 月 1 日から「大阪府生活環境の保全等に関する条例」による土壤汚染対策制度が開始されている。これら制度の主な内容は、一定の機会を捉えて土地所有者等が土壤汚染の調査を行い、その状況により土地所有者等が当該土地の土壤汚染に対する措置を行うこととなっている。

「土壤汚染対策法」においては、土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的としている。土壤中の有害物質の含有量又は溶出量がリスク管理を必要とする濃度レベルを超えている場合はリスク低減のために必要な措置を行うことが求められている。

土壤汚染状況調査については、①有害物質使用特定施設の使用の廃止時、②3,000m<sup>2</sup> 以上の土地の形質の変更の届出の際に土壤汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき、③自主調査において土壤汚染が判明した場合において、土地の所有者が都道府県知事に区域の指定の申請したとき等に実施される。調査の結果、土壤の汚染状態が指定基準を超過した場合には、区域が①土地の形質変更時に届出が必要な区域（形質変更時要届出区域）、②盛土、封じ込め等の対策が必要な区域（要措置区域）に分類され、要措置区域は都道府県知事が必要な対策を指示することとなっている。また、要措置区域及び形質変更時要届出区域内の土壤をこれらの区域外に搬出しようとする者に対し、都道府県知事への事前届出、計画の変更命令、運搬に係る基準に違反した場合の措置命令、汚染土壤に係る管理票の交付及び保存の義務等が規定されている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」においては、土地の所有者、管理者及び占有者（以下「所有者等」という。）は土地の形質変更（3,000m<sup>2</sup> 以上の土地の区域内における土地の形質変更）をしようとする場合には、土地の利用履歴調査を実施し、知事に報告する。また、土壤汚染の可能性がある認められる場合には、管理有害物質による汚染状態について調査し、その結果を知事に報告することになっている。さらに、調査の結果、土壤の汚染状態が指定基準を超過

した場合には、知事は、①土地の形質変更時に届出が必要な区域（要届出管理区域）と②汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置が必要な区域（要措置管理区域）を指定することとなっている。

#### キ．地盤沈下

「工業用水法」（昭和 31 年 法律第 146 号）では工業用水としての地下水の採取について許可等が必要とされており、吹田市域では名神高速道路以南の地域が、規制地域に該当している。

「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年 法律第 100 号）では冷暖房設備、水洗便所、洗車設備及び公衆浴場の用に供される建築物用の地下水の採取について許可等が必要とされているが、吹田市は規制地域に該当していない。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では給水人口 5,000 人以上の水道事業用の地下水の採取について許可等が必要とされているが、吹田市は規制地域に該当していない。

#### ク．日照阻害

「建築基準法」（昭和 25 年 法律第 201 号）では日照を確保するため中高層の建築物の高さの制限について規定しており、「大阪府建築基準法施行条例」（昭和 46 年大阪府条例第 4 号）ではその対象区域及び日影時間を指定している。

「吹田市環境の保全等に関する条例」（平成 9 年吹田市条例第 6 号）では、高さ 10m を超える建築物を建築する場合、「都市計画法」による開発許可申請又は「建築基準法」による確認申請・計画通知の 20 日前までに、その敷地の外部から見やすい場所に建築計画の概要を表示した標識を設置し、その報告をすることが定められている。

「中高層建築物の日照障害等の指導要綱」（昭和 53 年吹田市告示第 27 号）では、近隣への事前説明、市長との事前協議及び日照阻害の防止措置について定められている。

#### ケ．電波障害

「吹田市環境の保全等に関する条例」では、高さ 10m を超える建築物を建築する場合、「都市計画法」による開発許可申請又は「建築基準法」による確認申請・計画通知の 20 日前までに、その敷地の外部から見やすい場所に建築計画の概要を表示した標識を設置し、その報告をすることが定められている。

「中高層建築物の日照障害等の指導要綱」では、近隣への事前説明、市長との事前協議及び電波障害の防止措置について定められている。

#### コ．自然環境（動植物、人と自然との触れ合いの場）

吹田市の自然環境関係法令に基づく地域指定状況は表 4-27 に示すとおりである。

事業計画地及びその周辺地域は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）に基づく吹田銃猟禁止区域に指定されている。

表 4-27 自然環境関係法令に基づく地域指定状況

| 法 令   | 地域指定 | 指 定 場 所                                          |
|-------|------|--------------------------------------------------|
| 森林法   | 保安林  | 垂水神社(0.86ha)<br>片山神社(0.48ha)<br>山田伊射奈岐神社(0.50ha) |
| 都市計画法 | 風致地区 | 千里山東(約40ha)<br>千里山西(約88ha)<br>服部(約11ha)          |

| 法 令                 | 地域指定       | 期 間                            | 面 積      |
|---------------------|------------|--------------------------------|----------|
| 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 | 特定猟具使用禁止区域 | 平成21年11月15日から<br>平成31年11月14日まで | 約3,611ha |

なお、吹田市には、以下に示す法令等に基づく地域の指定はない。

| 区 分                                                 |
|-----------------------------------------------------|
| 「自然環境保全法」(昭和47年 法律第85号)に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域     |
| 「大阪府自然環境保全条例」(昭和48年 大阪府条例第2号)に基づく自然環境保全地域及び緑地環境保全地域 |
| 「自然公園法」(昭和32年 法律第161号)に基づく国立公園及び国定公園の区域             |
| 「都市緑地保全法」(昭和48年 法律第72号)に基づく緑地保全地区                   |
| 「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」(昭和42年 法律第103号)に基づく近郊緑地保全区域      |
| 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(平成14年 法律第88号)に基づく鳥獣保護区        |

## サ. 景観

「大阪府景観条例」（平成 10 年 大阪府条例第 44 号）では、景観形成地域ごとの景観形成方針及び景観指導基準とともに、一定規模以上の特定行為について届出が必要となることが定められている。また、景観形成地域内の美観誘導区域については、美観誘導指針とともに、特定行為について届出が必要となることが定められている。

また、吹田市では「吹田市景観まちづくり条例」（平成 20 年 吹田市条例第 24 号）に基づき、市内全域が景観計画区域として定められており、重点区域には景観配慮区域、景観形成区域が指定されており、景観配慮区域では一定規模以上の建築物や外壁の塗り替えなどには事前協議や届出が必要であり、景観形成区域では地区特有の基準による誘導・指導が行われる。

なお、大規模建築物等の新築等の届出対象行為は、表 4-28 に示すとおりである。

表 4-28 大規模建築物等の新築等の届出対象行為

| 区分  | 規 模                                                                                                                       | 対象行為                                |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 建築物 | 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号の規定により近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域に定められている地域における高さが 15 メートルを超え、又は建築面積が 600 平方メートルを超えるもの。 | 新築、増築、改築、移転、大規模の模様替又は外観の過半にわたる色彩の変更 |
|     | 上記以外の地域における高さが 10 メートルを超え、かつ、建築面積が 300 平方メートルを超えるもの。                                                                      |                                     |
| 工作物 | 建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 138 条に定める工作物。                                                                                 | 新設、増設、改造、移設又は外観の過半にわたる色彩の変更         |
|     | その他規則で定める工作物                                                                                                              |                                     |
| 土地  | 500 平方メートル以上のもの。                                                                                                          | 都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為           |

注) 屋外広告物の表示等については「吹田市景観まちづくり条例」に基づく届出が必要である。

出典：「吹田市景観まちづくり条例」（平成 20 年 吹田市条例第 24 号）

## シ. 文化財

「文化財保護法」（昭和 25 年 法律第 214 号）では、埋蔵文化財の調査以外の目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘する場合、及び前記の発掘の結果遺跡と認められるものを発見した場合には、それぞれ文化庁長官に通知しなくてはならないことが定められている。

また、「吹田市文化財保護条例」（平成 9 年 吹田市条例第 8 号）では、埋蔵文化財を発見した事業者は、その損傷及び散逸の防止に留意するとともに、当該埋蔵文化財の包蔵地の保存に努めなければならないことが定められている。

## h. 環境関連計画等

### (a) 第8次大阪地域公害防止計画

大阪府では、昭和47年の第1次公害防止計画の策定以降、第7次計画まで策定し、その推進に努めてきた。その間、硫黄酸化物による大気汚染対策等に見られるように、公害対策は大きな成果を上げてきたが、大気汚染などの自動車交通公害、河川や大阪湾における水質汚濁、地下水汚染など改善を要する課題が依然としてあることから、環境大臣から第8次計画策定の指示があり、この指示に基づき、新たな公害防止計画が策定されている。

なお、「第8次大阪地域公害防止計画」の概要は、表4-29に示すとおりである。

表4-29 第8次大阪地域公害防止計画の概要

| 項 目         | 概 要                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 計 画 策 定 地 域 | 大阪府の区域のうち、以下に掲げる30市1町<br>大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市、交野市、大阪狭山市及び忠岡町の区域                                                                                              |
| 計 画 期 間     | 平成19年度から平成22年度までの4年間                                                                                                                                                                                                                                             |
| 計 画 目 標     | 環境基準の未達成項目について、環境基準が達成されるよう努める。                                                                                                                                                                                                                                  |
| 主 要 な 課 題   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車交通公害対策<br/>大気汚染及び騒音の著しい沿道における自動車交通公害の防止</li> <li>・河川の水質汚濁対策<br/>ダイオキシン類に係る水質汚濁及び水質汚濁の著しい河川のBODに係る水質汚濁の防止</li> <li>・大阪湾の水質汚濁対策<br/>CODに係る水質汚濁並びに窒素及び磷による富栄養化の防止</li> <li>・地下水汚染対策<br/>トリクロロエチレン等による地下水汚染の防止</li> </ul> |

出典：「第8次大阪地域公害防止計画」（大阪府、平成20年）

(b) 大阪 21 世紀の新環境総合計画

大阪府では、平成 8 年に環境基本条例に基づく「環境総合計画」を策定し、生活環境、自然環境、都市環境及び地球環境にわたる施策を体系化し、施策を展開してきた。しかしながら、その後も大阪の環境をめぐる状況の大きな変化に加え、地球規模での対応が求められるようになってきた。また、国においても、「地球温暖化対策の推進に関する法律」、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「循環型社会形成推進基本法」や関連するリサイクル法等の整備、自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の改正、新たな環境基本計画の策定などの取り組みが進んでいる。

これらの状況を踏まえ、大阪府では行政計画という位置づけにとどまらず、あらゆる主体で取り組む基本的方向を示す新たな計画として、平成 14 年に「大阪 21 世紀の環境総合計画」を策定し、10 年後の平成 23 年に「大阪 21 世紀の新環境総合計画」として見直した。大阪 21 世紀の新環境総合計画の概要は、表 4-30 に示すとおりである。

表 4-30 大阪 21 世紀の新環境総合計画

| 項 目       |                  | 概 要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 計画の期間     |                  | 長期的に目指す将来像を見据え、2020（平成 32）年までの 10 年間                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 計画の対象地域   |                  | 大阪湾を含む大阪府全域                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 2020 年度目標 | 低炭素・省エネルギー社会の構築  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆国の取組みと連動し、1990 年度比で 25%の温室効果ガス排出量を削減する。</li> <li>・府域で保有される自動車のうちエコカーの割合を 50%に増やす。</li> <li>・府域の太陽光発電の導入によるCO<sub>2</sub>削減量を 2009 年度比で 30 倍以上に増やす。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|           | 資源循環型社会の構築       | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆資源の循環をさらに促進する。</li> <li>・【一般廃棄物】リサイクル率を倍増する。（2008年度比）</li> <li>・【産業廃棄物】リサイクル等の推進により、最終処分量をさらに削減する。</li> <li>◆リサイクル社会を実現するための府民行動を拡大する。</li> <li>・リサイクル製品を購入している府民の割合を倍増する。（2009年府民アンケート34.3%）</li> <li>・資源物を分別している府民の割合を概ね100%にする。（2009年府民アンケート89.4%）</li> </ul>                                                                                                                                                                                  |
|           | 全てのいのちが共生する社会の構築 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆生物多様性の府民認知度を70%以上にする。（2008年大阪府府民アンケート16.9%）</li> <li>◆生物多様性の損失を止める行動を拡大する。</li> <li>・活動する府民を30%増加する。（2009年 約 7 万人）</li> <li>・保安林や鳥獣保護区等の生物多様性保全に資する地域指定を新たに2,000ha 拡大する。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                               |
|           | 健康で安心して暮らせる社会の構築 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆大気環境をさらに改善する。</li> <li>・二酸化窒素の日平均値0.06ppm以下を確実に達成するとともに、0.04ppm以上の地域を改善する。</li> <li>・微小粒子状物質（PM2.5）の環境保全目標を達成する。</li> <li>・光化学オキシダント濃度0.12ppm（注意報発令レベル）未達を目指す。</li> <li>◆人と水がふれあえ、水道水源となりうる水質を目指し、水環境をさらに改善する。</li> <li>・BOD（生物化学的酸素要求量）3mg/L以下（環境保全目標のB類型）を満たす河川の割合を 8 割にする。</li> <li>◆多様な生物が棲む、豊かな大阪湾にする。</li> <li>・底層DO（溶存酸素量）5mg/L以上（湾奥部は3mg/L以上）を達成する。</li> <li>・藻場を造成する。（藻場面積400haを目指す）</li> <li>◆環境リスクの高い化学物質の排出量を2010年度より削減する。</li> </ul> |

出典：「大阪 21 世紀の新環境総合計画」（大阪府、平成 23 年）

(c) 吹田市第2次環境基本計画

吹田市では、「吹田市環境基本条例」に基づき、市、事業者、市民が一体となった環境の保全と創造についての取組を進めるため、平成10年8月に「吹田市環境基本計画」（以下、基本計画）を策定し、環境施策の総合的かつ計画的な推進を図っている。平成21年3月に「吹田市第2次環境基本計画」として見直しが行われている。吹田市第2次環境基本計画の基本理念は表4-31に示すとおりである。また、基本計画に定める目標は表4-32に、環境目標値は表4-33(1)～(8)に示すとおりである。

表4-31 吹田市第2次環境基本計画の基本理念

|                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保する<br>・大気、水、土壌等の身近な環境の保全に取り組む<br>・生物多様性の保全に配慮しつつ、自然との共生を図る<br>・快適な都市環境の創造を図る |
| (2) 資源が循環する地球にやさしいまちづくりを進める                                                                                   |
| (3) 市民、事業者、行政の協働で、持続可能な社会づくりを進める                                                                              |

表4-32 吹田市第2次環境基本計画に定める目標

| 目 標             |                               | 施策の柱                                                                 |
|-----------------|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| Ⅰ<br>環境の保全・創造   | 1 エネルギーを適正に利用できる<br>低炭素社会への転換 | ①地球環境に配慮した行動の普及促進                                                    |
|                 |                               | ②省エネルギーの推進、自然エネルギーの活用                                                |
|                 | 2 資源を有効に利用する社会づくり             | ①廃棄物の減量・リサイクルの推進                                                     |
|                 |                               | ②水資源の有効利用                                                            |
|                 | 3 健康で安全な生活環境の保全               | ①環境汚染防止対策の推進（事業活動に伴う公害防止対策、自動車公害防止対策、有害化学物質等による環境汚染の未然防止、公害健康被害者の救済） |
|                 |                               | ②快適な生活環境の確保（環境美化、日照電波障害、ヒートアイランド対策）                                  |
|                 | 4 人と自然とが共生する良好な環境の確保          | ①自然とのふれあい空間の保全・創造（生き物の生息空間の確保、みどりと水辺に親しめる環境の整備）                      |
|                 |                               | ②農地の保全と活用                                                            |
|                 | 5 快適な都市環境の創造                  | ①景観に配慮したまちづくり                                                        |
|                 |                               | ②歴史・文化資源の保存と活用                                                       |
|                 |                               | ③快適な交通環境づくり                                                          |
|                 |                               | ④環境に配慮した開発事業の誘導                                                      |
| Ⅱ 連携・協働による取組の推進 | ①環境に係る情報の収集・提供                |                                                                      |
|                 | ②市民活動の支援・促進                   |                                                                      |
|                 | ③市民、事業者、行政の協働                 |                                                                      |
|                 | ④大学等との連携                      |                                                                      |
| Ⅲ 環境学習・環境教育の推進  | ①環境保全意識の啓発                    |                                                                      |
|                 | ②学習機会の提供                      |                                                                      |
|                 | ③実践活動を推進する人材の育成               |                                                                      |

表 4-33(1) 吹田市第 2 次環境基本計画に定める目標値

○大気汚染

| 項 目        | 目 標 値                                                                                  | 対象地域                               |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 二酸化窒素      | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であること。                                                             | 車道、その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除く市内全域。 |
| 二酸化硫黄      | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。                                         |                                    |
| 浮遊粒子状物質    | 1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。          |                                    |
| 微小粒子状物質    | 1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。                  |                                    |
| 一酸化炭素      | 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。                                     |                                    |
| 光化学オキシダント  | 1時間値が0.06ppm以下であること。また、非メタン炭化水素濃度の午前6時から9時までの3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲内又はそれ以下であること。 |                                    |
| ベンゼン       | 1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。                                                  |                                    |
| トリクロロエチレン  | 1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。                                                    |                                    |
| テトラクロロエチレン | 1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。                                                    |                                    |
| ジクロロメタン    | 1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。                                                   |                                    |
| ダイオキシン類    | 1年平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。                                                |                                    |

- 注) 1. 二酸化窒素の目標値については、上記の目標値を達成できた時点において、1時間値の1日平均値0.02ppm以下に向かって努力することとする。  
 2. ダイオキシン類に係る目標値は2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

○悪 臭

| 目 標 値                    | 対 象 地 域                            |
|--------------------------|------------------------------------|
| 大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度 | 車道、その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除く市内全域。 |

表 4-33(2) 吹田市第2次環境基本計画に定める目標値

○水質汚濁

① 健康項目

| 項 目             | 目 標 値        | 対 象 水 域 |
|-----------------|--------------|---------|
| カドミウム           | 0.01 mg/L以下  | 全公共用水域  |
| 全シアン            | 検出されないこと     |         |
| 鉛               | 0.01 mg/L以下  |         |
| 六価クロム           | 0.05 mg/L以下  |         |
| ひ素              | 0.01 mg/L以下  |         |
| 総水銀             | 0.0005mg/L以下 |         |
| アルキル水銀          | 検出されないこと     |         |
| P C B           | 検出されないこと     |         |
| ジクロロメタン         | 0.02 mg/L以下  |         |
| 四塩化炭素           | 0.002 mg/L以下 |         |
| 1,2-ジクロロエタン     | 0.004 mg/L以下 |         |
| 1,1-ジクロロエチレン    | 0.1 mg/L以下   |         |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04 mg/L以下  |         |
| 1,1,1-トリクロロエタン  | 1 mg/L以下     |         |
| 1,1,2-トリクロロエタン  | 0.006 mg/L以下 |         |
| トリクロロエチレン       | 0.03 mg/L以下  |         |
| テトラクロロエチレン      | 0.01 mg/L以下  |         |
| 1,3-ジクロロプロペン    | 0.002 mg/L以下 |         |
| チウラム            | 0.006 mg/L以下 |         |
| シマジン            | 0.003 mg/L以下 |         |
| チオベンカルブ         | 0.02 mg/L以下  |         |
| ベンゼン            | 0.01 mg/L以下  |         |
| セレン             | 0.01 mg/L以下  |         |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素   | 10 mg/L以下    |         |
| ふっ素             | 0.8 mg/L以下   |         |
| ほう素             | 1 mg/L以下     |         |
| 1,4-ジオキサン       | 0.05 mg/L以下  |         |
| ダイオキシン類         | 1 pg-TEQ/L以下 |         |

注) 1. 目標値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る目標値については最高値とする。

2. 「検出されないこと」とは、定量限界未満であることをいう。

3. ダイオキシン類に係る目標値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

表 4-33(3) 吹田市第 2 次環境基本計画に定める目標値

## ② 生活環境項目

## ア BOD等 5 項目

| 類 型         |                     | AA                                          | A                                            | B                                           | C                                            | D                                        | E                   |
|-------------|---------------------|---------------------------------------------|----------------------------------------------|---------------------------------------------|----------------------------------------------|------------------------------------------|---------------------|
| 項 目         | 利用目的<br>の適応性        | 水道 1 級<br>自然環境保<br>全及び A 以<br>下の欄に掲<br>げるもの | 水道 2 級<br>水産 1 級<br>水浴及び B<br>以下の欄に<br>掲げるもの | 水道 3 級<br>水産 2 級<br>及び C 以下<br>の欄に掲げ<br>るもの | 水産 3 級<br>工業用水 1<br>級及び D 以<br>下の欄に掲<br>げるもの | 工業用水 2<br>級<br>農業用水及<br>び E の欄に<br>掲げるもの | 工業用水 3<br>級<br>環境保全 |
| 目<br>標<br>値 | 水素イオン濃度<br>(pH)     | 6.5 以上<br>8.5 以下                            | 6.5 以上<br>8.5 以下                             | 6.5 以上<br>8.5 以下                            | 6.5 以上<br>8.5 以下                             | 6.0 以上<br>8.5 以下                         | 6.0 以上<br>8.5 以下    |
|             | 生物化学的酸素<br>要求量(BOD) | 1mg/L以下                                     | 2mg/L以下                                      | 3mg/L以下                                     | 5mg/L以下                                      | 8mg/L以下                                  | 10mg/L以下            |
|             | 浮遊物質<br>量(SS)       | 25mg/L以下                                    | 25mg/L以下                                     | 25mg/L以下                                    | 50mg/L以下                                     | 100mg/L以下                                | 100mg/L以下           |
|             | 溶存酸素量<br>(DO)       | 7.5mg/L以上                                   | 7.5mg/L以上                                    | 5mg/L以上                                     | 5mg/L以上                                      | 2mg/L以上                                  | 2mg/L以上             |
|             | 大腸菌群数               | 50<br>MPN/100ml<br>以下                       | 1,000<br>MPN/100ml<br>以下                     | 5,000<br>MPN/100ml<br>以下                    | —                                            | —                                        | —                   |
| 対象水域        |                     | 対象水域及びその水域類型は別表のとおりとする。                     |                                              |                                             |                                              |                                          |                     |

## イ 水生生物の保全に関する項目

| 項目類型  | 水生生物の生息状況の適応性                                                     | 目標値        |
|-------|-------------------------------------------------------------------|------------|
|       |                                                                   | 全亜鉛        |
| 生物 A  | イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域                            | 0.03mg/L以下 |
| 生物特 A | 生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域        | 0.03mg/L以下 |
| 生物 B  | コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域                               | 0.03mg/L以下 |
| 生物特 B | 生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L以下 |

備考 目標値は、年間平均値とする。

表 4-33(4) 吹田市第2次環境基本計画に定める目標値

## (別表) 対象水域及びその水域類型

| 水域名  | 範 囲                  | 該当類型          |                      |
|------|----------------------|---------------|----------------------|
|      |                      | BOD等5項目<br>類型 | 水生生物の保全に<br>関する項目 類型 |
| 山田川  | 全 域                  | D             | —                    |
| 味舌水路 | 味舌水路全域、穴田川全域及び井池水路全域 | D             | —                    |
| 糸田川  | 糸田川全域、上の川全域及び山の谷川全域  | D             | —                    |
| 高 川  | 全 域                  | D             | —                    |
| 正雀川  | 全 域                  | E             | —                    |
| 安威川  | 吹田市域                 | B             | 生物B                  |
| 神崎川  | 吹田市域                 | B             | 生物B                  |

注) 現状において既に目標値を達成している水域においては、現状より悪化させないこととする。

- 注) 1. 目標値は日間平均値とする(ため池もこれに準ずる)。  
 2. 農業利用水点については水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(ため池もこれに準ずる)。  
 3. 浮遊物質については各類型ごとに定める水質基準のほか、景観保全等の観点から「ごみ等の浮遊が認められないこと」とする(ため池もこれに準ずる)。  
 4. 利用目的の適応性の欄における用語の意義は次のとおりである。  
 (1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全。  
 (2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの。  
     水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの。  
     水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの。  
 (3) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用。  
     水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用。  
     水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用。  
 (4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの。  
     工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの。  
     工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの。  
 (5) 環境保全：市民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度。

## ③ ため池

| 項 目            | 目 標 値         |
|----------------|---------------|
| 水素イオン濃度 (pH)   | 6.0 以上 8.5 以下 |
| 化学的酸素要求量 (COD) | 8 mg/L以下      |
| 浮遊物質 (SS)      | 50 mg/L以下     |
| 溶存酸素量 (DO)     | 5 mg/L以下      |
| 全窒素 (T-N)      | 1 mg/L以下      |
| 全りん (T-P)      | 0.1mg/L以下     |

- 注) 1. 全窒素、全りんの目標値は、年間平均値とする。  
 2. 現状において、既に目標値を達成している水域については、現状より悪化させないこととする。

## ④ 特殊項目

| 項 目          | 目 標 値       | 対 象 水 域   |
|--------------|-------------|-----------|
| フェノール類       | 0.01 mg/L以下 | 安威川下流・神崎川 |
| 銅            | 0.05 mg/L以下 |           |
| 亜鉛           | 0.1 mg/L以下  |           |
| 溶解性鉄         | 1.0 mg/L以下  |           |
| 溶解性マンガン      | 1.0 mg/L以下  |           |
| 全クロム         | 1.0 mg/L以下  |           |
| アンモニア性窒素     | 1.0 mg/L以下  |           |
| 陰イオン界面活性剤    | 0.5 mg/L以下  |           |
| ノルマルヘキサン抽出物質 | 0.01 mg/L以下 |           |

表 4-33(5) 吹田市第 2 次環境基本計画に定める目標値

○地下水質

| 項 目            | 目 標 値        |
|----------------|--------------|
| カドミウム          | 0.01 mg/L以下  |
| 全シアン           | 検出されないこと     |
| 鉛              | 0.01 mg/L以下  |
| 六価クロム          | 0.05 mg/L以下  |
| ひ素             | 0.01 mg/L以下  |
| 総水銀            | 0.0005mg/L以下 |
| アルキル水銀         | 検出されないこと     |
| P C B          | 検出されないこと     |
| ジクロロメタン        | 0.02 mg/L以下  |
| 四塩化炭素          | 0.002 mg/L以下 |
| 塩化ビニルモノマー      | 0.002 mg/L以下 |
| 1,2-ジクロロエタン    | 0.004 mg/L以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン   | 0.1 mg/L以下   |
| 1,2-ジクロロエチレン   | 0.04 mg/L以下  |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1 mg/L以下     |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006 mg/L以下 |
| トリクロロエチレン      | 0.03 mg/L以下  |
| テトラクロロエチレン     | 0.01 mg/L以下  |
| 1,3-ジクロロプロペン   | 0.002 mg/L以下 |
| チウラム           | 0.006 mg/L以下 |
| シマジン           | 0.003 mg/L以下 |
| チオベンカルブ        | 0.02 mg/L以下  |
| ベンゼン           | 0.01 mg/L以下  |
| セレン            | 0.01 mg/L以下  |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素  | 10 mg/L以下    |
| ふっ素            | 0.8 mg/L以下   |
| ほう素            | 1 mg/L以下     |
| 1,4-ジオキサン      | 0.05 mg/L以下  |
| ダイオキシン類        | 1 pg-TEQ/L以下 |

- 注) 1. 目標値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る目標値については、最高値とする。  
 2. 「検出されないこと」とは、定量限界未満であることをいう。  
 3. ダイオキシン類に係る目標値は2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

○地盤沈下

| 目 標            | 対 象 地 域 |
|----------------|---------|
| 地盤沈下を進行させないこと。 | 市 内 全 域 |

表 4-33(6) 吹田市第2次環境基本計画に定める目標値

## ○土壌汚染

| 項 目             | 目 標 値                                                     | 対 象<br>水 域 |
|-----------------|-----------------------------------------------------------|------------|
| カドミウム           | 検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。         | 市内<br>全域   |
| 全シアン            | 検液中に検出されないこと。                                             |            |
| 有機りん            | 検液中に検出されないこと。                                             |            |
| 鉛               | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。                                     |            |
| 六価クロム           | 検液1Lにつき0.05mg以下であること。                                     |            |
| ひ素              | 検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。 |            |
| 総水銀             | 検液1Lにつき0.0005mg以下であること。                                   |            |
| アルキル水銀          | 検液中に検出されないこと。                                             |            |
| P C B           | 検液中に検出されないこと。                                             |            |
| 銅               | 農用地（田に限る）においては、土壌1kgにつき125mg未満であること。                      |            |
| ジクロロメタン         | 検液1Lにつき0.02mg以下であること。                                     |            |
| 四塩化炭素           | 検液1Lにつき0.002mg以下であること。                                    |            |
| 1,2-ジクロロエタン     | 検液1Lにつき0.004mg以下であること。                                    |            |
| 1,1-ジクロロエチレン    | 検液1Lにつき0.02mg以下であること。                                     |            |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 検液1Lにつき0.04mg以下であること。                                     |            |
| 1,1,1-トリクロロエタン  | 検液1Lにつき1mg以下であること。                                        |            |
| 1,1,2-トリクロロエタン  | 検液1Lにつき0.006mg以下であること。                                    |            |
| トリクロロエチレン       | 検液1Lにつき0.03mg以下であること。                                     |            |
| テトラクロロエチレン      | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。                                     |            |
| 1,3-ジクロロプロペン    | 検液1Lにつき0.002mg以下であること。                                    |            |
| チウラム            | 検液1Lにつき0.006mg以下であること。                                    |            |
| シマジン            | 検液1Lにつき0.003mg以下であること。                                    |            |
| チオベンカルブ         | 検液1Lにつき0.02mg以下であること。                                     |            |
| ベンゼン            | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。                                     |            |
| セレン             | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。                                     |            |
| ふっ素             | 検液1Lにつき0.8mg以下であること。                                      |            |
| ほう素             | 検液1Lにつき1mg以下であること。                                        |            |
| ダイオキシン類         | 1,000pg-TEQ/g以下であること。                                     |            |

注) 1. 検液とは土壌（重量）の10倍の水（容量）で測定物質を検出させ、ろ過したものをいう。

2. 汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他、上表の項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌を除く。

3. ダイオキシン類に係る目標値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。

4. ダイオキシン類にあつては、環境目標が達成されている場合であつて、250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

表 4-33(7) 吹田市第 2 次環境基本計画に定める目標値

## ○環境騒音

## &lt;道路に面しない地域&gt;

| 地域の<br>類型 | 目 標 値                      |                               | 対 象 地 域                                                                                   |
|-----------|----------------------------|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
|           | 昼 間<br>〔午前6時から<br>午後10時まで〕 | 夜 間<br>〔午後10時から翌日<br>の午前6時まで〕 |                                                                                           |
| A         | 55 デシベル以下                  | 45 デシベル以下                     | 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域 |
| B         | 55 デシベル以下                  | 45 デシベル以下                     | 都市計画法第 2 章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域          |
| C         | 60 デシベル以下                  | 50 デシベル以下                     | 都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域                                              |

## &lt;道路に面する地域&gt;

| 地 域 の 区 分                                             | 目 標 値                      |                               |
|-------------------------------------------------------|----------------------------|-------------------------------|
|                                                       | 昼 間<br>〔午前6時から<br>午後10時まで〕 | 夜 間<br>〔午後10時から翌日<br>の午前6時まで〕 |
| A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域                         | 60 デシベル以下                  | 55 デシベル以下                     |
| B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域 | 65 デシベル以下                  | 60 デシベル以下                     |

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、道路に面する地域の特例として上表にかかわらず当面下表のとおりとする。

| 目 標 値                                                                                                               |                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 昼 間<br>(午前 6 時から午後 10 時まで)                                                                                          | 夜 間<br>(午後 10 時から翌日の午前 6 時まで) |
| 70 デシベル以下                                                                                                           | 65 デシベル以下                     |
| 備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。 |                               |

上表の目標値を達成した幹線道路を担う道路に近接する空間については、順次道路に面する各々の地域の区分の目標値を達成するように努める。

注) 1. 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

(1) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び市道（市道にあっては、4 車線以上の区間に限る。）

(2) (1) に掲げる道路を除くほか、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 2 条第 9 項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 7 条第 1 号に掲げる自動車専用道路

2. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

(1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m

(2) 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

時間の区分については、当面環境基準に定める時間の区分のとおりとする。

この時間の区分で目標値を達成した地域は、本市の地域特性や生活弱者への配慮から、より一層の静穏な時間を確保するため、昼間にあっては午前 7 時から午後 9 時までの間とし、夜間にあっては午後 9 時から翌日の午前 7 時までの間とした時間の区分で目標値を達成するように努める。

注) 1. 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。

2. この目標値は、航空機騒音、鉄軌道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

表 4-33(8) 吹田市第2次環境基本計画に定める目標値

○航空機騒音

| 地域の種類 | 目標値        | 対象地域                                                                                             |
|-------|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| I     | 70WECPNL以下 | 都市計画法第2章の規定により定められた第一・二種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域、第一・二種住居地域、及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域 |
| II    | 75WECPNL以下 | 都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域                                                       |

○新幹線鉄道騒音

| 地域の種類 | 目標値       | 対象地域                                                                                                               |
|-------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| I     | 70 デシベル以下 | 地域類型のあてはめをする地域のうち、都市計画法第2章の規定により定められた第一・二種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域、第一・二種住居地域、及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域 |
| II    | 75 デシベル以下 | 地域類型のあてはめをする地域のうち、都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域                                                       |

注) 「地形類型のあてはめをする地域」とは新幹線鉄道の軌道中心線から300m以内の地域をいう。

○鉄軌道騒音（新幹線鉄道騒音を除く）

| 目標値       | 対象地域                  |
|-----------|-----------------------|
| 80 デシベル以下 | 鉄軌道騒音の影響を受ける住居等の存する地域 |

注) 1. この目標は暫定目標値とする。  
2. 測定評価の方法は新幹線鉄道騒音に係る環境基準（昭和50年7月29日環境庁告示第46号）に定めるところによる。

○建設作業騒音

| 目標値                      | 対象地域                             |
|--------------------------|----------------------------------|
| 大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度 | 車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除く市内全域 |

○振 動

| 目標値                      | 対象地域                             |
|--------------------------|----------------------------------|
| 大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度 | 車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除く市内全域 |

○低周波空気振動

| 目標値                      | 対象地域                             |
|--------------------------|----------------------------------|
| 大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度 | 車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除く市内全域 |

(d) 第2次みどりの基本計画

吹田市では、平成6年6月の都市緑地法の改正に伴い、市の快適な生活環境に欠かすことのできない“みどり”の将来の総合的なあり方を定めるものとして、平成9年3月に「みどりの基本計画」を策定され、同基本計画を着実に実行していくための総合的で具体的な行動指針を示すものとして、平成10年3月に「豊かなみどりの創出に関するマニュアル」が策定されている。平成23年3月にこれらを見直し、「第2次みどりの基本計画」として改定されている。

なお、「第2次みどりの基本計画」に定める基本方針は表4-34に示すとおりである。

表4-34 第2次みどりの基本計画の基本方針

| 基 本 方 針                           |                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本方針1<br>みどりを継承する                 | <b>今ある民有地のみどりを次世代へ継承する</b><br>集合住宅や戸建住宅で生まれ、定着してきたみどり、丘陵・斜面のみどり、農地・ため池など、今ある民有地のみどりを保全するとともに、適切な維持管理により、質を維持・向上させ、次世代へ継承していきます。                                                                                      |
|                                   | <b>今ある公共のみどりを次世代へ継承する</b><br>吹田市のシンボルである万博記念公園や千里緑地などの大規模な公園・緑地、日常的に利用される身近な公園・緑地、道路のみどり、河川・水路など、今ある公共のみどりを保全するとともに、適切な維持管理により、質を維持・向上させ、次世代へ継承していきます。                                                               |
| 基本方針2<br>みどりを生み出す                 | <b>地域に応じた創意工夫により、みどりを生み出す</b><br>商業地・業務地のような密集した市街地や住宅地など、それぞれの地域の特性を踏まえ、立体的な緑化、敷地内のオープンスペースや道路残地の活用、住宅地における生垣緑化など、スペースの有効活用やみどりを多く体感できるような創意工夫により、地域に応じたみどりを生み出していきます。                                              |
|                                   | <b>地域に応じたみどりの拠点をつくる</b><br>地域の特性を踏まえ、まとまったみどりが乏しい地域には、公園・緑地を整備するなど、地域に応じたみどりの拠点を確保していきます。                                                                                                                            |
| 基本方針3<br>みどりを活かす                  | <b>生物多様性を保全し、人と生き物に配慮したみどりのネットワークの形成を進める</b><br>今ある大規模な公園・緑地、丘陵・斜面のみどり、大規模な河川などのまとまったみどり、そして、中小河川、道路のみどりなどのつながりのあるみどりを活かし、人がいつでも、どこでも、みどりとふれあえるまち、多様な生き物が生息・生育できるまちを目指してみどりのネットワークの形成を進めていきます。                       |
|                                   | <b>今ある公園・緑地を充実する</b><br>今あるみどりのストックを十分に活かすために、バリアフリー化、施設の長寿命化、機能強化などによる再整備に取り組み、公園・緑地を充実していきます。                                                                                                                      |
|                                   | <b>人と地域を育む場としてみどりを活かす</b><br>身近なみどりの魅力を発見することができる市民観光の推進、人のつながりや自然の大切さを学ぶことができる環境教育・学習の推進、楽しく参加できるイベントを通じて緑化意識を向上することができる啓発イベントの開催の他、福祉、子育て、にぎわい、コミュニティなどの活性化に向けた仕組みづくりを検討しながら、人と地域を育む場として、みどりが持つ多様な効果を有機的に活かしていきます。 |
| 基本方針4<br>市民参加・協働により、みどりのまちづくりを進める | <b>市民参加・協働を支える仕組みをつくる</b><br>効率的かつ効果的なみどりの保全、整備、維持管理を行っていくために、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を主体的に担うことができる仕組みづくりを進めていきます。                                                                                                          |
|                                   | <b>市民参加・協働による取組を進める</b><br>みどりの質・量を充実していくために、市民、事業者、行政が、それぞれの立場で役割を担う、市民参加・協働の取組を進めていきます。                                                                                                                            |

出典：「第2次みどりの基本計画」（平成23年、吹田市）

(e) 吹田市景観まちづくり計画

吹田市では、平成 5 年に「吹田市都市景観形成基本計画」を策定し、安全性・利便性等とともに、美しさや快適さに配慮したまちづくりの取組を進めてきた。しかし、策定から 10 年以上が経過し、現在では環境と共生するまちづくりや安心・安全のまちづくり、市内各地での市民運動の高まりなど、総合的なまちづくりの中で景観形成を考えていくことが必要となっている。

以上のようなことから、「吹田市都市景観形成基本計画」の見直しを行い、次代につなぐ良好な都市景観を「まもり、つくり、はぐくむ」ための基本的な方向性を示すものとして、平成 19 年 3 月に「景観まちづくり計画」を策定している。

## ② 自然条件

### a. 気象

吹田市は内陸部に位置するが、瀬戸内海式気候に属し大阪湾からの海風の影響を受け、比較的温暖な気候となっている。

吹田市西消防署（垂水町 3 丁目 25 番 16 号）において観測された平成 22 年の気象の状況は、表 4-35 に示すとおりである。年平均気温は 17.2℃、平均湿度は 65%、平均風速は 2.4m/s、年間降水量は 1,428.5mmとなっている。

また、吹田市内の各所における風配図の状況は、図 4-5 に示すとおりである。

表 4-35 事業計画地周辺における気象の状況（吹田市西消防署）

| 月<br>区分       |    | 1    | 2     | 3     | 4     | 5     | 6     | 7     | 8    | 9     | 10    | 11   | 12   | 年       |
|---------------|----|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|------|------|---------|
| 気温<br>(℃)     | 平均 | 5.8  | 7.6   | 9.4   | 13.4  | 18.8  | 24.2  | 28.2  | 30.6 | 26.8  | 20.0  | 13.1 | 8.7  | 17.2    |
|               | 最高 | 15.5 | 22.3  | 23.4  | 24.0  | 31.2  | 32.5  | 37.1  | 37.7 | 36.8  | 28.5  | 21.0 | 20.9 | 37.7    |
|               | 最低 | -1.0 | 0.3   | 1.7   | 4.1   | 9.1   | 17.0  | 21.4  | 25.5 | 16.6  | 9.1   | 5.7  | 1.3  | -1.0    |
| 平均湿度<br>(%)   |    | 63   | 64    | 64    | 60    | 62    | 69    | 72    | 67   | 66    | 66    | 61   | 61   | 65      |
| 平均風速<br>(m/s) |    | 2.0  | 2.1   | 2.5   | 2.7   | 2.6   | 2.5   | 2.3   | 2.7  | 2.4   | 2.3   | 1.9  | 2.5  | 2.4     |
| 降水量<br>(mm)   |    | 34.0 | 129.5 | 147.5 | 150.0 | 149.0 | 225.0 | 196.0 | 48.5 | 128.0 | 135.0 | 16.0 | 70.0 | 1,428.5 |

出典：「吹田市統計書 平成 22 年版」（吹田市、平成 23 年）

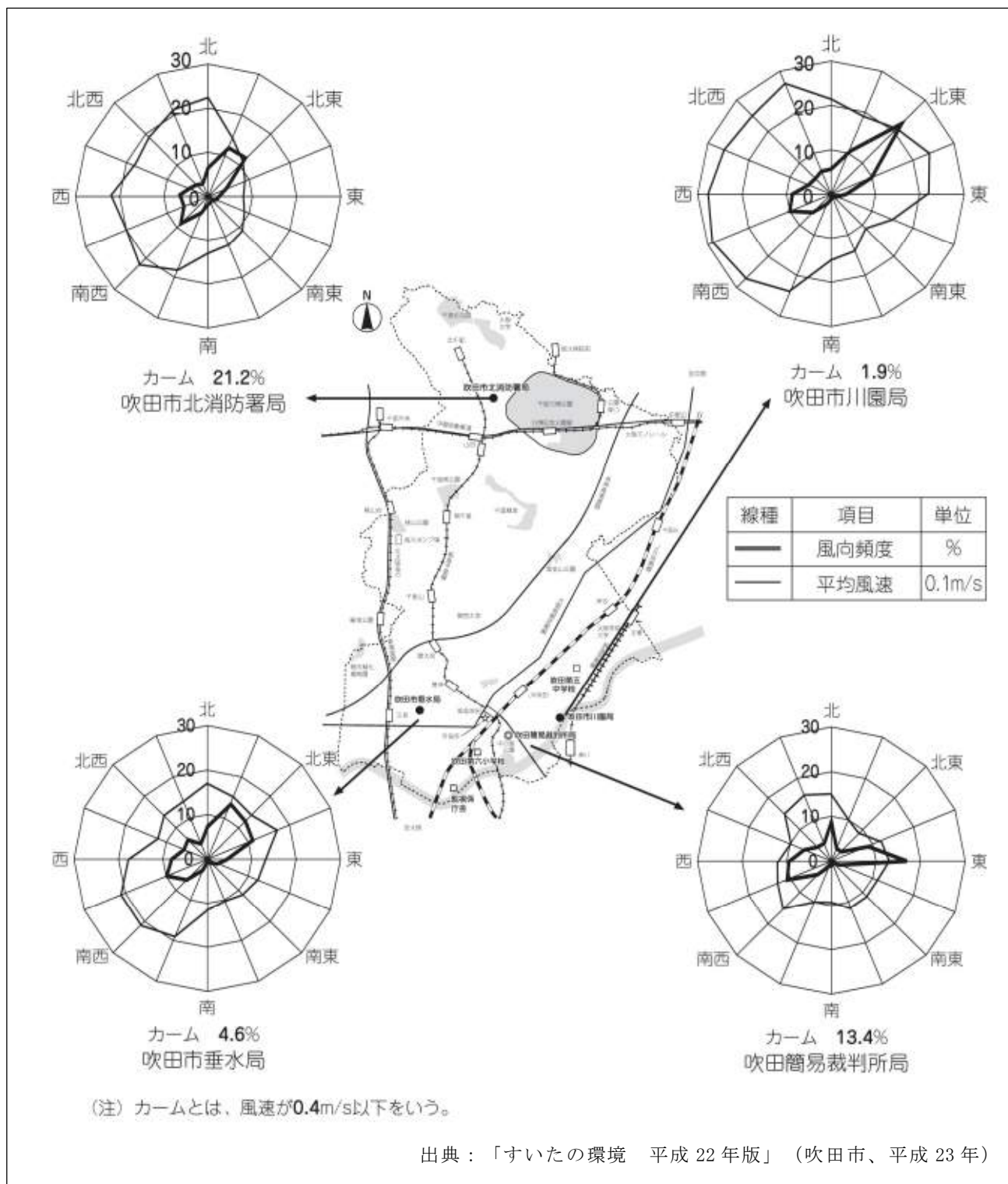
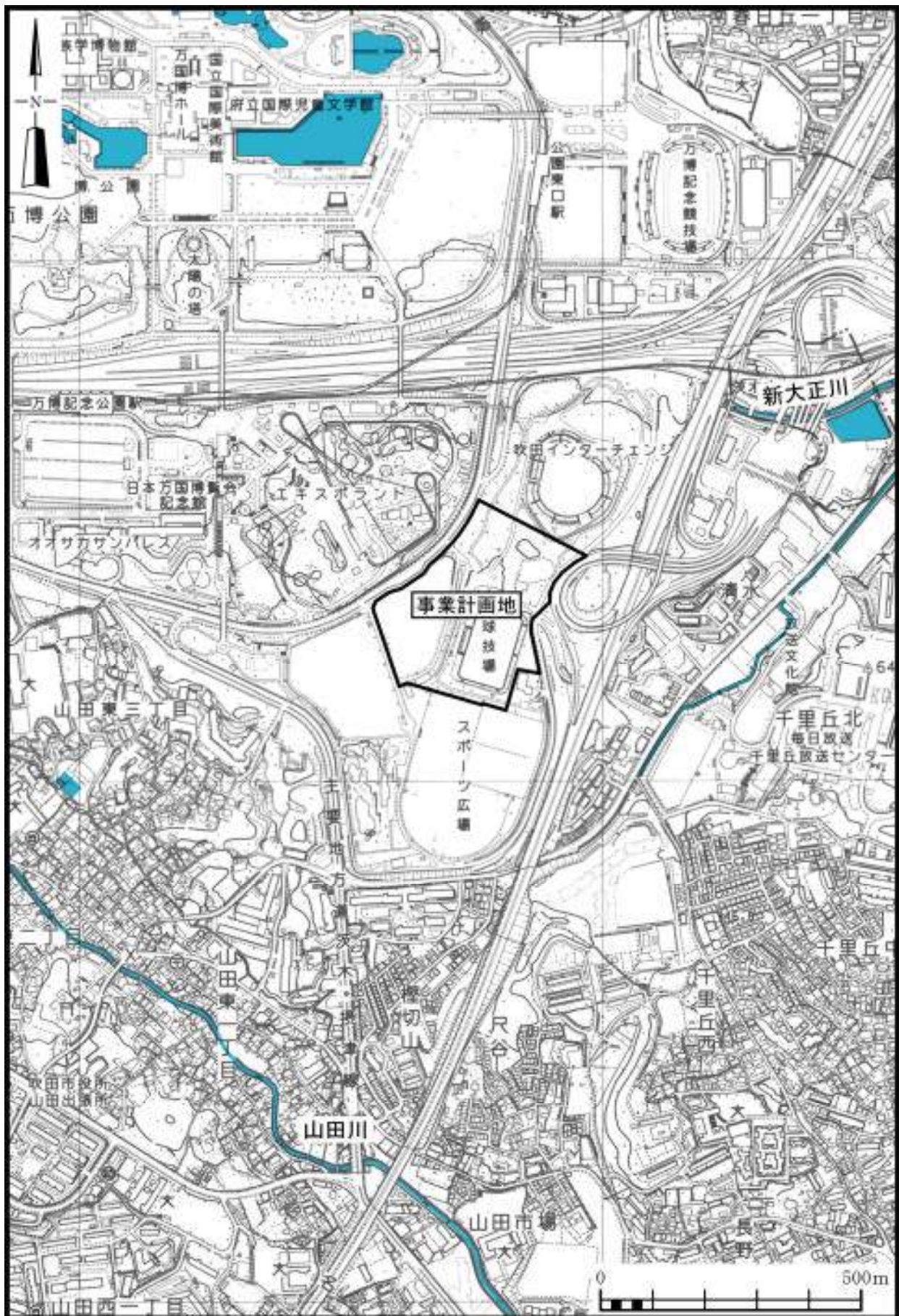


図 4-5 吹田市内における風配図

#### b. 水象

事業計画地周辺における河川等の分布状況は図 4-6 に示すとおりである。事業計画地の西側から南東側へ山田川が、北東側を新大正川がそれぞれ流れている。また、事業計画地の周辺には、ため池が点在している。



出典：〔「地形図 吹田市」（吹田市、平成 16 年）〕等をもとに作成  
 図 4-6 事業計画地周辺における河川等の状況

### c. 地象

#### (a) 地形

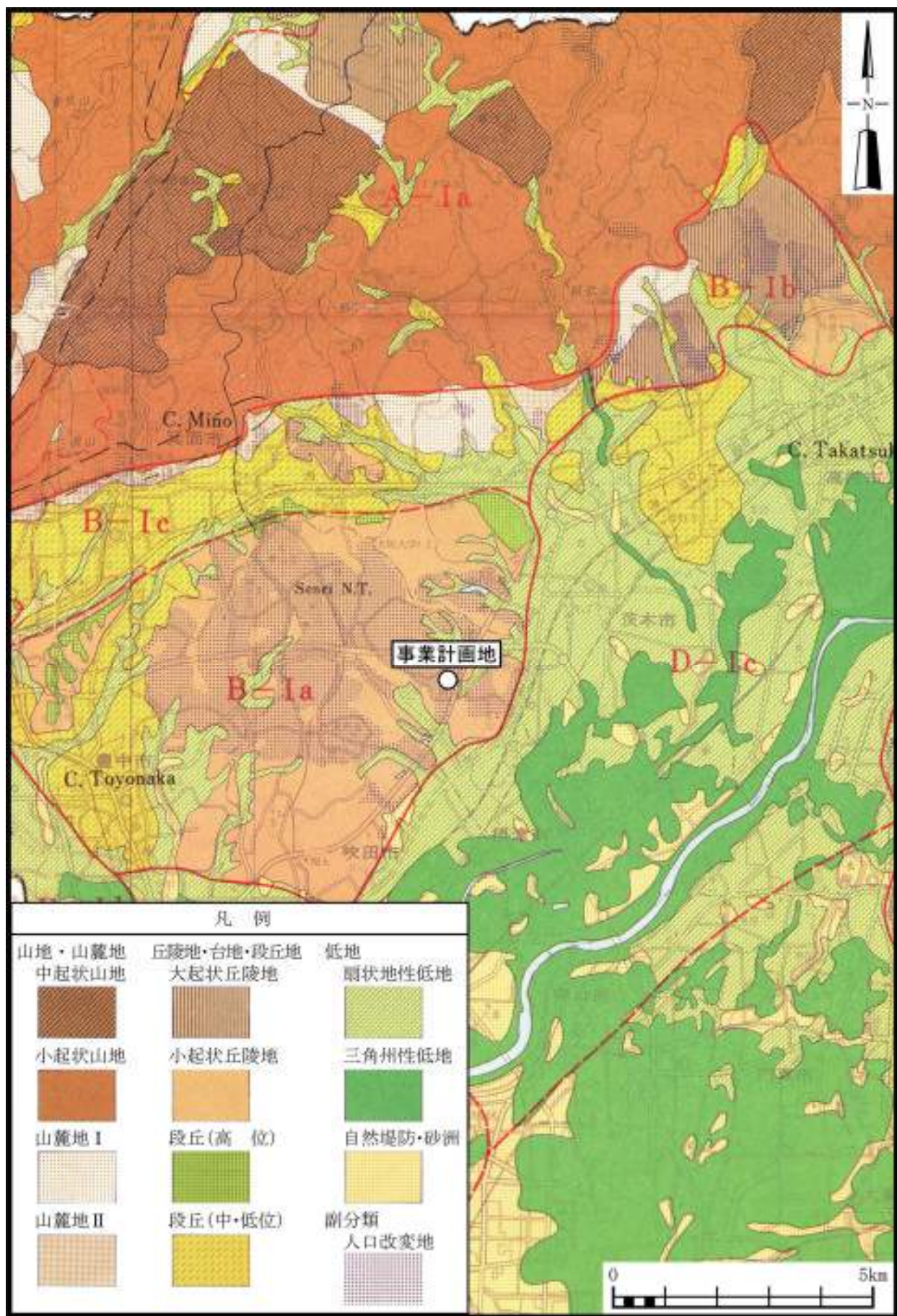
吹田市の地形は大きく丘陵地、台地、低地などに分類され、丘陵地は標高約 20m～100m のなだらかな地形であり、全体的に南東部に向かって低くなっている。この丘陵地は千里丘陵と呼ばれ、吹田市中央部以北の広い範囲に分布している。台地は砂礫台地に分類され、丘陵地南東部の J R 東海道本線沿いなどに帯状に分布している。低地は南部地域に広がり、扇状地や三角州が江坂・垂水町以南と神崎川・J R 東海道本線以南と神崎川の間に広がっている。

事業計画地周辺における地形の状況は図 4-7 に示すとおりである。

#### (b) 地質

吹田市の地質は全体として、大阪層群が穏やかに東に向けて傾斜している。この地層は大阪平野周辺部にみられる丘陵地を構成する地層の総称であり、約 200 万年前～約 30 万年前頃にかけて堆積した砂礫・砂・粘土や火山灰からできている。丘陵部の下部には神戸層群が大阪層群に覆われて分布している。この地層は地域の基盤を形成する地層であり約 2000 万年前に堆積し、団結した砂岩層、泥岩層及び礫岩層などにより構成されている。

事業計画地周辺における表層地質の状況は図 4-8 に示すとおりである。



出典：〔「土地分類図（大阪府）」（国土庁土地局、昭和 51 年）〕をもとに作成  
 図 4-7 事業計画地周辺における地形の状況



### ③ 環境の概況

#### a. 大気汚染

吹田市では、一般環境における大気汚染の現況を把握し、対策を推進するため、吹田市北消防署局、吹田市垂水局、吹田市川園局で常時監視を行っている。また、沿道環境については、幹線道路における自動車排出ガスの影響を把握するため、国道 479 号（大阪内環状線）沿道の吹田簡易裁判所局で常時監視を行っている。

さらに、市内各所で移動観測車による測定や、簡易な方法による二酸化窒素の測定を行っている。

各測定局における測定項目は表 4-36 に、測定局の位置は図 4-9 に示すとおりである。

表 4-36 吹田市内における大気汚染監視状況

| 測定項目             |       | 吹田市<br>垂水局 | 吹田市<br>北消防署局 | 吹田市<br>川園局 | 吹田簡易<br>裁判所局 | 移動観測車 |
|------------------|-------|------------|--------------|------------|--------------|-------|
| 気象               | 風向・風速 | ○          | ○            | ○          | ○            | ○     |
|                  | 温度・湿度 |            | ○            |            |              |       |
|                  | 日射量   |            | ○            |            |              |       |
| 二酸化硫黄            |       | ○          | ○            | ○          | ○            |       |
| 窒素酸化物            |       | ○          | ○            | ○          | ○            | ○     |
| 浮遊粒子状物質          |       | ○          | ○            | ○          | ○            | ○     |
| 一酸化炭素            |       |            |              |            | ○            |       |
| 炭化水素（非メタン、全炭化水素） |       |            | ○            |            | ○            | ○     |
| 光化学オキシダント        |       | ○          | ○            | ○          |              | ○     |

出典：「すいたの環境 平成 22 年版」（吹田市、平成 23 年）

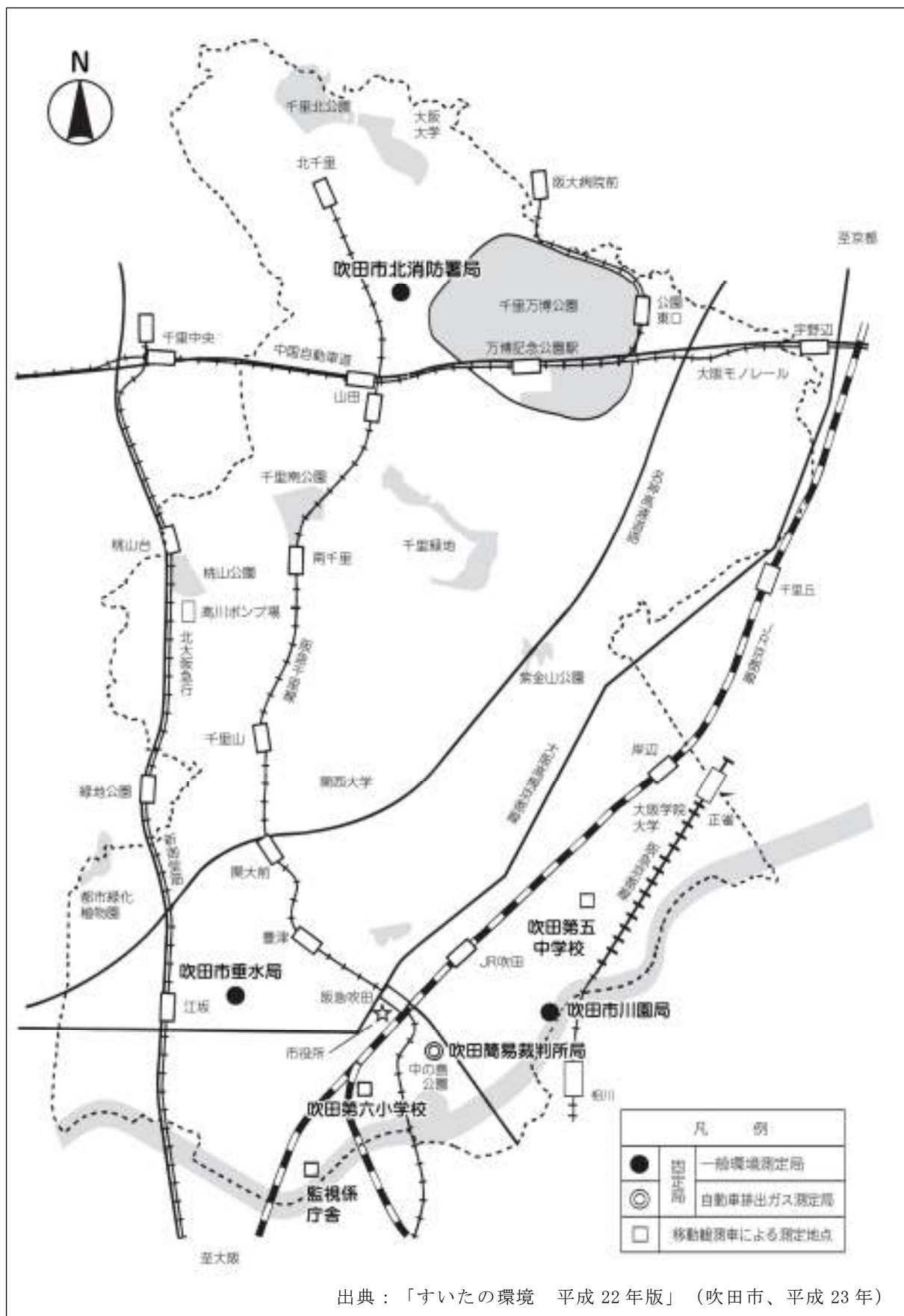


図 4-9 大気汚染測定局位置

(a) 大気汚染常時測定局の測定結果

ア. 窒素酸化物

吹田市内の常時監視局における二酸化窒素濃度の年平均値の経年変化及び平成21年度の年間測定結果は、表4-37、38に示すとおりである。

平成17～21年度の年平均値は0.016～0.028ppmであり、一般環境測定局及び自動車排出ガス測定局とも経年的にはほぼ横ばいながら緩やかな減少傾向を示している。

平成21年度の測定結果では、日平均値が0.06ppmを超えた日数は全ての局で0日であり、また日平均値の年間98%値は0.037～0.045ppmとなっており、環境基準は適合しているが、吹田市環境基本計画で設定されている目標値（以下、吹田市の目標値）と比較すると全局で適合していない。

表4-37 二酸化窒素年平均値の経年変化（平成17～21年度）

単位：ppm

| 測定局      | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 吹田市垂水局   | 0.025  | 0.026  | 0.023  | 0.022  | 0.021  |
| 吹田市北消防署局 | 0.021  | 0.020  | 0.017  | 0.016  | 0.016  |
| 吹田市川園局   | 0.021  | 0.022  | 0.020  | 0.016  | 0.016  |
| 吹田簡易裁判所局 | 0.027  | 0.028  | 0.025  | 0.023  | 0.022  |

出典：「すいたの環境 平成22年版」（吹田市、平成23年）

表4-38 二酸化窒素測定結果（平成21年度）

| 測定局      | 有効測定日数 | 測定時間 | 年平均値  | 1時間値の最高値 | 日平均値が0.06ppmを超えた日数 | 日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数 | 日平均値の年間98%値 | 98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数 |
|----------|--------|------|-------|----------|--------------------|----------------------------|-------------|-----------------------------|
|          | 日      | 時間   | ppm   | ppm      | 日                  | 日                          | ppm         | 日                           |
| 吹田市垂水局   | 362    | 8667 | 0.021 | 0.101    | 0                  | 22                         | 0.045       | 0                           |
| 吹田市北消防署局 | 363    | 8665 | 0.016 | 0.087    | 0                  | 5                          | 0.037       | 0                           |
| 吹田市川園局   | 340    | 8337 | 0.016 | 0.079    | 0                  | 7                          | 0.039       | 0                           |
| 吹田簡易裁判所局 | 363    | 8672 | 0.022 | 0.087    | 0                  | 6                          | 0.039       | 0                           |

注）「98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあって、かつ0.06ppmを超えたものの日数である。

出典：「すいたの環境 平成22年版」（吹田市、平成23年）

また、吹田市内の常時監視局における一酸化窒素及び窒素酸化物の平成 21 年度の年間測定結果は、表 4-39 に示すとおりである。

一酸化窒素及び窒素酸化物の年平均値はそれぞれ 0.006～0.021ppm、0.023～0.043ppmであり、窒素酸化物のうちの二酸化窒素の割合は 50.5～77.8%となっている。

表 4-39 一酸化窒素及び窒素酸化物測定結果（平成 21 年度）

| 測定局      | 有効測定<br>日数 | 測定時間  | 一酸化窒素    |              |                 | 窒素酸化物 (NO+NO <sub>2</sub> ) |              |                                               |
|----------|------------|-------|----------|--------------|-----------------|-----------------------------|--------------|-----------------------------------------------|
|          |            |       | 年<br>平均値 | 1時間値<br>の最高値 | 日平均値の<br>年間98%値 | 年<br>平均値                    | 1時間値<br>の最高値 | 年平均値の<br>NO <sub>2</sub> / NO+NO <sub>2</sub> |
|          | 日          | 時間    | ppm      | ppm          | ppm             | ppm                         | ppm          | %                                             |
| 吹田市垂水局   | 362        | 8,667 | 0.006    | 0.206        | 0.046           | 0.027                       | 0.277        | 77.8                                          |
| 吹田市北消防署局 | 363        | 8,665 | 0.007    | 0.342        | 0.040           | 0.023                       | 0.410        | 69.8                                          |
| 吹田市川園局   | 340        | 8,337 | 0.009    | 0.221        | 0.043           | 0.025                       | 0.278        | 65.3                                          |
| 吹田簡易裁判所局 | 363        | 8,672 | 0.021    | 0.336        | 0.091           | 0.043                       | 0.366        | 50.5                                          |

出典：「すいたの環境 平成 22 年版」（吹田市、平成 23 年）

#### イ．二酸化硫黄

吹田市内の常時監視局における二酸化硫黄濃度の年平均値の経年変化及び平成 21 年度の年間測定結果は、表 4-40、41 に示すとおりである。

平成 17～21 年度の年平均値は 0.004～0.006ppmであり、ほぼ横ばい傾向を示している。

平成 21 年度の測定結果では、日平均値が 0.04ppmを超えた日数は 0 日であり、1 時間値が 0.1ppmを超えた時間数も 0 時間となっており、短期的評価で環境基準に適合している。また日平均値の 2%除外値は最高で 0.010ppmであり、長期的評価でも環境基準に適合している。また、吹田市の目標値と比較しても全局で適合している。

表 4-40 二酸化硫黄年平均値の経年変化（平成 17～21 年度）

単位：ppm

| 測定局      | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 吹田市垂水局   | 0.005  | 0.006  | 0.005  | 0.005  | 0.005  |
| 吹田市北消防署局 | 0.004  | 0.005  | 0.004  | 0.004  | 0.004  |
| 吹田市川園局   | 0.006  | 0.005  | 0.005  | 0.005  | 0.005  |
| 吹田簡易裁判所局 | 0.006  | 0.006  | 0.005  | 0.004  | 0.005  |

出典：「すいたの環境 平成 22 年版」（吹田市、平成 23 年）

表 4-41 二酸化硫黄測定結果（平成 21 年度）

| 測定局          | 有効測定<br>日数 | 測定<br>時間 | 年<br>平均値 | 1時間値が<br>0.1ppm<br>を超えた<br>時間数 | 日平均値が<br>0.04ppm<br>を超えた<br>日数 | 1時間値<br>の最高値 | 日平均値の<br>2%除外値 | 日平均値が<br>0.04ppmを<br>超えた日が<br>2日以上連続<br>したことの<br>有無 | 環境基準の長期的<br>評価による日平均<br>値が0.04ppmを<br>超えた日数 |
|--------------|------------|----------|----------|--------------------------------|--------------------------------|--------------|----------------|-----------------------------------------------------|---------------------------------------------|
|              | 日          | 時間       | ppm      | 時間                             | 日                              | ppm          | ppm            |                                                     | 日                                           |
| 吹田市<br>垂水局   | 357        | 8,603    | 0.005    | 0                              | 0                              | 0.018        | 0.009          | 無                                                   | 0                                           |
| 吹田市<br>北消防署局 | 362        | 8,687    | 0.004    | 0                              | 0                              | 0.015        | 0.008          | 無                                                   | 0                                           |
| 吹田市<br>川園局   | 355        | 8,593    | 0.005    | 0                              | 0                              | 0.019        | 0.010          | 無                                                   | 0                                           |
| 吹田簡易<br>裁判所局 | 363        | 8,712    | 0.005    | 0                              | 0                              | 0.020        | 0.010          | 無                                                   | 0                                           |

注）環境基準の長期的評価は、日平均値の 2%除外値（年間にわたる日平均値につき高い方から 2%の範囲にあるものを除外した日平均値の最高値）が 0.04ppmを超えず、かつ年間を通じて日平均値が 0.04ppmを超える日が 2 日以上連続しない場合、満足しているとする。

出典：「すいたの環境 平成 22 年版」（吹田市、平成 23 年）

#### ウ．浮遊粒子状物質

吹田市内の常時監視局における浮遊粒子状物質濃度の年平均値の経年変化及び平成 21 年度の年間測定結果は、表 4-42、43 に示すとおりである。

平成 17～21 年度の年平均値は 0.016～0.032mg/m<sup>3</sup>であり、一般環境測定局及び自動車排出ガス測定局とも経年的にはやや減少傾向を示している。

平成 21 年度の測定結果では、1 時間値が 0.20mg/m<sup>3</sup>を超えた時間数は 6～7 時間となっており短期的評価で環境基準に適合していない。また日平均値の 2%除外値の最高値は 0.056mg/m<sup>3</sup>となっており、長期的評価では環境基準に適合している。

また、吹田市の目標値と比較すると全局で適合していない。

表 4-42 浮遊粒子状物質年平均値の経年変化（平成 17～21 年度）

単位：mg/m<sup>3</sup>

| 測定局      | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 吹田市垂水局   | 0.025  | 0.023  | 0.019  | 0.019  | 0.018  |
| 吹田市北消防署局 | 0.022  | 0.022  | 0.019  | 0.018  | 0.018  |
| 吹田市川園局   | 0.025  | 0.026  | 0.021  | 0.019  | 0.016  |
| 吹田簡易裁判所局 | 0.032  | 0.030  | 0.026  | 0.023  | 0.027  |

出典：「すいたの環境 平成 22 年版」（吹田市、平成 23 年）

表 4-43 浮遊粒子状物質測定結果（平成 21 年度）

| 測定局          | 有効測定<br>日数 | 測定<br>時間 | 年<br>平均値          | 1 時間値が<br>0.20mg/m <sup>3</sup><br>を超えた<br>時間数 | 日平均値が<br>0.10mg/m <sup>3</sup><br>を超えた日<br>数 | 1時間値<br>の最高値      | 日平均値の<br>2%除外値    | 日平均値が<br>0.10mg/m <sup>3</sup><br>を超えた日が<br>2日以上連続<br>したことの<br>有無 | 環境基準の長期的<br>評価による日平均<br>値が0.10mg/m <sup>3</sup> を<br>超えた日数 |
|--------------|------------|----------|-------------------|------------------------------------------------|----------------------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
|              | 日          | 時間       | mg/m <sup>3</sup> | 時 間                                            | 日                                            | mg/m <sup>3</sup> | mg/m <sup>3</sup> |                                                                   | 日                                                          |
| 吹田市<br>垂水局   | 362        | 8,706    | 0.018             | 7                                              | 1                                            | 0.572             | 0.042             | 無                                                                 | 0                                                          |
| 吹田市<br>北消防署局 | 363        | 8,714    | 0.018             | 6                                              | 1                                            | 0.545             | 0.040             | 無                                                                 | 0                                                          |
| 吹田市<br>川園局   | 362        | 8,704    | 0.016             | 7                                              | 1                                            | 0.509             | 0.043             | 無                                                                 | 0                                                          |
| 吹田簡易<br>裁判所局 | 346        | 8,439    | 0.027             | 7                                              | 1                                            | 0.615             | 0.056             | 無                                                                 | 0                                                          |

注）環境基準の長期的評価は、日平均値の 2%除外値（年間にわたる日平均値につき高い方から 2%の範囲にあるものを除外した日平均値の最高値）が 0.10mg/m<sup>3</sup> を超えず、かつ年間を通じて日平均値が 0.10mg/m<sup>3</sup> を超える日が 2 日以上連続しない場合、満足しているとする。

出典：「すいたの環境 平成 22 年版」（吹田市、平成 23 年）

## エ．一酸化炭素

主な発生源が自動車排出ガスであるため、自動車排出ガス測定局である吹田簡易裁判所局で測定を行っている。一酸化炭素の年平均値の経年変化及び平成 21 年度の測定結果は、表 4-44、45 に示すとおりである。

平成 17～21 年度の年平均値は 0.5～0.7ppm であり、やや減少傾向を示している。

平成 21 年度の測定結果では、日平均値が 10ppm を超えた日数は 0 日であり、8 時間値が 20ppm を超えた回数も 0 回となっており、短期的評価で環境基準に適合している。また日平均値の 2%除外値は 0.9ppm であり、長期的評価でも環境基準に適合している。また、吹田市の目標値と比較しても適合している。

表 4-44 一酸化炭素年平均値の経年変化（平成 17～21 年度）

単位：ppm

| 測定局      | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 吹田簡易裁判所局 | 0.7    | 0.7    | 0.6    | 0.6    | 0.5    |

出典：「すいたの環境 平成 22 年版」（吹田市、平成 23 年）

表 4-45 一酸化炭素測定結果（平成 21 年度）

| 測定局          | 有効測定<br>日数 | 測定<br>時間 | 年<br>平均値 | 日平均値が<br>10ppm を超<br>えた日数 | 8時間値が<br>20ppm を超<br>えた回数 | 1時間値<br>の最高値 | 日平均値の<br>2%除外値 | 日平均値が<br>10ppm を<br>超えた日が<br>2日以上連続<br>したことの<br>有無 | 環境基準の長期的<br>評価による日平均<br>値が10ppmを<br>超えた日数 |
|--------------|------------|----------|----------|---------------------------|---------------------------|--------------|----------------|----------------------------------------------------|-------------------------------------------|
|              | 日          | 時間       | ppm      | 時間                        | 回                         | ppm          | ppm            |                                                    | 日                                         |
| 吹田簡易<br>裁判所局 | 362        | 8,654    | 0.5      | 0                         | 0                         | 3.3          | 0.9            | 無                                                  | 0                                         |

出典：「すいたの環境 平成 22 年版」（吹田市、平成 23 年）

## オ．光化学オキシダント

### (ア) 光化学オキシダント

吹田市内の常時監視局における光化学オキシダント濃度の年平均値の経年変化及び平成 21 年度の年間測定結果は、表 4-46、47 に示すとおりである。

平成 17～21 年度の年平均値は 0.026～0.036ppmであり、ほぼ横ばい傾向を示している。

平成 21 年度の測定結果では、昼間の 1 時間値が 0.06ppmを超えた時間数が吹田市垂水局で 399 時間、吹田市北消防署局で 529 時間、吹田市川園局で 220 時間であり、環境基準に適合していない。また、吹田市の目標値と比較しても全局で適合していない。

表 4-46 光化学オキシダント年平均値の経年変化（平成 17～21 年度）

単位：ppm

| 測定局      | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 吹田市垂水局   | 0.031  | 0.031  | 0.031  | 0.031  | 0.031  |
| 吹田市北消防署局 | 0.035  | 0.034  | 0.036  | 0.034  | 0.033  |
| 吹田市川園局   | 0.026  | 0.029  | 0.031  | 0.030  | 0.030  |

出典：「すいたの環境 平成 22 年版」（吹田市、平成 23 年）

表 4-47 光化学オキシダント測定結果（平成 21 年度）

| 測定局          | 昼間測定<br>日数 | 昼間測定<br>時間 | 昼間1時間値<br>の年平均値 | 昼間の1時間値が0.06ppm<br>を超えた日数と時間数 |     | 昼間の1時間値が0.12ppm<br>以上の日数と時間数 |    | 昼間1時間<br>値の最高値 |
|--------------|------------|------------|-----------------|-------------------------------|-----|------------------------------|----|----------------|
|              | 日          | 時間         | ppm             | 日                             | 時間  | 日                            | 時間 | ppm            |
| 吹田市<br>垂水局   | 365        | 5,458      | 0.031           | 84                            | 399 | 0                            | 0  | 0.116          |
| 吹田市<br>北消防署局 | 365        | 5,450      | 0.033           | 90                            | 529 | 0                            | 0  | 0.117          |
| 吹田市<br>川園局   | 360        | 5,311      | 0.030           | 50                            | 220 | 0                            | 0  | 0.101          |

注) 1. 環境基準との比較は、昼間のデータをもって行い、昼間の 1 時間値が 0.06ppmを超える時間数が 0 である場合、満足しているとする。

2. 昼間とは、午前 5 時から午後 8 時までであり、昼間の 1 時間値は 6 時から 20 時まで得られることとなる。

出典：「すいたの環境 平成 22 年版」（吹田市、平成 23 年）

(イ) 非メタン炭化水素

吹田市内の常時監視局における午前 6～9 時の非メタン炭化水素濃度の年平均値の経年変化及び平成 21 年度の年間測定結果は、表 4-48、49 に示すとおりである。

平成 17～21 年度の年平均値は 0.21～0.48ppmCであり、自動車排出ガス測定局である吹田簡易裁判所局の方が高く推移している。

平成 21 年度の測定結果では、午前 6～9 時の 3 時間平均値が 0.20ppmCを越えた日数が、吹田市北消防署局で 157 日、吹田簡易裁判所局で 302 日となっており、吹田市の目標値と比較すると全局で適合していない。

表 4-48 非メタン炭化水素年平均値（午前 6～9 時）の経年変化  
（平成 17～21 年度）

単位：ppmC

| 測定局      | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 吹田市北消防署局 | 0.30   | 0.24   | 0.22   | 0.23   | 0.21   |
| 吹田簡易裁判所局 | 0.48   | 0.44   | 0.36   | 0.46   | 0.45   |

出典：「すいたの環境 平成 22 年版」（吹田市、平成 23 年）

表 4-49 非メタン炭化水素測定結果（平成 21 年度）

| 測定局          | 測定時間  | 年平均値 | 6～9時<br>における<br>年平均<br>値 | 6～9時<br>測定日<br>数 | 6～9時3時<br>間平均値が<br>0.20ppmCを<br>越えた日数<br>とその割合 |      | 6～9時3時<br>間平均値が<br>0.31ppmCを<br>越えた日数<br>とその割合 |      |
|--------------|-------|------|--------------------------|------------------|------------------------------------------------|------|------------------------------------------------|------|
|              | 時間    | ppmC | ppmC                     | 日                | 日                                              | %    | 日                                              | %    |
| 吹田市<br>北消防署局 | 8,466 | 0.18 | 0.21                     | 357              | 157                                            | 44.0 | 49                                             | 13.7 |
| 吹田簡易<br>裁判所局 | 7,548 | 0.38 | 0.45                     | 318              | 302                                            | 95.0 | 243                                            | 76.4 |

注）指針値：非メタン炭化水素濃度の午前 6 時～9 時までの 3 時間平均値が、0.20ppmC～0.31ppmCの範囲内又はそれ以下であること。ただし、3 時間のうち 1 時間でも欠測があると、評価の対象としない。

出典：「すいたの環境 平成 22 年版」（吹田市、平成 23 年）

カ．有害大気汚染物質

「すいたの環境 平成 22 年版」（吹田市、平成 23 年）によると、平成 21 年度は吹田市北消防署局と吹田簡易裁判所局において、有害大気汚染物質の 19 物質の測定が行われている。このうち、吹田市の目標値が定められているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては、全局で目標値に適合している。

キ．ダイオキシン類

「すいたの環境 平成 22 年版」（吹田市、平成 23 年）によると、吹田市内の吹田市北消防署局、吹田市垂水局、吹田市川園局及び吹田簡易裁判所局において大気中のダイオキシン類の測定が行われており、全局で環境基準に適合している。

(b) 発生源の状況

「すいたの環境 平成 22 年版」（吹田市、平成 23 年）によると、大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく、ばい煙等の発生施設の状況は表 4-50、51 に示すとおりである。

表 4-50 大気汚染防止法に基づく工場・事業場数及び施設数

|      | ばい煙      | 一般粉じん | 特定粉じん | 揮発性有機化合物 | 工場・事業場実数 |
|------|----------|-------|-------|----------|----------|
| 工場数  | 18( 70)  | 3(4)  | 0(0)  | 0(0)     | 21       |
| 事業場数 | 109(350) | 0(0)  | 0(0)  | 1(3)     | 109      |
| 計    | 127(420) | 3(4)  | 0(0)  | 1(3)     | 130      |

注) ( ) 内は施設数

出典：「すいたの環境 平成 22 年版」（吹田市、平成 23 年）

表 4-51 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく工場・事業場数及び施設数

|      | ばいじん | 有害物質    | 揮発性有機化合物 | 一般粉じん   | 特定粉じん | 工場・事業場実数 |
|------|------|---------|----------|---------|-------|----------|
| 工場数  | 3(6) | 11(111) | 15(329)  | 17(213) | 2(14) | 23       |
| 事業場数 | 1(1) | 7( 14)  | 36(120)  | 0( 0)   | 0( 0) | 43       |
| 計    | 4(7) | 18(125) | 51(449)  | 17(213) | 2(14) | 66       |

注) ( ) 内は施設数

出典：「すいたの環境 平成 22 年版」（吹田市、平成 23 年）

(c) 公害苦情の状況

吹田市の大気汚染に係る公害苦情受付件数及び処理件数の推移は表 4-52 に示すとおりであり、平成 21 年度は苦情受付件数が 48 件、処理件数が 48 件となっている。

表 4-52 大気汚染に係る公害苦情件数の推移

| 年 度      | 苦情受付件数 | 処理件数 |
|----------|--------|------|
| 平成 17 年度 | 54     | 51   |
| 平成 18 年度 | 44     | 38   |
| 平成 19 年度 | 35     | 44   |
| 平成 20 年度 | 39     | 39   |
| 平成 21 年度 | 48     | 48   |

出典：「吹田市統計書 平成 22 年版」（吹田市、平成 23 年）

b. 水質汚濁

吹田市では、市内の河川、水路及びため池の水質汚濁の現況を把握するため、定期的に水質調査が行われている。調査地点の位置は図 4-10 に示すとおりである。

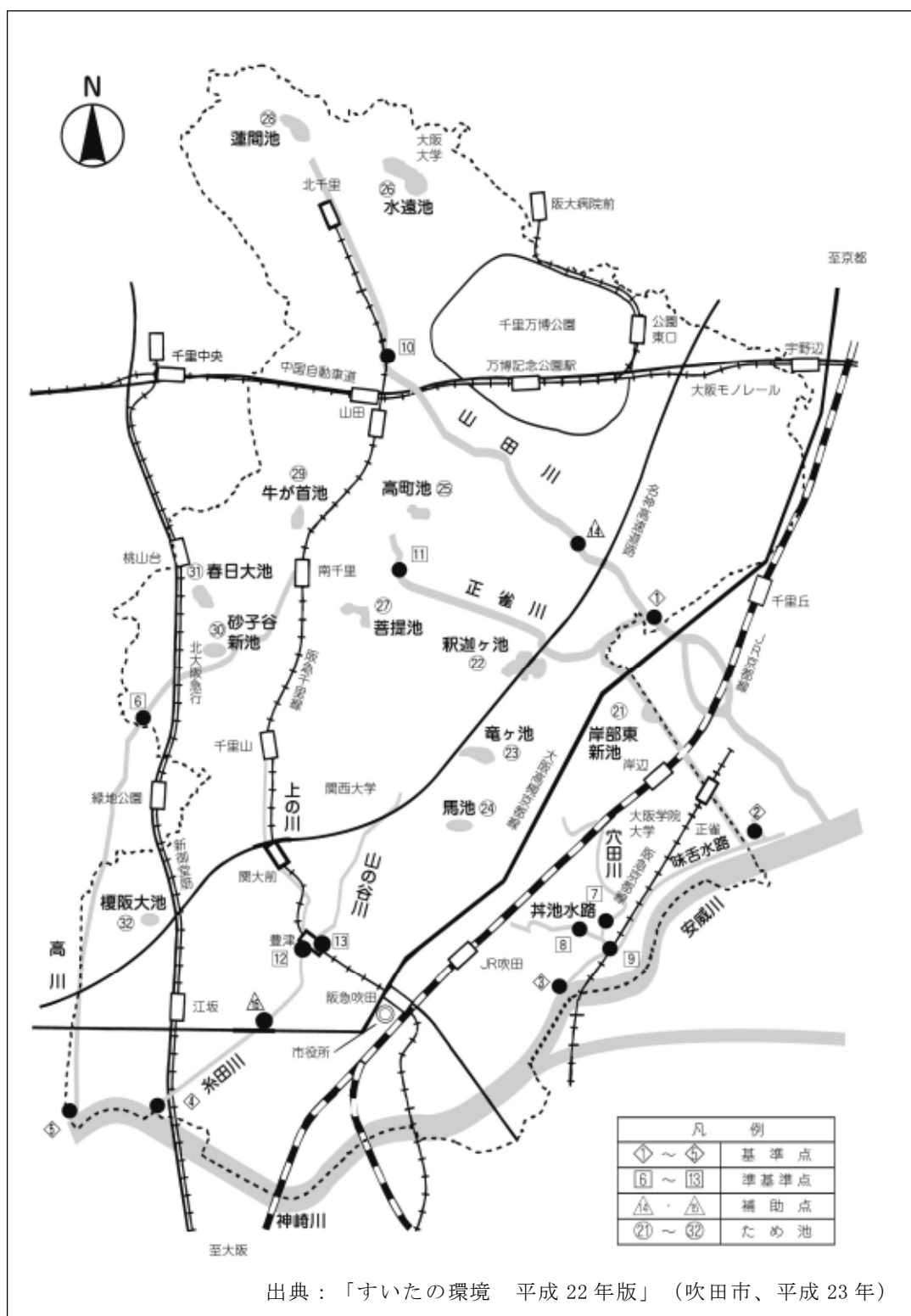


図 4-10 河川・水路等の水質調査地点

(a) 公共用水域の測定結果

ア. 人の健康に係る項目

人の健康項目については、全ての調査地点において吹田市の環境目標値を下回っている。

イ. 生活環境に係る項目

河川・水路における環境目標の達成率の推移は表 4-53 に示すとおりである。

平成 21 年度の達成状況は、浮遊物質と溶存酸素量の達成率は 100% であるが、水素イオン濃度の達成率は 49.5%、生物化学的酸素要求量の達成率は 94.5% となっている。

表 4-53 河川・水路における環境目標達成率の推移

単位：%

| 年度 \ 項目  | 水素イオン濃度 | 生物化学的酸素要求量 | 浮遊物質 | 溶存酸素量 | 測定地点数 |
|----------|---------|------------|------|-------|-------|
| 平成 17 年度 | 57.8    | 92.9       | 100  | 100   | 15    |
| 平成 18 年度 | 55.2    | 89.1       | 100  | 100   | 15    |
| 平成 19 年度 | 51.6    | 88.5       | 100  | 100   | 15    |
| 平成 20 年度 | 40.0    | 90.7       | 100  | 100   | 15    |
| 平成 21 年度 | 49.5    | 94.5       | 100  | 100   | 15    |

出典：「すいたの環境 平成 22 年版」（吹田市、平成 23 年）

ウ. 特殊項目

吹田市環境基本計画では、安威川及び神崎川において環境目標を達成することとしており、その他の河川については環境目標を設定していないが、基準点 5 地点で調査が行われており、その結果は表 4-54 に示すとおりである。

表 4-54 基準点 5 地点における特殊項目の測定結果

単位：mg/L

| 項目 \ 地点名     | 山田川<br>(市域境界) | 正雀川<br>(流末) | 味舌水路<br>(流末) | 糸田川<br>(流末) | 高川<br>(流末) |
|--------------|---------------|-------------|--------------|-------------|------------|
| ノルマルヘキサン抽出物質 | <0.5          | <0.5        | <0.5         | <0.5        | <0.5       |
| フェノール類       | <0.005        | <0.005      | <0.005       | <0.005      | <0.005     |
| 銅            | <0.005        | <0.005      | <0.005       | 0.007       | <0.005     |
| 溶解性鉄         | 0.20          | 0.11        | 0.20         | 0.21        | 0.10       |
| 溶解性マンガン      | 0.01          | 0.04        | 0.01         | 0.02        | 0.01       |
| 全クロム         | <0.03         | <0.03       | <0.03        | <0.03       | <0.03      |
| 陰イオン界面活性剤    | 0.04          | 0.03        | 0.01         | 0.02        | 0.03       |
| 亜硝酸性窒素       | <0.04         | 0.29        | <0.04        | <0.04       | <0.04      |
| 硝酸性窒素        | 0.37          | 7.5         | 1.1          | 1.5         | 0.15       |
| アンモニア性窒素     | <0.04         | 4.1         | <0.04        | <0.04       | <0.04      |
| りん酸性りん       | 0.016         | 0.059       | 0.065        | 0.062       | 0.033      |

注) 測定結果は年間平均値である。

出典：「すいたの環境 平成 22 年版」（吹田市、平成 23 年）

(b) ため池の現況

ア. 人の健康に係る項目

人の健康項目については、全てのため池で吹田市の環境目標値を下回っている。

イ. 生活環境に係る項目

ため池における環境目標の達成率の推移は表 4-55 に示すとおりである。

平成 21 年度の達成状況は、水素イオン濃度が 54.2%、化学的酸素要求量が 31.3%、浮遊物質量が 93.8%、溶存酸素量が 100%、全窒素が 41.7%、全りんが 83.3%となっている。

表 4-55 ため池における環境目標達成率の推移

単位：%

| 項目<br>年度 | 水素イオン<br>濃度 | 化学的<br>酸素要求量 | 浮 遊<br>物質<br>量 | 溶 存<br>酸素<br>量 | 全窒素  | 全りん  |
|----------|-------------|--------------|----------------|----------------|------|------|
| 平成 17 年度 | 75.0        | 31.3         | 93.8           | 91.7           | 41.7 | 75.0 |
| 平成 18 年度 | 56.3        | 50.0         | 91.7           | 95.8           | 50.0 | 83.3 |
| 平成 19 年度 | 55.3        | 51.1         | 93.6           | 95.7           | 66.7 | 66.7 |
| 平成 20 年度 | 58.3        | 37.5         | 95.8           | 97.9           | 33.3 | 91.7 |
| 平成 21 年度 | 54.2        | 31.3         | 93.8           | 100            | 41.7 | 83.3 |

出典：「すいたの環境 平成 22 年版」（吹田市、平成 23 年）

(c) 地下水の現況

吹田市では、地下水質の状況を把握するために、市内 5 か所の井戸で概況調査が行われているが、全ての井戸で吹田市の目標値を下回っている。

(d) 発生源の状況

吹田市における「水質汚濁防止法」、「瀬戸内海環境保全特別措置法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく業種別特定（届出）工場・事業場数は表 4-56 に示すとおりである。

表 4-56 特定（届出）工場・事業場数

| 業 種      |               | 瀬 戸 内 海<br>環 境 保 全<br>特 別 措 置 法 | 水 質 汚 濁<br>防 止 法 | 大 阪 府<br>生 活 環 境 の<br>保 全 等 に<br>関 する 条 例 | 計  | 規 制 対 象<br>工 場 ・ 事<br>業 場 数 |
|----------|---------------|---------------------------------|------------------|-------------------------------------------|----|-----------------------------|
| 製 造 業    | 食料品製造業        | 2                               | 3( 1)            |                                           | 5  | 2                           |
|          | パルプ・紙・紙加工品製造業 | 1                               |                  |                                           | 1  | 1                           |
|          | 化学工業          | 1                               |                  | 3                                         | 4  | 3                           |
|          | 皮革業           |                                 | 1                |                                           | 1  |                             |
|          | 窯業・土石製品製造業    |                                 | 1                |                                           | 1  |                             |
|          | 非鉄金属製造業       |                                 | 1                |                                           | 1  |                             |
|          | 機械器具製造業       |                                 |                  |                                           |    |                             |
|          | 製造業一般         |                                 |                  |                                           |    |                             |
|          | 小 計           | 4                               | 6( 1)            | 3                                         | 13 | 6                           |
| そ の 他    | 洗たく業          |                                 | 7( 5)            |                                           | 7  | 3                           |
|          | 自動式車両洗浄施設     |                                 | 19(9)            |                                           | 19 |                             |
|          | 旅館業           | 1                               | 2( 2)            |                                           | 3  |                             |
|          | 試験・研究機関       |                                 | 5( 5)            |                                           | 5  | 3                           |
|          | し尿処理施設        | 1                               |                  |                                           | 1  | 1                           |
|          | 下水道終末処理施設     |                                 | 2                |                                           | 2  | 2                           |
|          | 病院            |                                 | 3( 3)            |                                           | 3  |                             |
|          | その他           | 1                               | 6( 5)            |                                           | 7  | 1                           |
|          | 小 計           | 3                               | 44(29)           |                                           | 47 | 10                          |
| 指定地域特定施設 |               |                                 | 3                |                                           | 3  | 2                           |
| 合 計      |               | 7                               | 53(30)           | 3                                         | 63 | 18                          |

注) 1. 指定地域特定施設とは処理対象人員が 201 人以上 500 人以下のし尿浄化槽をいう。

2. ( ) は分流式下水道接続事業所数で内数。

出典：「すいたの環境 平成 22 年版」（吹田市、平成 23 年）

#### (e) 公害苦情の状況

吹田市の水質汚濁に係る公害苦情受付件数及び処理件数の推移は表 4-57 に示すとおりであり、平成 21 年度は苦情受付件数が 1 件、処理件数が 1 件となっている。

表 4-57 水質汚濁に係る公害苦情件数の推移

| 年 度      | 苦情受付件数 | 処理件数 |
|----------|--------|------|
| 平成 17 年度 | 8      | 8    |
| 平成 18 年度 | 7      | 3    |
| 平成 19 年度 | 7      | 11   |
| 平成 20 年度 | 5      | 6    |
| 平成 21 年度 | 1      | 1    |

注) 処理件数は前年度からの繰越件数を含む。

出典：「吹田市統計書 平成 22 年版」（吹田市、平成 23 年）

c. 騒音

(a) 環境騒音

吹田市では、一般環境騒音の現況を把握するため、用途地域の面積比により調査地点数を算出し、市内 50 地点で調査を実施している。

平成 19 年度から平成 21 年度にかけて実施された調査結果に対する吹田市の環境目標値との適合状況は、表 4-58 に示すとおりである。

地域の類型別にみると、A・B 地域は一日を通して適合率が高く、C 地域では昼間の適合率が高くなっています。また、全域では夜間の適合率が昼間の適合率よりも、やや低くなっています。

表 4-58 地域類型別環境目標適合状況

| 地域の<br>類型 | 用途地域           | 調査<br>地点<br>数 | 適合していた調査地点数          |            |                      |            |    |            |
|-----------|----------------|---------------|----------------------|------------|----------------------|------------|----|------------|
|           |                |               | 昼間<br>6:00～<br>22:00 | 適合率<br>(%) | 夜間<br>22:00～<br>6:00 | 適合率<br>(%) | 一日 | 適合率<br>(%) |
| A         | 第1種低層住居専用地域    | 7             | 6                    | 86         | 7                    | 100        | 6  | 86         |
|           | 第1・2種中高層住居専用地域 | 25            | 22                   | 88         | 17                   | 68         | 16 | 64         |
|           | 小 計            | 32            | 28                   | 88         | 24                   | 75         | 22 | 69         |
| B         | 第1種住居地域        | 10            | 8                    | 80         | 7                    | 70         | 7  | 70         |
|           | 第2種住居地域        | 1             | 1                    | 100        | 0                    | 0          | 0  | 0          |
|           | 小 計            | 11            | 9                    | 82         | 7                    | 64         | 7  | 64         |
| C         | 近隣商業地域         | 2             | 2                    | 100        | 0                    | 0          | 0  | 0          |
|           | 商業地域           | 1             | 1                    | 100        | 0                    | 0          | 0  | 0          |
|           | 準工業地域          | 3             | 3                    | 100        | 3                    | 100        | 3  | 100        |
|           | 工業地域           | 1             | 1                    | 100        | 1                    | 100        | 1  | 100        |
|           | 小 計            | 7             | 7                    | 100        | 4                    | 57         | 4  | 57         |
| 合 計       |                | 50            | 44                   | 88         | 35                   | 70         | 33 | 66         |

出典：「すいたの環境 平成 22 年版」（吹田市、平成 23 年）

(b) 道路交通騒音

吹田市では、道路交通騒音の現況を把握するため、名神高速道路、国道 423 号（新御堂筋）、中国自動車道、府道大阪中央環状線、近畿自動車道の幹線道路を中心に 26 路線 37 地点で調査を実施している。

平成 21 年度における吹田市の環境目標値の適合状況は表 4-59 に示すとおりである。

表 4-59 時間帯別の環境目標値適合状況

| 道路の種類  | 調査路線数 | 調査地点数 | 適合していた調査地点数          |                      |    |
|--------|-------|-------|----------------------|----------------------|----|
|        |       |       | 昼間<br>6:00～<br>22:00 | 夜間<br>22:00～<br>6:00 | 一日 |
| 名神高速道路 | 1     | 3     | 2                    | 2                    | 2  |
| 中国自動車道 | 1     | 3     | 1                    | 1                    | 1  |
| 近畿自動車道 | 1     | 1     | 0                    | 0                    | 0  |
| 国道     | 2     | 8     | 0                    | 0                    | 0  |
| 府道     | 12    | 14    | 1                    | 1                    | 1  |
| 市道     | 8     | 8     | 1                    | 2                    | 1  |
| 計      | 26    | 37    | 5                    | 6                    | 5  |

出典：「すいたの環境 平成 22 年版」（吹田市、平成 23 年）

(c) 発生源の状況

吹田市における「騒音規制法」及び「大阪府生活環境の保全に関する条例」に基づく特定（届出）工場・事業場数は、騒音規制法対象が 241 か所、府条例対象が 297 か所となっている。

(d) 公害苦情の状況

吹田市の騒音に係る公害苦情受付件数及び処理件数の推移は表 4-60 に示すとおりであり、平成 21 年度は苦情受付件数が 60 件、処理件数が 46 件となっている。

表 4-60 騒音に係る公害苦情件数の推移

| 年 度      | 苦情受付件数 | 処理件数 |
|----------|--------|------|
| 平成 17 年度 | 85     | 75   |
| 平成 18 年度 | 92     | 80   |
| 平成 19 年度 | 67     | 75   |
| 平成 20 年度 | 45     | 76   |
| 平成 21 年度 | 60     | 46   |

注）処理件数は前年度からの繰越件数を含む。

出典：「吹田市統計書 平成 22 年版」（吹田市、平成 23 年）

d. 振動

(a) 発生源の状況

吹田市における「振動規制法」及び「大阪府生活環境の保全に関する条例」に基づく特定（届出）工場・事業場数は、振動規制法対象が 98 か所、府条例対象が 27 か所となっている。

(b) 公害苦情の状況

吹田市の振動に係る公害苦情受付件数及び処理件数の推移は表 4-61 に示すとおりであり、平成 21 年度は苦情受付件数が 6 件、処理件数が 7 件となっている。

表 4-61 振動に係る公害苦情件数の推移

| 年 度      | 苦情受付件数 | 処理件数 |
|----------|--------|------|
| 平成 17 年度 | 12     | 10   |
| 平成 18 年度 | 11     | 9    |
| 平成 19 年度 | 11     | 12   |
| 平成 20 年度 | 11     | 12   |
| 平成 21 年度 | 6      | 7    |

注）処理件数は前年度からの繰越件数を含む。

出典：「吹田市統計書 平成 22 年版」（吹田市、平成 23 年）

e. 悪臭

吹田市の悪臭に係る公害苦情受付件数及び処理件数の推移は表 4-62 に示すとおりであり、平成 21 年度は苦情受付件数が 11 件、処理件数が 7 件となっている。

表 4-62 悪臭に係る公害苦情件数の推移

| 年 度      | 苦情受付件数 | 処理件数 |
|----------|--------|------|
| 平成 17 年度 | 15     | 18   |
| 平成 18 年度 | 10     | 14   |
| 平成 19 年度 | 11     | 7    |
| 平成 20 年度 | 5      | 7    |
| 平成 21 年度 | 11     | 7    |

注）処理件数は前年度からの繰越件数を含む。

出典：「吹田市統計書 平成 22 年版」（吹田市、平成 23 年）

f. 地盤沈下

大阪府では、地盤沈下の状況を把握するために水準測量を実施している。吹田市内に設定された水準点における平成 13 年度から平成 21 年度の状況は表 4-63 に示すとおりであり、ほぼ沈静化している。

表 4-63 水準測量結果

単位：cm

| 測定地点<br>(水準点) | 年間変動量  |        |        |        |        | 累積沈下量<br>(昭和39年～平成21年) |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|------------------------|
|               | 平成13年度 | 平成15年度 | 平成17年度 | 平成19年度 | 平成21年度 |                        |
| 岸 部 中 3 丁 目   | +0.28  | +0.08  | +0.09  | +0.28  | -      | -6.75                  |
| 泉 町 1 丁 目     | +0.10  | -0.24  | -0.31  | -0.13  | -      | -18.57                 |
| 垂 水 町 1 丁 目   | -0.03  | -0.09  | -0.07  | -0.09  | -0.25  | -12.24                 |
| 垂 水 町 3 丁 目   | -0.01  | +0.22  | -0.36  | -0.01  | -0.13  | -20.80                 |
| 南 吹 田 5 丁 目   | -0.31  | +0.04  | -0.37  | -0.03  | -0.11  | -22.66                 |
| 中 の 島 町       | +0.24  | +0.28  | -0.20  | +0.24  | -0.20  | -10.52                 |
| 南 吹 田 3 丁 目   | -0.37  | -0.04  | -0.29  | -      | -      | -14.69                 |
| 南 金 田 1 丁 目   | -      | -      | -      | 0.00   | -0.06  | -0.06                  |
| 岸 部 中 1 丁 目   | +0.10  | -0.03  | 0.00   | 0.00   | -      | -14.77                 |
| 垂 水 町 2 丁 目   | -0.21  | -0.04  | -0.22  | -0.69  | -0.58  | -12.27                 |
| 高 浜 町         | +0.27  | +0.31  | -0.09  | +0.16  | -0.30  | -9.47                  |

注) 1. 「-」は沈下、「+」は隆起を示す。

2. 隔年測定である。

3. 南吹田 3 丁目の測定地点が測定不能となったため、平成 19 年度より測定地点が南金田 1 丁目に移り、測定が開始されている。

出典：「すいたの環境 平成 22 年版」（吹田市、平成 23 年）

## g. 日照障害、電波障害

吹田市では、高さ 10 メートルを超える中高層建築物については、日照障害や電波障害など周辺住民に与える影響が大きいことから、「中高層建築物の日照障害等の指導要綱」により、建築主に対し、あらかじめその影響を調査し、近隣関係住民へ説明するとともにできる限りその軽減に努めるよう指導している。

中高層建築物建築に係る事前協議件数の推移は表 4-64 に示すとおりである。

表 4-64 中高層建築物建築に係る事前協議件数

単位：件

| 年度<br>種別 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 共同住宅     | 53       | 56       | 63       | 28       | 24       |
| 事務所ビル    | 1        | 7        | 2        | 3        | 3        |
| 戸建住宅     | 5        | 3        | 1        | 3        | 2        |
| その他      | 16       | 19       | 14       | 7        | 8        |

出典：「すいたの環境 平成 22 年版」（吹田市、平成 23 年）

## h. 動植物

### (a) 動物

事業計画地及びその周辺における動物の分布状況は、図 4-11、12 に示すとおりである。哺乳類については、「第 4 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図 大阪府」（環境庁、平成 7 年）によると、事業計画地の周辺地域で中・大型哺乳類 7 種（ニホンザル、タヌキ、キツネ、アナグマ、ニホンイノシシ、ニホンジカ、カモシカ）の分布は確認されていない。

鳥類については、「第 4 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図 大阪府」（環境庁、平成 7 年）によると、事業計画地の周辺地域で鳥類の集団繁殖地・集団ねぐらは確認されていない。

昆虫類については、「第 2 回自然環境保全基礎調査 動植物分布図 大阪府」（環境庁、昭和 56 年）によると、指標昆虫類として選定されているムカシヤンマ、ハッチョウトンボ及び表 4-65 に示す特定昆虫類選定基準により「当該地域において絶滅の危機に瀕している種」（D）として選定されているアオヤンマ、ヨツボシトンボ、ナニワトンボ、同選定基準により「環境指標として適当であると考えられる種」（G）として選定されているアオヤンマ、ナニワトンボ、アオマツムシ、タイワンカンタン、ツシマヒラタシデムシがそれぞれ分布しているが、いずれも事業計画地付近での確認情報はない。

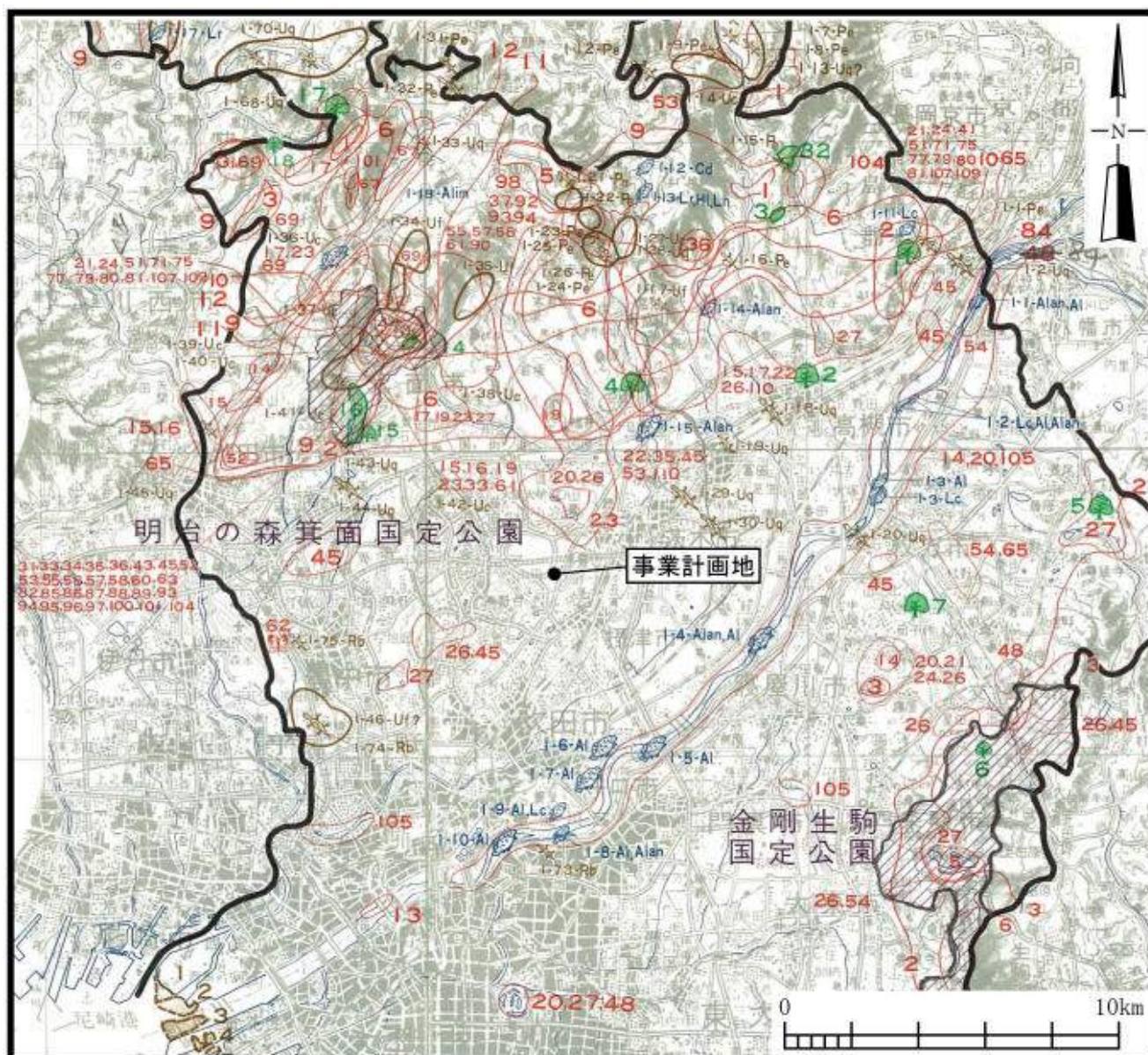
両生類・は虫類については、「第 2 回自然環境保全基礎調査 動植物分布図 大阪府」（環境庁、昭和 56 年）によると、淀川水系安威川本流にオオサンショウウオが分布しているが、事業計画地付近での確認情報はない。

淡水魚類については、「第 3 回自然環境保全基礎調査 大阪府自然環境情報図」（環境庁、平成元年）によると、淀川での調査により、スナヤツメ、カライワシなど 62 種の生息が確認され、ムギツク、ホンモロコなど 14 種の記録が確認されているが、事業計画地付近での確認情報はない。

表 4-65 特定昆虫類選定基準

| 記号 | 理 由                                          |
|----|----------------------------------------------|
| A  | 日本国内では、そこにしか産しないと思われる種                       |
| B  | 分布域が国内若干の地域に限定されている種                         |
| C  | 普通種であっても、北限・南限など分布限界になると<br>思われる産地に分布する種     |
| D  | 当該地域において絶滅の危機に瀕している種                         |
| E  | 近年当該地域において絶滅したと考えられる種                        |
| F  | 業者あるいはマニアなどの乱獲により、当該地域での<br>個体数の著しい減少が心配される種 |
| G  | 環境指標として適当であると考えられる種                          |

出典：「第 2 回自然環境保全基礎調査 動植物分布図」  
（環境庁、昭和 56 年）



#### 昆虫類

|    |            |     |               |
|----|------------|-----|---------------|
| 1  | ムカシトンボ     | 56  | ツノアオカメムシ      |
| 2  | ムカシヤンマ     | 57  | トホシカメムシ       |
| 3  | ハッチョウトンボ   | 58  | エサキモンキツノカメムシ  |
| 5  | タガメ        | 60  | オオツノカメムシ      |
| 6  | ハルゼミ       | 61  | ヨコツナサンガメ      |
| 9  | オオムラサキ     | 62  | ハネナシアメンボ      |
| 10 | ゲンジボタル     | 63  | ナベツタムシ        |
| 11 | アオハダトンボ    | 65  | チツゼミ          |
| 12 | グンバイトンボ    | 67  | アイヌハニョウ       |
| 13 | ヒメイトトンボ    | 69  | クロカタビロオサムシ    |
| 14 | ベニイトトンボ    | 71  | アキタクロナガオサムシ   |
| 15 | キイロサナエ     | 75  | マヤサオサムシ       |
| 16 | ホンサナエ      | 77  | ゲンゴロウ         |
| 17 | タベサナエ      | 79  | ガムシ           |
| 19 | サラサヤンマ     | 80  | オオクワガタ        |
| 20 | アオヤンマ      | 81  | ネフトクワガタ       |
| 21 | オオルリボシヤンマ  | 82  | オオニジュウヤホシテントウ |
| 22 | キイロヤマトンボ   | 84  | ツシマヒラタシメシ     |
| 23 | ハネビロエトトンボ  | 85  | ツシマクロスジヘビトンボ  |
| 24 | オオエトトンボ    | 86  | ヤマトクロスジヘビトンボ  |
| 26 | ヨツボシトンボ    | 87  | ラクダムシ         |
| 27 | ナニワトンボ     | 89  | カスリウスバカゲロウ    |
| 31 | オオゴキブリ     | 90  | コウスバカゲロウ      |
| 33 | ヒメカマキリ     | 92  | モイワウスバカゲロウ    |
| 34 | トゲナナフシ     | 93  | マダラウスバカゲロウ    |
| 35 | トビナナフシ類    | 94  | コマダラウスバカゲロウ   |
| 36 | エゾハサミムシ    | 95  | ホシウスバカゲロウ     |
| 37 | ハネナシコロギス   | 96  | ヒメカマキリモドキ     |
| 41 | ヤマクダマキモドキ  | 97  | カマキリモドキ       |
| 43 | クチキコロギ     | 98  | オオツノトンボ       |
| 45 | アオマツムシ     | 100 | ムラサキビクテラ      |
| 48 | タイワンカンタン   | 101 | トワダオオカ        |
| 51 | ダイリフキバツタ   | 104 | モンキジガバチ       |
| 52 | ヨコツナツチカメムシ | 105 | アメリカジガバチ      |
| 53 | アカスジキンカメムシ | 107 | ホソバセリ         |
| 54 | オオクロカメムシ   | 109 | クロヒカゲモドキ      |
| 55 | クチブトカメムシ   | 110 | キマダラリツバメ      |

#### 特定植物群落

|    |                |
|----|----------------|
| 1  | 若山神社のシイ林       |
| 2  | 上宮天満宮のシイ林      |
| 3  | 上峰山寺のシイ林       |
| 4  | 阿為神社のシイ林       |
| 5  | 菅原神社のシイ林       |
| 7  | 山田神社のアラカシ林     |
| 14 | 勝尾寺のウラジロガシ林    |
| 15 | 箕面滝安寺のシイ林      |
| 16 | 箕面のイロハモミジ・ケヤキ林 |
| 17 | 能勢妙見山のブナ林      |
| 18 | 吉川神社のシイ林       |
| 32 |                |

#### 両生類・は虫類

|    |            |
|----|------------|
| Rb | ダルマガエル     |
| Pe | モリアオガエル    |
| Ug | オオサンショウウオ  |
| Uf | カスミサンショウウオ |
| Uc | ヒダサンショウウオ  |

#### 淡水魚類

|      |         |
|------|---------|
| Al   | イタセンバラ  |
| Lc   | アユモドキ   |
| Alan | ヤリタナゴ   |
| Alim | アブラボテ   |
| Hi   | スナガニゴイ  |
| Lh   | ウグイ     |
| Lr   | アカザ     |
| Cd   | アジメダジョウ |

#### 凡例

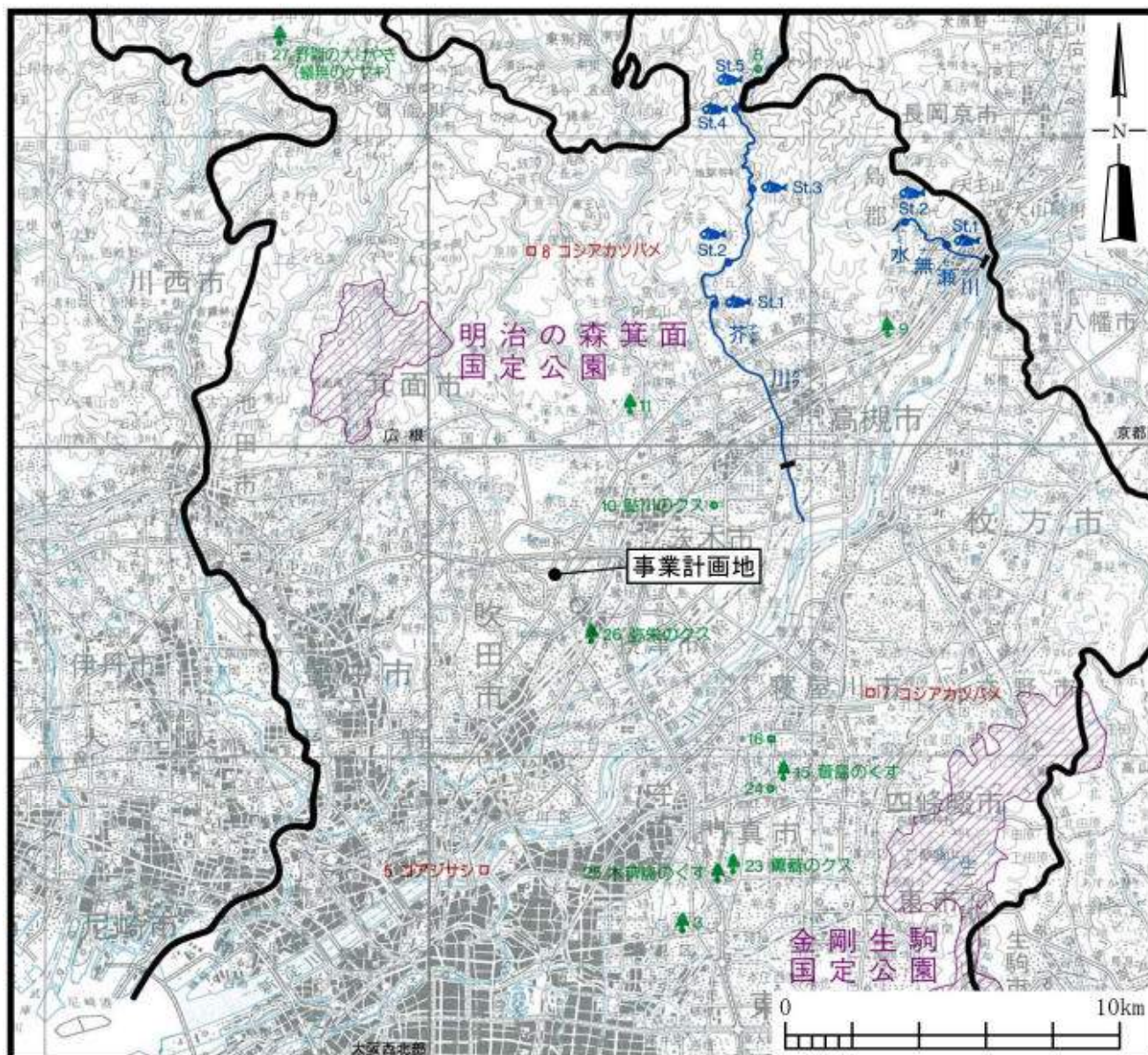
##### Legend

|  |                                                    |
|--|----------------------------------------------------|
|  | 特定植物群落<br>Specific plant communities               |
|  | 両生類・は虫類<br>Reptiles and Amphibians                 |
|  | 淡水魚類<br>Fresh water fishes                         |
|  | 昆虫類<br>Insects                                     |
|  | 干湖 (残存) (exist)<br>Flats (extinction) (extinction) |
|  | 国定公園<br>Quasi-natural parks                        |

出典：〔「第2回自然環境保全基礎調査 大阪府動植物分布図」

(環境庁、昭和56年)〕をもとに作成

図4-11 事業計画地及びその周辺における動植物分布図



| 凡 例 LEGEND |                                    |
|------------|------------------------------------|
|            | 巨樹<br>Big tree                     |
|            | 巨木林 (並木・樹林)<br>Big-tree-forest     |
|            | 鳥類の集団繁殖地<br>Colony of bird         |
|            | 鳥類の集団ねぐら<br>Communal roost of bird |
|            | 調査対象河川<br>Surveyed river           |
|            | 最下流閉上不可能地点<br>Lowest shutter dam   |
|            | 魚類調査地点<br>Fish surveying point     |
|            | 国定公園<br>Quasi National park        |

〔巨樹・巨木林〕

| 番号 | コード番号   | 所 在 地         | 樹 種 名 | 幹周(主幹) | 呼 称            |
|----|---------|---------------|-------|--------|----------------|
| 3  | 124-001 | 大阪市 鶴見区 茨田横堤町 | クスノキ  | 609    | -              |
| 8  | 207-017 | 高槻市           | カツラ   | 750    | -              |
| 9  | 207-026 | 高槻市           | クスノキ  | 660    | -              |
| 10 | 211-004 | 茨木市           | クスノキ  | 647    | 鮎川のクス          |
| 11 | 211-006 | 茨木市 岩作大明神     | ムクノキ  | 641    | -              |
| 15 | 215-001 | 寝屋川市          | クスノキ  | 700    | 萱島のくす          |
| 16 | 215-005 | 寝屋川市          | クスノキ  | 1050   | -              |
| 23 | 223-001 | 門真市 三ツ島       | クスノキ  | 1250   | 黒蓋のクス          |
| 24 | 223-006 | 門真市           | クスノキ  | 619    | -              |
| 25 | 223-010 | 門真市           | クスノキ  | 700    | 木蔭島のくす         |
| 26 | 224-003 | 摂津市 金剛寺境内     | クスノキ  | 632    | 弥栄のクス          |
| 27 | 322-001 | 能勢町 野間稲地      | ケヤキ   | 1195   | 野間の大けやき・嵯峨のケヤキ |

出典：〔「第4回自然環境保全基礎調査 大阪府自然環境情報図」(環境庁、平成7年)〕をもとに作成

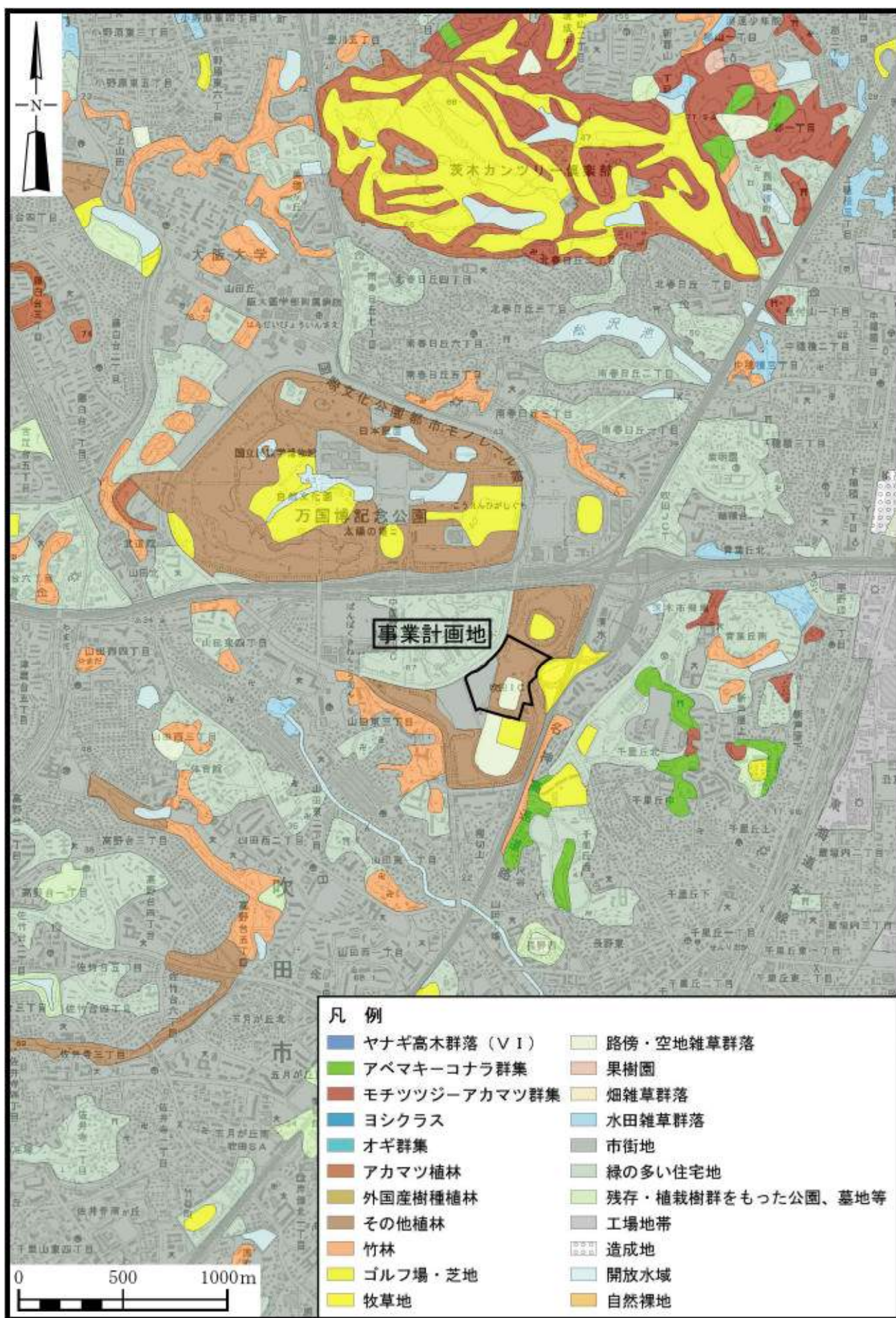
図 4-12 事業計画地及びその周辺における自然環境情報図

(b) 植 物

事業計画地及び周辺地域の現存植生は、「第 6 回自然環境保全基礎調査（植生調査） 現存植生図 吹田」（環境省、平成 13 年）によると図 4-13 に示すとおりであり、部分的にアベマキ・コナラ群集、モチツツジ・アカマツ群集、竹林が分布しているものの、大部分は市街地及び緑の多い住宅地となっている。なお、事業計画地からは名神高速道路をはさんで、その他植林に区分される植生が成立する万博記念公園が分布している

「第 3 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書（追加調査・追跡調査） 日本の重要な植物群落Ⅱ 近畿版 1 滋賀県・京都府・大阪府」（環境庁、昭和 63 年 8 月）によると、事業計画地の周辺地域には特定植物群落に選定されている植物群落は分布していない。

「第 4 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図 大阪府」（環境庁、平成 7 年）によると、図 3-11 に示すとおり巨樹・巨木林として弥栄のクス（摂津市金剛寺境内）が指定されている。



出典：「第6回・第7回自然環境保全基礎調査 植生調査 近畿ブロック2次メッシュ 吹田」(平成13年) をもとに作成

図 4-13 事業計画地及びその周辺における現存植生の状況

i. 人と自然との触れ合いの場

事業計画地周辺の人と自然との触れ合いの場の分布状況は、図 4-14 に示すとおりである。

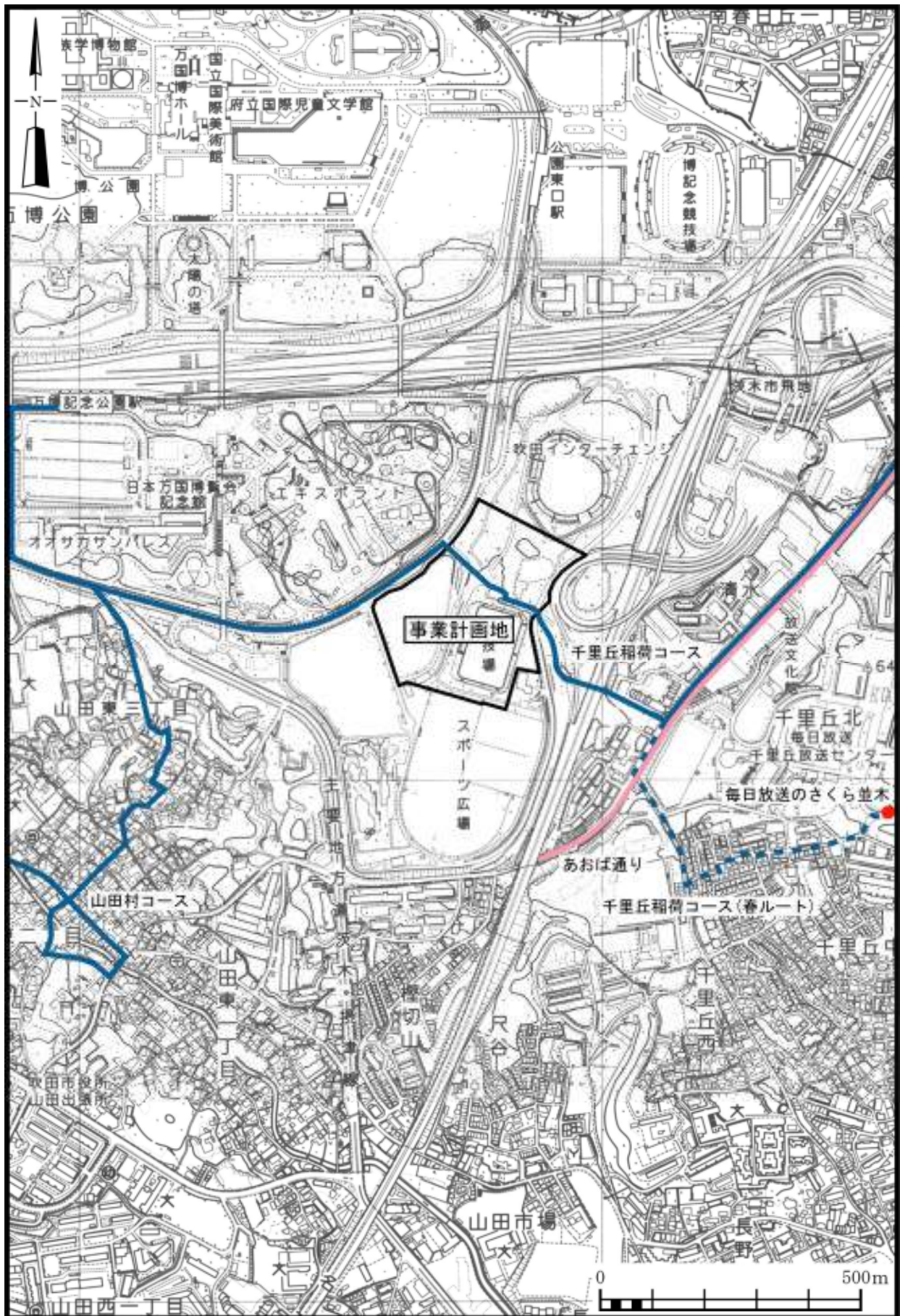
事業計画地は、万博記念公園の南側の一部であり、緑豊かな公園緑地が存在する。

「ぶらっと吹田」コースマップによると、「千里丘稻荷コース」が事業計画地内を通過し、「歴史ある神社と新しい住宅地が入り交じり吹田の新旧が垣間見られるコース」として紹介され、また、「山田村コース」が事業計画地の西側にあり、「旧街道の名残のある昔の雰囲気を味わえるコース」として紹介されている。

j. 景観

事業計画地が位置する千里丘地域は、丘の地形に斜面緑地や住宅の垣根などが連なった緑豊かな景観が特色である。また、丘の上からの眺望にも優れており「見晴台」と名付けられた住宅地の開発にもその特色が表れている。

さらに、事業計画地の西側を通る千里丘あおば通り沿いには、ケヤキ並木とともに商業施設等が立地し、商業・業務地の景観を作り出している。



出典：〔「ぶらっと吹田 花と緑、水めぐる遊歩道」(吹田市、平成18年)〕をもとに作成

図 4-14 事業計画地及びその周辺における人と自然との触れ合いの場の分布状況

k. 文化財

(a) 指定（登録）文化財

事業計画地及びその周辺における指定文化財の状況は、表 4-66 及び図 4-15 に示すとおりである。

吹田市には、国指定（登録）の文化財が 14 件、大阪府指定の文化財が 7 件、吹田市指定（登録）の文化財が 24 件ある。

事業計画地内には国、府及び市が指定する指定（登録）文化財は存在しない。

表 4-66 指定文化財の状況

| 番号 | 指定 | 名称            |
|----|----|---------------|
| A  | 国  | おしらさまコレクション   |
| B  | 府  | 圓照寺 木造 准胝観音立像 |
|    | 府  | 圓照寺 木造 観音菩薩立像 |
|    | 市  | 絹本著色 妙音天像     |
| C  | 府  | 山田伊射奈岐神社本社本殿  |
|    | 市  | 山田伊射奈岐神社社号標石  |

出典：「市内の文化財」（吹田市立博物館ホームページ）

(b) 埋蔵文化財

事業計画地及びその周辺における埋蔵文化財の状況は、表 4-67 及び図 4-15 に示すとおりである。

事業計画地及びその周辺には東側に新芦屋遺跡と呼ばれる遺跡が点在し、南側に吹田須恵器窯跡群があるが、そのほとんどは届出不要地域となっている。

表 4-67 埋蔵文化財の状況

| 番号 | 名称       | 番号 | 名称           |
|----|----------|----|--------------|
| 1  | 白頭瓦窯跡    | 7  | 吹田須恵器窯跡N0.46 |
| 2  | 山田銅鐸出土地  | 8  | 吹田須恵器窯跡N0.47 |
| 3  | 新芦屋遺跡C地点 | 9  | 似禅寺山遺跡       |
| 4  | 新芦屋遺跡    | I  | 新芦屋遺跡        |
| 5  | 新芦屋遺跡B地点 | II | 吹田須恵器窯跡群     |
| 6  | 新芦屋遺跡A地点 |    | —            |

出典：大阪府地図情報システム（大阪府ホームページ）



# 1. 廃棄物

吹田市におけるごみの排出量の推移は表 4-68 に示すとおりである。

平成 21 年度のごみの排出量は、11.4 万tであり、そのうち家庭系ごみは 7.1 万t、事業系ごみは 4.3 万tである。人口がわずかに増加傾向にあるものの、ごみの排出量は、ごみ全体、家庭系ごみ及び事業系ごみのいずれも減少傾向となっている。

表 4-68 ごみ排出量の推移

単位：トン

| 年度<br>項目 | 平成13年度  | 平成14年度  | 平成15年度  | 平成16年度  | 平成17年度  | 平成18年度  | 平成19年度  | 平成20年度  | 平成21年度  |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ごみ全体     | 138,379 | 136,156 | 134,012 | 130,559 | 128,325 | 128,001 | 123,568 | 117,505 | 113,753 |
| 家庭系ごみ    | 84,163  | 83,534  | 82,056  | 79,708  | 78,811  | 79,214  | 76,150  | 72,964  | 71,069  |
| 事業系ごみ    | 54,216  | 52,623  | 51,956  | 50,851  | 49,514  | 48,787  | 47,418  | 44,541  | 42,684  |
| 人口       | 348,035 | 349,076 | 350,483 | 351,283 | 351,168 | 351,343 | 351,868 | 352,626 | 351,493 |

注) 人口は 10 月 1 日の値

出典：「すいたの環境 平成 22 年版」（吹田市、平成 23 年）

## m. 地球環境

### (a) 地球温暖化

「おおさかの環境 2011－大阪府環境白書－」（平成 23 年、大阪府）によると、大阪府における 2009 年度（平成 21 年度）の温室効果ガス排出量は 5,004 万トンで、1990 年度（平成 2 年度）の排出量に比べ 13.5%の減少となっている。

また、温室効果ガス排出量の 9 割以上を占める二酸化炭素排出量は 4,911 万トンで、1990 年度（平成 2 年度）の排出量に比べ、4.8%の減少となっている。

### (b) 酸性雨

吹田市では、昭和 63 年度から生活環境課（現 環境保全課）監視係庁舎（南吹田 2 丁目）の屋上において酸性雨の測定を行っている。平成 12 年度から平成 21 年度の雨水の pH 値（加重平均）の経年変化は表 4-69 に示すとおり、pH 値は 4.77～5.48 となっており酸性雨の指標となる pH 値 5.6 を下回っている。

表 4-69 雨水の pH 値（加重平均）の経年変化

| 年度       | p H 値 | 年度       | p H 値 |
|----------|-------|----------|-------|
| 平成 12 年度 | 5.18  | 平成 17 年度 | 5.48  |
| 平成 13 年度 | 5.06  | 平成 18 年度 | 4.77  |
| 平成 14 年度 | 5.11  | 平成 19 年度 | 5.12  |
| 平成 15 年度 | 5.26  | 平成 20 年度 | 5.03  |
| 平成 16 年度 | 5.47  | 平成 21 年度 | 5.03  |

出典：「すいたの環境 平成 22 年版」（吹田市、平成 23 年）

## 5. 当該事業における環境に対する取組方針

本スタジアムについては、多様な方法で環境に配慮する「エコ・スタジアム」を目指し、自然エネルギーの活用や省エネルギー機器の採用など、様々な取組を行なっていく計画である。

なお、本スタジアムについては、完成後は吹田市にこれを寄付し、吹田市がスタジアムを受納した後は公の施設として活用されることとなる。また、ガンバ大阪が所定の手続きを経て指定管理者に指定され、管理運営を行なうこととなっている。事業者は、本スタジアム完成後は、これらの取組内容を、吹田市及びガンバ大阪に確実に引き継ぐものとする。

## 6. 当該事業における環境取組内容

環境の保全及び良好な環境の創造のための標準的取組事項を踏まえ、本事業の特性等を考慮して検討した、現時点で予定している環境取組内容は、表 6-1 に示すとおりである。

表 6-1(1) 環境取組内容（工事中その1）

| 取組事項                 |                                                                     | 実施の有無  | 取組内容                                                           |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------|--------|----------------------------------------------------------------|
| ■大気汚染や騒音などの公害を防止します。 |                                                                     |        |                                                                |
| 建設機械                 |                                                                     |        |                                                                |
| 1                    | 排出ガス対策型、低騒音型や低振動型の建設機械を使用します。                                       | 実施する   | 掘削に使用するバックホウや発電機など低騒音型を使用する。                                   |
| 2                    | 低燃費型の建設機械（ハイブリッド式パワーショベルなど）を使用します。                                  | 一部実施する | 低燃費型バックホウの使用を励行しますが、調達台数に限りがあるため、部分的な使用となる。                    |
| 3                    | 排出ガスの低減を図るため、アイドリングをしません。                                           | 実施する   | 低燃費運転講習会の開催、啓蒙看板を設置し、アイドリングストップを実施する。                          |
| 4                    | 空ぶかしを抑制するなど、環境に配慮した運転を行います。                                         | 実施する   | 低燃費運転講習会の開催し、運転者への教育を行う。                                       |
| 5                    | 工事規模に応じた効率的な工事計画を立て、稼働台数を抑制します。                                     | 実施する   | 工事車両運行の平準化など工程調整を密に行い、効率的な重機配置、車両運行管理を行う。                      |
| 6                    | 一時的に集中して稼働しないよう、工事の平準化を図ります。                                        | 実施する   | 工事車両運行の平準化など工程調整を密に行い、効率的な重機配置、車両運行管理を行う。                      |
| 7                    | 機械類は適切に整備点検を行います。                                                   | 実施する   | 機械類は持ちこみ時の点検、月例点検、日常点検を行い、適切に整備する。                             |
| 工事関係車両               |                                                                     |        |                                                                |
| 8                    | 燃費や排出ガス性能のよい車両を使用します。                                               | 実施する   | 工事に関連する全協力会社にて、燃費、排ガス性能のよい車両を使用するよう、指示、指導を行う。                  |
| 9                    | 大阪府条例に基づく流入車規制を、全ての車両で確実に遵守します。                                     | 実施する   | 全協力会社への指示、指導を確実に実施する。                                          |
| 10                   | 工事関連車両であることを車両に表示します。                                               | 実施する   | 車両運転席に工事関係車両で有る旨、表示を行う。                                        |
| 11                   | 工事関連車両の走行ルートや時間帯は、周辺道路の状況、住居の立地状況などに配慮して、一般交通の集中時間帯や通学時間帯を避けて設定します。 | 一部実施する | コンクリートの打設など、連続して車両を運行する必要がある工事を除き、車両集中時間、通学時間帯を避ける車両運行計画を推進する。 |
| 12                   | 建設資材の搬出入計画において、適切な車種を選定することで車両台数を抑制します。                             | 実施する   | 搬入計画においては、積載重量、荷姿を確認の上、車両台数が少なくなるよう計画する。                       |
| 13                   | 作業従事者の通勤、現場監理などには、徒歩、二輪車、公共交通機関の利用、相乗りなどを奨励し、工事関連の車両台数を抑制します。       | 実施する   | 全協力会社への指示、指導を確実に実施する。                                          |
| 14                   | ダンプトラックによる土砂の積み降ろしの際には、騒音、振動や土砂の飛散防止に配慮します。                         | 実施する   | 新規入場時にダンプトラック運転手への教育、指導を実施する。                                  |
| 15                   | 周辺への土砂粉じん飛散を防止するため、現地でタイヤ洗浄を行います。                                   | 実施する   | 工事車両ゲートには、タイヤ洗浄機（ハイウォッシャー）を設置し、タイヤ洗いを実施する。                     |
| 16                   | コンクリートミキサー車のドラム洗浄を行う際には、騒音や水質汚濁に配慮します。                              | 実施する   | 作業所内に、PH処理装置を設置し、洗浄水の中性化を行う。                                   |

表 6-1(2) 環境取組内容（工事中その2）

| 取組事項             |                                                                  | 実施の有無 | 取組内容                                                                 |
|------------------|------------------------------------------------------------------|-------|----------------------------------------------------------------------|
| 17               | 工事関連車両を場外に待機させません。                                               | 実施する  | 全協力会社への指示、指導を確実に実施する。搬入車両の時間調整を日々行い、時間通りの車両運行により、待機車両をなくす。           |
| 18               | クラクションの使用は必要最小限にします。                                             | 実施する  | 全協力会社への指示、指導を確実に実施する。                                                |
| 19               | 自動車排出ガスの低減を図るため、アイドリングをしません。                                     | 実施する  | 低燃費運転講習会の開催、啓蒙看板を設置し、アイドリングストップを実施する。                                |
| 20               | 空ぶかしを抑制するなど、環境に配慮した運転を行います。                                      | 実施する  | 低燃費運転講習会の開催し、運転者への教育を行う。                                             |
| 工事方法<br>＜騒音・振動等＞ |                                                                  |       |                                                                      |
| 21               | 遮音性の高い仮囲いや防音シート・防音パネルを設置します。                                     | 実施する  | 建設地の周囲には、仮囲い鋼板（高さ3.0m）を設置する。                                         |
| 22               | 建設資材の落下を防止するなど、丁寧な作業を行います。                                       | 実施する  | 作業員への、騒音、振動低減教育を、新規入場時に実施する。                                         |
| 23               | 杭の施工などの際には、騒音や振動の少ない工法を採用します。                                    | 実施する  | 振動や打撃による杭施工法は採用しない。                                                  |
| 24               | 騒音や振動を伴う作業は、近隣に配慮した時間帯に行います。                                     | 実施する  | 特定建設作業は、法、府条例を遵守する。                                                  |
| ＜粉じん・アスベスト＞      |                                                                  |       |                                                                      |
| 25               | 解体、掘削作業などの際には、散水を十分に行います。                                        | 実施する  | 場内車両運行ルートへの提示散水を行い、粉塵の発生を抑制する。                                       |
| 26               | 土砂などの堆積場で、砂じんが飛散するおそれがある場合は、飛散防止対策をします。                          | 実施する  | 土砂を長期間放置するなどで、砂埃が発生する可能性がある場合には、シート養生を行う。                            |
| 27               | 建築物などの解体の際は、アスベストの使用の有無を調査するとともに、調査結果を近隣住民の見やすい位置に掲出し、市長にも報告します。 | 実施する  | 既存建築物の解体に際し、アスベスト調査を行い、含有の場合は、所定の手続きを行う。                             |
| 28               | アスベストを含有する建築物などの解体の際には、確実な飛散防止措置を行います。                           | 実施する  | アスベスト含有の既存建物がある場合は飛散防止措置を行う。                                         |
| ＜水質汚濁・土壌汚染・地盤沈下＞ |                                                                  |       |                                                                      |
| 29               | 道路などへの濁水や土砂の流出を防止します。                                            | 実施する  | 仮囲い足元には巾木を設置し、濁水、土砂流出を防止する。敷地境界が斜面地である場合には、手前に排水溝を設置し、濁水、土砂の流出を防止する。 |
| 30               | 塗料などの揮発を防止し、使用済みの塗料缶や塗装器具の洗浄液は適正に処分します。                          | 実施する  | 揮発性塗料の容器保管、洗浄に対する作業員への教育、指導を徹底する。                                    |
| 31               | 土壌汚染の状況を調査し、汚染物質の拡散防止措置を行います。                                    | 実施する  | 土地の形質変更届けに必要となる、土壌調査を行政との協議に基づき実施する。                                 |

表 6-1(3) 環境取組内容(工事中その3)

| 取組事項                  |                                                                                             | 実施の有無 | 取組内容                                       |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|-------|--------------------------------------------|
| 32                    | 地盤改良の際は、土壌や地下水を汚染しない工法を採用します。                                                               | 実施する  | 工法選定の際に、土壌、地下水を汚染しない工法であることを確認の上、決定する。     |
| 33                    | 周辺地盤、家屋などに影響を及ぼさない工法を採用します。                                                                 | 実施する  | 周辺の地盤沈下が起こらない工事計画とする。                      |
| ＜悪臭・廃棄物＞              |                                                                                             |       |                                            |
| 34                    | アスファルトを溶融させる際は、場所の配慮、溶解温度管理など臭気対策を行います。                                                     | 実施する  | アスファルトの溶融温度管理を実施する。                        |
| 35                    | 現地では廃棄物などの焼却は行いません。                                                                         | 実施する  | 焼却は行わない。                                   |
| 36                    | 解体を伴う工事の際は、保管されているPCB使用機器、空調機器などに使用されているフロン類などやその他有害廃棄物の状況を工事実施前に調査し、環境汚染とならないよう適正な処理を行います。 | 実施する  | 既存建築物の解体に際し、有害廃棄物の状況を調査し、存在する場合は、適切な処置を行う。 |
| 37                    | 仮設トイレを設置する場合は、適切なメンテナンス、設置場所の配慮などにより臭気対策を行います。                                              | 実施する  | 日々の清掃を実施する。                                |
| ■地域の安全安心に貢献します。       |                                                                                             |       |                                            |
| 38                    | 近隣自治会などから地域の交通情報の聴き取りを行い、十分な人数の警備員を配置し事故防止に努めます。                                            | 実施する  | 近隣協議の上、安全誘導を行う。                            |
| 39                    | 児童や生徒が安全に登下校できるよう、工事現場周辺の交通安全に配慮します。                                                        | 実施する  | 車両運行ルート、安全遵守事項を記載した、車両運行教育を新規入場時に実施する。     |
| 40                    | 夜間や休日に工事関係者以外の者が工事現場に立ち入らないよう出入口を施錠するなどの対策を講じます。                                            | 実施する  | 入口は、パネルゲートとし、夜間、休日は施錠する。                   |
| 41                    | 登下校中や放課後の児童や生徒の見守り、声かけなどに取組みます。                                                             | 該当なし  | 事業計画地周辺に通学路は位置しない。                         |
| 42                    | 近隣自治会などと連携し、地域の防犯活動に参加します。                                                                  | 実施する  | 仮囲いに、防犯灯の設置をするなど、防犯活動に貢献する。                |
| ■環境に配慮した製品及び工法を採用します。 |                                                                                             |       |                                            |
| 省エネルギー                |                                                                                             |       |                                            |
| 43                    | エネルギー効率のよい機器の導入などにより、工事中に使用する燃料、電気、水道水などの消費を抑制します。                                          | 実施する  | エネルギー効率の良い機器を設計に織り込む。                      |
| 省資源                   |                                                                                             |       |                                            |
| 44                    | 建設発生土は現地で埋め戻しに使用するなど、残土の発生を抑制します。                                                           | 実施する  | 建物基礎レベルの調整など、残土搬出を極力少なくする建物計画とする。          |
| 45                    | 資材の梱包などを最小限にして廃棄物を減量します。                                                                    | 実施する  | 材料の無梱包搬入を推進する。                             |

表 6-1(4) 環境取組内容（工事中その4）

| 取組事項              |                                                                                                                             | 実施の有無 | 取組内容                                                                                  |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| ■快適な環境づくりに貢献します。  |                                                                                                                             |       |                                                                                       |
| 景観                |                                                                                                                             |       |                                                                                       |
| 46                | 仮囲いの設置にあたっては、機能性を確保した上で、景観面にも配慮します。                                                                                         | 実施する  | 仮囲いは、白の安全鋼板とし、部分的に緑を配置するなど、景観面に配慮する。                                                  |
| 47                | 仮設トイレは、近隣住民や通行者に不快感を与えないよう、設置場所などを工夫します。                                                                                    | 実施する  | 仮設トイレは仮囲いの中に設置し、一般者から見えない位置とする。                                                       |
| 周辺の環境美化           |                                                                                                                             |       |                                                                                       |
| 48                | 工事現場内外を問わず、ポイ捨てを防止し、周辺道路の清掃を行います。                                                                                           | 実施する  | 新規入場時に、作業員への指導を実施する。工事周辺は、日常清掃を実施する。                                                  |
| 49                | 建設資材、廃棄物などの場内整理を行います。                                                                                                       | 実施する  | 資材は、日々整理整頓を行う。                                                                        |
| ヒートアイランド現象の緩和     |                                                                                                                             |       |                                                                                       |
| 50                | 夏期において水道水以外の用水が確保できる場合は、周辺道路などに打ち水を行います。                                                                                    | 該当なし  | 水道水以外の用水は確保できない。                                                                      |
| ■地域との調和を図ります。     |                                                                                                                             |       |                                                                                       |
| 工事説明・苦情対応         |                                                                                                                             |       |                                                                                       |
| 51                | 近隣住民に工事实施前に工事概要、作業工程などを十分説明し、また工事实施も適宜、現況と今後の予定をお知らせし、理解を得るようにします。                                                          | 実施する  | 近隣説明会を実施する。                                                                           |
| 52                | 工事に関しての苦情窓口を設置し連絡先などを掲示するとともに、苦情が発生した際には真摯に対応します。                                                                           | 実施する  | 近隣説明会時に、連絡窓口を説明するとともに、仮囲いに連絡先を記載する。                                                   |
| 周辺の教育・医療・福祉施設への配慮 |                                                                                                                             |       |                                                                                       |
| 53                | 工事实施前に工事概要、作業工程などを十分説明するとともに、施設での行事や利用状況に配慮した工事計画にします。                                                                      | 該当なし  | 事業計画地周辺に該当施設は位置していない。                                                                 |
| 54                | 騒音、振動、通風、採光などに特段の配慮をします。                                                                                                    | 該当なし  | 事業計画地周辺に該当施設は位置していない。                                                                 |
| 周辺の事業者との調整        |                                                                                                                             |       |                                                                                       |
| 55                | 工事が重複することによる複合的な騒音、振動、粉じん、工事車両の通行及びその他の環境影響を最小限に抑制するため、周辺地域における大規模な工事の状況を把握し、該当する事業者、工事施行者などと連絡を取り、可能な限り工事計画などを調整するように努めます。 | 該当なし  | 現時点では、本事業と工事が重複する大規模工事は把握していない。なお、将来的に本工事实施中に周辺において他事業による大規模工事が実施される場合は、工事内容等の調整に努める。 |

表 6-1(5) 環境取組内容（施設・設備等その1）

| 取組事項            |                                                                                                                 | 実施の有無  | 取組内容                                                                          |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-------------------------------------------------------------------------------|
| ■ 地球温暖化対策を行います。 |                                                                                                                 |        |                                                                               |
| 56              | 大阪府建築物の環境配慮制度及び大阪府建築物環境性能表示制度について<br>大阪府建築物の環境配慮制度において高い評価結果を得られるよう努めるとともに、その評価結果を大阪府建築物環境性能表示制度により広告物などに表示します。 | 実施する   | 大阪府建築物の環境配慮制度に基づき届出を実施し、その中で「CASBEE-新築（簡易版）」による評価を行う。                         |
| 57              | 空調、照明、給湯、昇降機などの設備について、高効率や省エネルギー型の機器を採用します。                                                                     | 一部実施する | 空調機器：高効率機器を採用する。<br>照明器具：LED器具を採用する。<br>・Hf 蛍光灯ランプを採用＋初期照度補正機能付を採用            |
| 58              | 太陽光、太陽熱、風力などの再生可能エネルギーを活用します。                                                                                   | 実施する   | 屋根部分にソーラーパネル設置する。<br>太陽熱を利用した真空ソーラー給湯器を採用する。<br>外灯に風力発電内蔵の照明を採用する。            |
| 59              | エネルギー効率の高い地域冷暖房、コージェネレーション、ヒートポンプシステムなどの導入を検討します。                                                               | 一部実施する | 空調設備：全熱交換器を採用し、空調負荷を低減する。                                                     |
| 60              | 高い地球温暖化係数を有する温室効果ガスを冷媒として使用する装置を有する設備（空調機器、冷蔵冷凍庫など）を設置する際には、設置後に配管などからの冷媒の漏えい（使用時排出）が発生しないよう安全設計に配慮します。         | 実施する   | 空調機器：冷媒配管は最短ルートを計画し、極力継ぎ手部分を少なくするように配慮する。                                     |
| 61              | 採光や通風性の考慮や断熱性能を向上させることで、建築物のエネルギー負荷を抑制します。                                                                      | 一部実施する | 断熱性能向上：一部のガラスにLow-e複層ガラスを採用する。<br>省CO2 対策：ピッチ部分への自然通風を確保し、芝の光合成による省CO2 を促進する。 |
| 62              | 基本構造の耐久性を高め、長寿命の建築物を施工します。                                                                                      | 実施する   | 構造躯体：水セメント比の小さな耐久性の高いコンクリートを採用する。<br>屋根鉄骨：溶融亜鉛メッキ仕上又は耐候性塗装により耐久性を向上する。        |
| 63              | リサイクル製品、間伐材などの資源循環や環境保全に配慮した製品を積極的に採用します。                                                                       | 一部実施する | 型枠材：プラスチック型枠を採用する。<br>仕上材：エコマーク製品を採用・再生木を採用する。                                |
| 64              | 高炉セメントなど、製造に要するエネルギーが少ない建設資材などを積極的に採用します。                                                                       | 一部実施する | 基礎構造用コンクリートに対して高炉セメントを採用する。                                                   |

表 6-1(6) 環境取組内容（施設・設備等その2）

| 取組事項                  |                                                                         | 実施の有無  | 取組内容                                                |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------|--------|-----------------------------------------------------|
| ■ 自然環境を保全し、みどりを確保します。 |                                                                         |        |                                                     |
| 65                    | 事前に事業計画地とその周辺の自然環境調査を行い、動植物の生息や生育環境に配慮します。                              | 一部実施する | 事業計画地の既存樹木の調査を行い、既存樹種に即した植栽計画とし、動植物の生育環境に配慮する。      |
| 66                    | 地域のシンボルとなっていた大きな樹木は、できるだけ伐採を避け、既存の植生や地形を活かして設計します。                      | 一部実施する | 建物配置範囲の既存樹木についてはできるだけ移植を実施する。                       |
| 67                    | 既存の植生や地形を改変する場合は、移植などにより既存の植生の保全を図るとともに、表土は適切に保管し、植栽などに利用します。           | 一部実施する | 既存表土は植栽用として利用する。                                    |
| 68                    | 事業計画地に隣接する緑地などがある場合には、緑地などを連続させて配置するなど、生物の生息空間の保全に努めます。                 | 一部実施する | 既存緑地とできるだけ連続する植栽計画とする                               |
| 69                    | 駐車場の緑化を行います。                                                            | 該当なし   | 屋外に駐車場は設置しない。                                       |
| 70                    | 屋上緑化、壁面緑化、ベランダ緑化などを行います。                                                | 一部実施する | 低層部分：壁面緑化を採用する。                                     |
| 71                    | 開発により生じた法面に対して緑化を行います。                                                  | 実施する   | 法面：吹付けは種や地被類により面的な広がりのある緑化方法を採用する。                  |
| 72                    | 植栽樹種は、地域の環境に合わせた樹種を選定します。                                               | 実施する   | 周辺地域に多く植生するつつじ、しらかし、くすのきなどの樹種を植栽計画の中で採用する。          |
| ■ 水循環を確保します。          |                                                                         |        |                                                     |
| 73                    | 雨水を利用する設備（雨水タンク、散水設備など）を導入し、水資源を有効に利用します。                               | 実施する   | 雨水の中水利用を実施する。                                       |
| 74                    | 事業区域の面積に応じて、雨水流出を抑制するために、雨水貯留型施設又は雨水浸透施設等を設置します。                        | 実施する   | 吹田市景観まちづくり条例に基づき雨水流出抑制を実施する。                        |
| 75                    | オープンスペース、駐車場などについては雨水浸透に配慮し、浸透性のある舗装などの採用を検討します。                        | 一部実施する | オープンスペース：浸透性インターロッキングブロック舗装を採用する。                   |
| ■ 地域の生活環境を保全します。      |                                                                         |        |                                                     |
| 大気・騒音・振動等             |                                                                         |        |                                                     |
| 76                    | 空調機などの騒音を発生させる設備の設置においては、低騒音型機器の採用、壁などの遮音性の確保、設置場所に配慮するなど、騒音や振動対策を行います。 | 実施する   | 空調室外機は低騒音型を採用し、騒音規制法及び振動規制法を遵守した設置場所を検討した上で配置を計画する。 |
| 77                    | 近くに幹線道路や鉄道があり騒音の影響が考えられる場合には、予め窓などに防音サッシを設置します。                         | 該当なし   | 計画建物は防音を要しない。                                       |
| 78                    | 周辺環境への自動車の排気ガスや騒音を防止するため、駐車場の配置は住居に隣接しない計画とします。                         | 該当なし   | 事業計画地に近接した住居はない。屋外に駐車場は設置しない。                       |

表 6-1(7) 環境取組内容（施設・設備等その3）

| 取組事項                    |                                                                                                    | 実施の有無  | 取組内容                                                              |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-------------------------------------------------------------------|
| 79                      | 近隣への悪臭、騒音などを防止するため、窓、換気扇、排気口、廃棄物置場の位置などに配慮します。                                                     | 一部実施する | 試合開催時には遮音対策としてサッシを閉鎖する。<br>廃棄物置場はスタジアム1階部分に設置する。                  |
| 80                      | ボイラー、タービン、エンジンなどの機器を設置する場合は、万全の排出ガス対策を行います。                                                        | 該当なし   | 該当機器は設置しない。                                                       |
| 81                      | 屋外照明や広告照明については、近隣住民に対する光の影響を抑制します。                                                                 | 該当なし   | 事業計画地に近接した住居はない。                                                  |
| 82                      | 建築資材（ガラス、太陽光パネルなど）による太陽の反射光については、設置の際に光の影響を考慮します。                                                  | 実施する   | 反射ガラス等は採用しない。太陽光パネルは反射光が問題にならない角度に設置する。                           |
| 83                      | 塗料は、水性塗料や揮発性有機化合物（VOC）の含有率が低いものを使用します。                                                             | 実施する   | 塗料は水性塗料のみを採用する。                                                   |
| 84                      | 周辺に教育施設、福祉施設や医療施設がある場合は、騒音、振動、通風、採光などに特段の配慮をします。                                                   | 該当なし   | 事業計画地に近接した教育施設等はない。                                               |
| 中高層建築物（高さ10メートルを超える建築物） |                                                                                                    |        |                                                                   |
| 85                      | 日照障害については、建築基準法の日影規制対象外地域（商業と工業地域を除く）を含めた地域についての日影図を作成し、発生する範囲を事前に把握し、近隣住民に説明するとともに、できる限りその軽減をします。 | 実施する   | 建築基準法に基づき日影図を作成することで日影規制を検証する。                                    |
| 86                      | 電波障害の発生が想定される範囲を、現地調査、机上計算、影響範囲図作成などにより事前に把握し、近隣住民に説明します。                                          | 実施する   | 机上調査を実施する。                                                        |
| 87                      | 電波障害が生じた場合は、CATV、共同受信施設などによる改善対策を行います。                                                             | 実施する   | 電波障害が生じた場合は適切な対応を実施する。                                            |
| 88                      | 近隣住民のプライバシーを侵害するおそれがある場合は、適切な対策を講じるよう努めます。                                                         | 該当なし   | 事業計画地に近接した住居はない。                                                  |
| ■ 景観まちづくりに貢献します。        |                                                                                                    |        |                                                                   |
| 89                      | 本市の自然条件や風土、歴史の流れの中で培われた地域の個性を尊重し、地域に調和したものとなるよう配慮します。                                              | 実施する   | 万博公園内のスポーツ・レクリエーションエリアの風致に即した緑化やランドスケープデザインによる景観形成を実施する。          |
| 90                      | 景観資源の質の向上と地域特性を活かしたまちづくりに資するよう、「景観まちづくり計画」の類型別景観まちづくり計画と地域別景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画と設計を行います。         | 実施する   | 万博公園内のスポーツ・レクリエーションエリアの中心となる建築物として類別、地域別景観まちづくり計画の目標と方針に基づく計画とする。 |
| 91                      | 景観形成に関わるガイドラインや方針を有するエリアではガイドラインなどに配慮した計画と設計を行います。                                                 | 該当なし   | 事業計画地は景観形成に関わるガイドラインや方針を有するエリアに位置しない。                             |

表 6-1(8) 環境取組内容（施設・設備等その4）

| 取組事項                |                                                     |  | 実施の有無 | 取組内容                                                              |
|---------------------|-----------------------------------------------------|--|-------|-------------------------------------------------------------------|
| 92                  | 計画区域や建設敷地がおおむね1haを超えるときは、景観形成地区の指定について協議します。        |  | 実施する  | 景観形成地区の指定について今後協議する。                                              |
| 93                  | 景観形成基準を遵守し、景観まちづくりを推進します。                           |  | 実施する  | 景観形成基準を遵守し、景観まちづくりを推進するために建築物及びその周辺整備内容について関係各課と協議する。             |
| 94                  | 屋外広告物の表示等に関する基準を遵守し、景観まちづくりを推進します。                  |  | 実施する  | 屋外広告物についての掲出は未定であるが、掲出にあたっては関係各課と協議し、計画する。                        |
| ■ 安心安全のまちづくりに貢献します。 |                                                     |  |       |                                                                   |
| 95                  | 周辺状況に応じ、計画地内において、歩行者が安全に通行できる空間を整備します。              |  | 実施する  | 計画地内では歩車分離を実現し、試合開催日には利用者だけでなく周辺交通の渋滞緩和を可能な限り実現する動線計画とする。         |
| 96                  | 災害時の防災対策や緊急時に対応できる設備機器を積極的に導入し、安心安全に配慮した適切な整備を行います。 |  | 実施する  | 防災拠点としての利用・施設整備については、吹田市と協議の上、可能な範囲で対応する。                         |
| 97                  | 防犯対策などに対応できる設備機器を積極的に導入し、安心安全に配慮した適切な整備を行います。       |  | 実施する  | 試合開催時及び通常時共に全館監視カメラによる機械監視を採用する。<br>・監視装置をスタジアム管理事務室とクラブハウス事務所に設置 |

## 7. 環境要素、調査の時期及び方法並びに予測の方法及びその時点

### (1) 環境影響評価の項目

#### ① 環境影響要因の細区分の抽出

本事業の実施に伴う一連の諸行為等のうち、環境影響要因としては、「工事」、「存在」及び「供用」が考えられる。

環境影響要因の細区分の抽出結果は、表 7-1 に示すとおりである。

表 7-1 環境影響要因の抽出結果

| 環境影響要因 | 環境影響要因の細区分                                                    |
|--------|---------------------------------------------------------------|
| 工 事    | ・ 建設機械の稼働<br>・ 工事用車両の走行<br>・ 工事の影響                            |
| 存 在    | ・ 緑の回復育成<br>・ 建築物等の存在                                         |
| 供 用    | ・ 施設の供用<br>・ 冷暖房施設等の稼働<br>・ 駐車場の利用<br>・ 施設関連車両の走行<br>・ 歩行者の往来 |

#### ② 環境要素の細区分の抽出

吹田市環境影響評価技術指針（以下「技術指針」という。）に示された環境要素のうち、前項で抽出した環境影響要因により影響を受けると考えられ、予測・評価を行う必要があると考えられる環境要素を抽出した結果は、表 5-2 に示すとおりである。

#### ③ 調査・予測項目から除外した環境要素及びその理由

技術指針において、「運動・レジャー施設の建設」により影響をもたらす可能性のある事項として例示された環境要素の内、本事業においては影響はほとんど無いと考えられることから調査・予測項目から除外した環境要素及びその理由は、以下の通りである。

- ・ 水質汚濁：施設からの排水については、すべて公共下水道へ放流する計画であること、工事中の濁水等については周辺への流出を防止し、適切な処理をした後公共下水道へ放流する計画であることから、影響はないと考えられる。
- ・ 土壌汚染：事業計画地は元は山林であり、造成後は万国博覧会会場及び万博記念公園として利用されており、土壌汚染を引き起こすような土地利用履歴はないこと、本事業においても、土壌汚染を引き起こすような要因はないことから、影響はないと考えられる。
- ・ 地形、地質：事業計画地は造成済みのほぼ平坦な地形であり、大規模な造成工事も行なわないことから、影響はないと考えられる。

表 7-2 環境影響評価項目選定表

| 環境影響要因                     |            |                | 工事      |          | 存在    |        | 供用      |       |           |        |           |        |   |
|----------------------------|------------|----------------|---------|----------|-------|--------|---------|-------|-----------|--------|-----------|--------|---|
|                            |            |                | 建設機械の稼動 | 工事用車両の走行 | 工事の影響 | 緑の回復育成 | 建築物等の存在 | 施設の供用 | 冷暖房施設等の稼動 | 駐車場の利用 | 施設関連車両の走行 | 歩行者の往来 |   |
| 目標                         | 分野         | 環境要素           |         |          |       |        |         |       |           |        |           |        |   |
| エネルギーを適正に利用できる低炭素社会への転換    | 地球温暖化      | 温室効果ガス、エネルギー   |         |          |       |        |         | ○     | ○         |        | ○         |        |   |
| 資源を有効に利用<br>する社会づくり        | 廃棄物等       | 一般廃棄物          |         |          |       |        |         | ○     |           |        |           | ○      |   |
|                            |            | 産業廃棄物          |         |          | ○     |        |         | ○     |           |        |           |        |   |
|                            |            | 建設発生土          |         |          | ○     |        |         |       |           |        |           |        |   |
|                            |            | フロン類           |         |          | ○     |        |         |       |           |        |           |        |   |
| 健康で安全な生活<br>環境の保全          | 大気・熱       | 大気汚染           | ○       | ○        |       |        |         |       |           | ○      | ○         |        |   |
|                            |            | 悪臭             |         |          | ○     |        |         | ○     |           |        |           |        |   |
|                            |            | ヒートアイランド現象     |         |          |       | ○      | ○       |       | ○         |        | ○         |        |   |
|                            | 水          | 水質汚濁           |         |          | ×     |        |         |       |           |        |           |        |   |
|                            |            | 公共用水域          |         |          | ×     |        |         |       |           |        |           |        |   |
|                            |            | 地下水            |         |          | ×     |        |         |       |           |        |           |        |   |
|                            |            | 底質汚染           |         |          |       |        |         |       |           |        |           |        |   |
|                            | 土          | 土壌汚染           |         |          | ×     |        |         |       |           |        |           |        |   |
|                            |            | 地形、地質          | 土砂流出、崩壊 |          |       | ×      |         |       |           |        |           |        |   |
|                            |            | 斜面安定           |         |          | ×     |        |         |       |           |        |           |        |   |
|                            |            | 地盤             | 地下水位    |          |       |        |         |       |           |        |           |        |   |
|                            |            | 地盤沈下、変状        |         |          |       |        |         |       |           |        |           |        |   |
|                            | 騒音・振動等     | 騒音             | ○       | ○        |       |        |         |       | ○         | ○      | ○         | ○      | ○ |
|                            |            | 振動             | ○       | ○        |       |        |         |       | ○         |        |           | ○      |   |
| 低周波音                       |            |                |         |          |       |        |         | ○     | ○         |        |           |        |   |
| 人と自然とが共生<br>する良好な環境の<br>確保 | 人と自然       | 動植物、生態系        |         |          | ○     | ○      | ○       | ○     |           |        |           |        |   |
|                            |            | 緑化（緑の質、緑の量）    |         |          |       | ○      |         |       |           |        |           |        |   |
|                            |            | 人と自然とのふれあいの場   |         |          | ○     | ○      |         |       |           |        |           |        |   |
| 快適な都市環境の<br>創造             | 構造物<br>の影響 | 景観             |         |          |       | ○      | ○       |       |           |        |           |        |   |
|                            |            | 日照阻害           |         |          |       |        | ○       |       |           |        |           |        |   |
|                            |            | テレビ受信障害        |         |          |       |        | ○       |       |           |        |           |        |   |
|                            |            | 風害             |         |          |       |        | ○       |       |           |        |           |        |   |
|                            | 文化遺産       | 文化遺産（有形・無形・複合） |         |          | ○     |        |         |       |           |        |           |        |   |
|                            | 安全         | 火災、爆発、化学物質の漏洩等 |         |          |       |        |         | ○     |           |        |           |        |   |
|                            | 地域社会       | コミュニティ         |         |          | ○     |        |         |       |           |        |           |        |   |
|                            |            | 交通混雑、交通安全      |         | ○        |       |        |         |       |           |        | ○         | ○      | ○ |

注：「○」は影響があると考えられる項目、「×」は「運動・レジャー施設の建設」において、標準的な項目として例示されている項目の内、本事業では影響はないと考えられる項目。

(2) 調査、予測及び評価の方法

① 調査の時期及び方法並びに予測の方法及びその時点

「(1) 環境影響評価の項目」で選定した環境要素についての、調査の方法及びその時期並びに予測の方法及びその時点は表 7-3 に、現地調査の地点及び範囲は図 7-1 に示すとおりである。

表 7-3(1) 現況調査及び予測の手法 (温室効果ガス・エネルギー)

| 現<br>況<br>調<br>査 | 調査項目                                                                                     | 調査地点             | 調査時期・頻度 | 調査方法                  |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|---------|-----------------------|
|                  | 温室効果ガス・エネルギーの<br>状況                                                                      | 事業計画地周辺          | 至近年     | 既存資料の収集・整理            |
|                  |                                                                                          | 事業計画地内<br>(既存施設) | 至近年     | 既存施設の資料収集・<br>整理      |
| 予<br>測           | 予測項目                                                                                     | 予測範囲・地点          | 予測時点    | 予測方法                  |
|                  | 施設の供用及び冷暖房施設等<br>の稼動による影響<br>予測対象項目<br>・温室効果ガス(二酸化炭<br>素)の排出量及び削減量<br>・エネルギー使用量及び削<br>減量 | 事業計画地            | 供用後     | 原単位及び設備計画等<br>に基づき予測。 |
|                  | 施設関連車両の走行による影<br>響<br>予測対象項目<br>・温室効果ガス(二酸化炭<br>素)の排出量及び削減量                              | 事業計画地周辺          | 供用後     | 原単位及び交通計画に<br>基づき予測。  |

表 7-3(2) 現況調査及び予測の手法（廃棄物等）

| 現況調査 | 調査項目                                          | 調査範囲             | 調査時期・頻度 | 調査方法                            |
|------|-----------------------------------------------|------------------|---------|---------------------------------|
|      | 廃棄物等の状況                                       | 事業計画地周辺          | 至近年     | 既存資料の収集・整理                      |
|      |                                               | 事業計画地内<br>(既存施設) | 至近年     | 既存施設の資料収集・整理                    |
| 予測   | 予測項目                                          | 予測範囲             | 予測時点    | 予測方法                            |
|      | 施設の供用により発生する廃棄物の影響<br>・一般廃棄物<br>・産業廃棄物        | 事業計画地内           | 供用時     | 現況調査結果と事業計画等から廃棄物発生量及び排出量を推定。   |
|      | 歩行者の往来により発生する廃棄物の影響<br>・一般廃棄物                 |                  | 供用時     | 類似事例、事業計画等をもとに定性的に予測。           |
|      | 建築工事等の実施により発生する建設副産物による影響<br>・産業廃棄物<br>・建設発生土 |                  | 工事中     | 事業計画、既存資料等をもとに建設副産物発生量及び排出量を推定。 |
|      | 建築工事等の実施により発生するフロン類による影響                      |                  | 工事中     | 類似事例、事業計画等をもとに定性的に予測。           |

表 7-3(3) 現況調査及び予測の手法（大気汚染）

| 現況調査   | 調査項目                                                                                                  | 調査地点                                            | 調査時期・頻度                | 調査方法                                                        |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|------------------------|-------------------------------------------------------------|
|        | 大気質・気象の状況<br>・窒素酸化物（一酸化窒素、<br>二酸化窒素）<br>・浮遊粒子状物質<br>・気象（風向・風速）                                        | 事業計画地周囲<br>の一般環境大気<br>測定局<br><br>吹田市北工場建<br>替地点 | 至近 5 年間<br><br>平成 16 年 | 既存資料の収集・整理                                                  |
| 予<br>測 | 予測項目                                                                                                  | 予測範囲・地点                                         | 予測時点                   | 予測方法                                                        |
|        | 駐車場利用車両の排出ガスによる影響<br>予測対象項目<br>・二酸化窒素<br>・浮遊粒子状物質<br>予測値<br>・年平均値<br>・日平均値の年間 98% 値または 2% 除外値         | 事業計画地周囲                                         | 供用後                    | 大気拡散モデルによる数値計算により、各物質の寄与濃度を予測。また、寄与濃度と現況の環境濃度から、将来の環境濃度を予測。 |
|        | 施設関連車両の排出ガスによる影響<br>予測対象項目<br>・二酸化窒素<br>・浮遊粒子状物質<br>予測値<br>・年平均値<br>・日平均値の年間 98% 値または 2% 除外値          | 施設関連車両主要走行ルート沿道 4 断面                            | 供用後                    | 大気拡散モデルによる数値計算により、各物質の寄与濃度を予測。また、寄与濃度と現況の環境濃度から、将来の環境濃度を予測。 |
|        | 建設機械の排出ガスによる影響<br>予測対象項目<br>・二酸化窒素<br>・浮遊粒子状物質<br>予測値<br>・1 時間値<br>・年平均値<br>・日平均値の年間 98% 値または 2% 除外値  | 事業計画地周囲                                         | 工事最盛期                  | 大気拡散モデルによる数値計算により、各物質の寄与濃度を予測。また、寄与濃度と現況の環境濃度から、将来の環境濃度を予測。 |
|        | 工事用車両の排出ガスによる影響<br>予測対象項目<br>・二酸化窒素<br>・浮遊粒子状物質<br>予測値<br>・1 時間値<br>・年平均値<br>・日平均値の年間 98% 値または 2% 除外値 | 工事用車両主要走行ルート沿道 4 断面                             | 工事最盛期                  | 大気拡散モデルによる数値計算により、各物質の寄与濃度を予測。また、寄与濃度と現況の環境濃度から、将来の環境濃度を予測。 |

表 7-3(4) 現況調査及び予測の手法（悪臭）

| 現況調査 | 調査項目                 | 調査範囲             | 調査時期・頻度 | 調査方法                        |
|------|----------------------|------------------|---------|-----------------------------|
|      | 悪臭の状況                | 事業計画地周辺          | 至近年     | 既存資料の収集・整理                  |
|      |                      | 事業計画地内<br>(既存施設) | 至近年     | 既存施設の資料収集・整理                |
| 予測   | 予測項目                 | 予測範囲             | 予測時点    | 予測方法                        |
|      | 施設の供用により発生する悪臭の影響    | 事業計画地周辺          | 供用時     | 現況調査結果、類似事例及び事業計画等から定性的に予測。 |
|      | 建築工事等の実施により発生する悪臭の影響 |                  | 工事中     | 現況調査結果、類似事例及び事業計画等から定性的に予測。 |

表 7-3(5) 現況調査及び予測の手法（ヒートアイランド現象）

| 現況調査 | 調査項目                                                    | 調査地点      | 調査時期・頻度 | 調査方法                      |
|------|---------------------------------------------------------|-----------|---------|---------------------------|
|      | 土地被覆等の状況                                                | 事業計画地及び周辺 | 至近年     | 既存資料の収集・整理                |
| 予測   | 予測項目                                                    | 予測範囲・地点   | 予測時点    | 予測方法                      |
|      | 土地利用状況の変化及び施設の供用による影響<br>予測対象項目<br>・土地被覆の変化<br>・人工排熱の変化 | 事業計画地     | 供用後     | 土地利用計画、緑化計画及び施設計画等に基づき予測。 |
|      | 施設関連車両の走行による影響<br>予測対象項目<br>・人工排熱の変化                    | 事業計画地周辺   | 供用後     | 原単位及び交通計画に基づき予測。          |

表 7-3(6) 現況調査及び予測の手法（騒音）

| 現況調査 | 調査項目                                                 | 調査地点                      | 調査時期・頻度                   | 調査方法                         |
|------|------------------------------------------------------|---------------------------|---------------------------|------------------------------|
|      | 一般環境騒音<br>騒音レベル                                      | 事業計画地周辺<br>2 地点           | 平日・休日<br>各 1 日<br>24 時間連続 | JIS 等に定める測定方法に基づき調査。         |
|      | 道路交通騒音<br>騒音レベル                                      | 関連車両主要<br>走行ルート沿道<br>4 断面 | 平日・休日<br>各 1 日<br>24 時間連続 | 同上                           |
|      | 交通量<br>・時間交通量<br>方向別、3 車種分類<br>(大型、小型、<br>動力付き 2 輪車) |                           |                           | ハンドカウンターにより目視計測。             |
| 予測   | 予測項目                                                 | 予測範囲・地点                   | 予測時点                      | 予測方法                         |
|      | 施設の供用、冷暖房施設等の稼働及び駐車場利用車両による影響<br>・騒音レベル              | 事業計画地周辺                   | 供用後                       | 距離減衰式等により、到達騒音レベルを予測。        |
|      | 施設関連車両の走行による影響<br>・騒音レベル                             | 施設関連車両主要走行ルート沿道 4 断面      | 供用後                       | 日本音響学会式等による数値計算により、騒音レベルを予測。 |
|      | 歩行者の往来による影響                                          | 事業計画地周辺                   | 供用後                       | 類似事例、事業計画等をもとに定性的に予測。        |
|      | 建設機械の稼働による影響<br>・騒音レベル                               | 事業計画地周辺                   | 工事最盛期                     | 距離減衰式等により、到達騒音レベルを予測。        |
|      | 工事用車両の走行による影響<br>・騒音レベル                              | 工事用車両主要走行ルート沿道 4 断面       | 工事最盛期                     | 日本音響学会式等による数値計算により、騒音レベルを予測。 |

表 7-3(7) 現況調査及び予測の手法（振動）

| 現況調査 | 調査項目                       | 調査地点                         | 調査時期・頻度                   | 調査方法                                                                       |
|------|----------------------------|------------------------------|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
|      | 一般環境振動<br>振動レベル            | 事業計画地周辺<br>2 地点              | 平日・休日<br>各 1 日<br>24 時間連続 | JIS 等に定める測定方法に基づき調査。                                                       |
| 予測   | 道路交通振動<br>振動レベル<br>地盤卓越振動数 | 関連車両主要<br>走行ルート沿道<br>4 断面    | 平日・休日<br>各 1 日<br>24 時間連続 | 振動レベル<br>同上<br>地盤卓越振動数<br>大型車走行時の振動<br>の 1/3OCT. BAND 周波<br>数分析により求め<br>る。 |
|      | 予測項目                       | 予測範囲・地点                      | 予測時点                      | 予測方法                                                                       |
|      | 施設の供用による影響                 | 事業計画地周辺                      | 供用後                       | 類似事例、事業計画等<br>をもとに定性的に予<br>測。                                              |
|      | 施設関連車両の走行による影響<br>・振動レベル   | 施設関連車両主<br>要走行ルート沿<br>道 4 断面 | 供用後                       | 建設省土木研究所提案<br>式等による数値計算に<br>より振動レベルを予測                                     |
| 予測   | 建設機械の稼働による影響<br>・振動レベル     | 事業計画地周辺                      | 工事最盛期                     | 距離減衰式等により、<br>到達振動レベルを予<br>測。                                              |
|      | 工事用車両の走行による影響<br>・振動レベル    | 工事用車両主要<br>走行ルート沿道<br>4 断面   | 工事最盛期                     | 建設省土木研究所提案<br>式等による数値計算に<br>より振動レベルを予<br>測。                                |

表 7-3(8) 現況調査及び予測の手法（低周波音）

| 現況調査 | 調査項目                                 | 調査地点            | 調査時期・頻度                 | 調査方法                              |
|------|--------------------------------------|-----------------|-------------------------|-----------------------------------|
|      | 一般環境低周波音<br>・低周波音レベル                 | 事業計画地周辺<br>2 地点 | 平日・休日<br>各 1 日<br>4 回/日 | 低周波音の測定方法に<br>関するマニュアルに準<br>拠し調査。 |
| 予測   | 予測項目                                 | 予測範囲・地点         | 予測時点                    | 予測方法                              |
|      | 施設の供用、冷暖房施設等の<br>稼働による影響<br>・低周波音レベル | 事業計画地周辺         | 供用後                     | 距離減衰式等により、<br>到達音圧レベルを予<br>測。     |

表 7-3(9) 現況調査及び予測の手法（動植物：動物）

|      | 調査項目                                          | 調査範囲      | 調査時期・頻度                  | 調査方法                                |
|------|-----------------------------------------------|-----------|--------------------------|-------------------------------------|
| 現況調査 | 哺乳類                                           | 事業計画地及び周辺 | 1 回（春～初夏）                | 現地調査<br>フィールドサイン調査                  |
|      | 鳥 類                                           |           | 6 回<br>（繁殖期 4 回、越冬期 2 回） | 現地調査<br>ラインセンサス<br>ポイントセンサス         |
|      | は虫類・両生類                                       |           | 1 回（春～初夏）                | 現地調査<br>目視観察                        |
|      | 昆虫類                                           |           | 2 回（春・夏）                 | 現地調査<br>任意採集                        |
|      | 予測項目                                          | 予測範囲      | 予測時点                     | 予測方法                                |
| 予測   | 土地利用計画の変更等による影響<br>・動物相の変化の程度<br>・貴重な動物の消滅の有無 | 事業計画地及び周辺 | 工事中及び供用後                 | 現況調査結果と土地利用計画、緑化計画、植物予測結果等から定性的に予測。 |

表 7-3(10) 現況調査及び予測の手法（動植物：植物）

|      | 調査項目                                             | 調査範囲・地点                | 調査時期・頻度  | 調査方法                              |
|------|--------------------------------------------------|------------------------|----------|-----------------------------------|
| 現況調査 | 植物相                                              | 事業計画地及び周辺              | 適宜（春～夏）  | 現地調査<br>目視観察・採取                   |
|      | 植 生<br>現存植生                                      | 事業計画地及び周辺<br>（15 地点程度） | 適宜（春～夏）  | 現地調査<br>植物社会学的植生調査法に準拠し、現存植生図を作成。 |
|      | 予測項目                                             | 予測範囲                   | 予測時点     | 予測方法                              |
| 予測   | 土地利用計画の変更等による影響<br>・植物相・植生の変化の程度<br>・貴重な植物の消滅の有無 | 事業計画地及び周辺              | 工事中及び供用後 | 現況調査結果と土地利用計画、緑化計画等から定性的に予測。      |

表 7-3(11) 現況調査及び予測の手法（動植物：生態系）

|      | 調査項目                                                           | 調査範囲      | 調査時期・頻度  | 調査方法                                   |
|------|----------------------------------------------------------------|-----------|----------|----------------------------------------|
| 現況調査 | ・上位性・典型性・特殊性を有する生物種の生態及びその生育・生息状況<br>・生育・生息環境の状況<br>・種の多様性の状況等 | 事業計画地及び周辺 | 適 宜      | 動物・植物調査結果の整理・解析                        |
|      | 予測項目                                                           | 予測範囲      | 予測時点     | 予測方法                                   |
| 予測   | 土地利用計画の変更等による生態系の変化の程度                                         | 事業計画地及び周辺 | 工事中及び供用後 | 現況調査結果と土地利用計画、緑化計画、動物・植物予測結果等から定性的に予測。 |

表 7-3(12) 現況調査及び予測の手法（緑化）

| 現況調査 | 調査項目                                | 調査範囲・地点                   | 調査時期・頻度 | 調査方法                                 |
|------|-------------------------------------|---------------------------|---------|--------------------------------------|
|      | 周辺地域の生育木<br>毎木調査                    | 事業計画地及び<br>周辺<br>(5 地点程度) | 適宜（春～夏） | 現地調査<br>樹高・胸高直径の計<br>測等              |
| 予測   | 予測項目                                | 予測範囲                      | 予測時点    | 予測方法                                 |
|      | 土地利用計画の変更等による<br>影響<br>・緑の質・量の変化の程度 | 事業計画地及び<br>周辺             | 供用後     | 現況調査結果と土地利<br>用計画、緑化計画等か<br>ら定性的に予測。 |

表 7-3(13) 現況調査及び予測の手法（人と自然とのふれあいの場）

| 現況調査 | 調査項目                                                     | 調査範囲・地点       | 調査時期・頻度      | 調査方法                                 |
|------|----------------------------------------------------------|---------------|--------------|--------------------------------------|
|      | ・ 主要な人と自然とのふれあ<br>いの場の分布状況<br>・ 主要な人と自然とのふれあ<br>いの場の利用状況 | 事業計画地及び<br>周辺 | 適 宜          | 聞き取り調査及び現地<br>踏査                     |
| 予測   | 予測項目                                                     | 予測範囲・地点       | 予測時点         | 予測方法                                 |
|      | 土地利用計画の変更等による<br>人と自然との触れ合いの場<br>の変化の程度                  | 事業計画地及び<br>周辺 | 工事中及び供用<br>後 | 現況調査結果と土地利<br>用計画、緑化計画等か<br>ら定性的に予測。 |

表 7-3(14) 現況調査及び予測の手法（景観）

| 現況調査 | 調査項目                                   | 調査範囲・地点            | 調査時期・頻度  | 調査方法                          |
|------|----------------------------------------|--------------------|----------|-------------------------------|
|      | 地域の景観特性<br>・ 景観資源の状況<br>・ 重要な視点の分布及び状況 | 事業計画地周辺            | 適 宜      | 既存資料調査及び現地<br>踏査              |
| 予測   | 予測項目                                   | 予測範囲・地点            | 予測時点     | 予測方法                          |
|      | 主要眺望地点からの事業計画<br>地方向の景観                | 主要眺望地点<br>(5 地点程度) | 適期 各 1 回 | 景観写真撮影                        |
| 予測   | 予測項目                                   | 予測範囲・地点            | 予測時点     | 予測方法                          |
|      | 建築物等の出現による都市景<br>観への影響                 | 主要眺望地点<br>(5 地点程度) | 完成時      | 景観モンタージュの作<br>成により定性的に予<br>測。 |

表 7-3(15) 現況調査及び予測の手法（日照障害）

| 現況調査 | 調査項目                                           | 調査範囲    | 調査時期・頻度   | 調査方法            |
|------|------------------------------------------------|---------|-----------|-----------------|
|      | 建築物等の分布状況                                      | 事業計画地周辺 | 適 宜       | 既存資料の収集・整理、現地踏査 |
| 予測   | 予測項目                                           | 予測範囲    | 予測時点      | 予測方法            |
|      | 建築物の出現により発生する日影の影響<br>・時刻別日影図<br>・等時間日影図（冬至日等） | 事業計画地周辺 | 完成時（冬至日等） | 幾何学的計算式により予測。   |

表 7-3(16) 現況調査及び予測の手法（テレビ受信障害）

| 現況調査 | 調査項目                                                                | 調査範囲    | 調査時期・頻度 | 調査方法                                          |
|------|---------------------------------------------------------------------|---------|---------|-----------------------------------------------|
|      | テレビジョン電波受信状況<br>・アンテナ端子電圧<br>・受信画質 等<br>建築物等の分布状況<br>・住居等の位置、形状、階層等 | 事業計画地周辺 | 適 宜     | テレビジョン受信状況は電波障害測定車による現地調査<br>・建築物等の分布状況は現地踏査等 |
| 予測   | 予測項目                                                                | 予測範囲    | 予測時点    | 予測方法                                          |
|      | 建築物の出現がテレビジョン電波受信状況に及ぼす影響<br>・受信障害発生範囲                              | 事業計画地周辺 | 完成時     | 実様式により予測。                                     |

表 7-3(17) 現況調査及び予測の手法（風害）

| 現況調査 | 調査項目                         | 調査範囲・地点           | 調査時期・頻度 | 調査方法                       |
|------|------------------------------|-------------------|---------|----------------------------|
|      | 風環境の状況<br>・風向、風速             | 事業計画地周辺の一般環境大気測定局 | 至近 5 年間 | 既存資料の収集・整理                 |
|      |                              | 吹田市北工場建替地点        | 平成 16 年 |                            |
| 予測   | 地形の状況<br>事業計画地周辺における建物の立地状況等 | 事業計画地周辺           | 適 宜     | 既存資料の収集・整理、現地踏査            |
|      | 予測項目                         | 予測範囲・地点           | 予測時点    | 予測方法                       |
|      | 建築物の設置に伴う風速の変化の程度<br>・風速増加域  | 事業計画地周辺           | 完成時     | 風速増加域算定式による風速増加域図の作成により予測。 |

表 7-3(18) 現況調査及び予測の手法（文化遺産）

| 現況調査 | 調査項目              | 調査範囲・地点   | 調査時期・頻度 | 調査方法                       |
|------|-------------------|-----------|---------|----------------------------|
|      | 文化財、埋蔵文化財包蔵地等の状況  | 事業計画地及び周辺 | 適 宜     | 既存資料の収集・整理                 |
| 予測   | 予測項目              | 予測範囲・地点   | 予測時点    | 予測方法                       |
|      | 埋蔵文化財の状況          | 事業計画地     | 適 宜     | 吹田市教育委員会と協議の上実施。           |
| 予測   | 予測項目              | 予測範囲・地点   | 予測時点    | 予測方法                       |
|      | 掘削工事の実施が文化財に及ぼす影響 | 事業計画地及び周辺 | 工事中     | 事業計画（工事計画等）及び現況調査結果をもとに予測。 |

表 7-3(19) 現況調査及び予測の手法（安全）

| 現況調査 | 調査項目       | 調査範囲・地点   | 調査時期・頻度 | 調査方法                  |
|------|------------|-----------|---------|-----------------------|
|      | 過去の災害等の状況  | 事業計画地及び周辺 | 適 宜     | 既存資料の収集・整理            |
| 予測   | 予測項目       | 予測範囲・地点   | 予測時点    | 予測方法                  |
|      | 施設の供用による影響 | 事業計画地周辺   | 供用後     | 類似事例、事業計画等をもとに定性的に予測。 |

表 7-3(20) 現況調査及び予測の手法（コミュニティ）

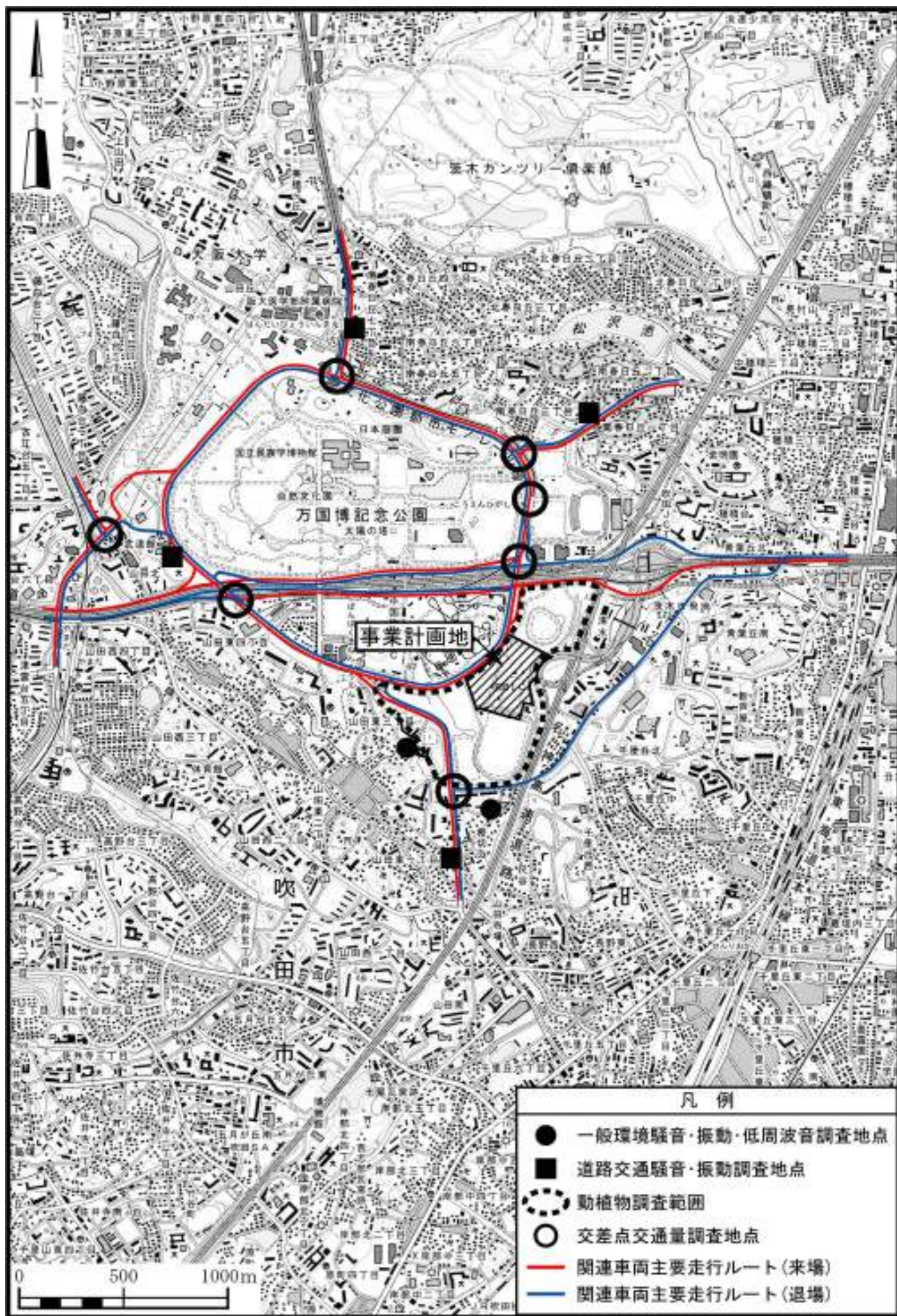
| 現況調査 | 調査項目                 | 調査範囲・地点 | 調査時期・頻度 | 調査方法             |
|------|----------------------|---------|---------|------------------|
|      | コミュニティ施設の状況          | 事業計画地周辺 | 適 宜     | 既存資料調査及び現地踏査     |
| 予測   | 予測項目                 | 予測範囲・地点 | 予測時点    | 予測方法             |
|      | 工事の実施によるコミュニティ施設への影響 | 事業計画地周辺 | 工事中     | 事業計画等をもとに定性的に予測。 |

表 7-3(21) 現況調査及び予測の手法（交通混雑）

| 現況調査 | 調査項目                        | 調査範囲・地点                     | 調査時期・頻度                | 調査方法                              |
|------|-----------------------------|-----------------------------|------------------------|-----------------------------------|
|      | 交通量<br>時間交通量<br>(方向別、3車種区分) | 事業計画地周辺<br>7交差点             | 平日・休日<br>各1回<br>7時～22時 | ハンドカウンターにより<br>目視計測。              |
|      | 信号現示                        |                             |                        | ストップウォッチにより<br>計測。                |
| 予測   | 予測項目                        | 予測範囲・地点                     | 予測時点                   | 予測方法                              |
|      | 施設関連車両の走行による影響<br>・交差点需要率等  | 施設関係車両主要<br>走行ルート沿道<br>7交差点 | 供用後                    | 現況調査結果と事業計画<br>等から交差点需要率等<br>を予測。 |
|      | 工事用車両の走行による影響<br>・交差点需要率等   | 工事用車両主要<br>走行ルート沿道<br>6交差点  | 工事最盛期                  | 現況調査結果と工事計画<br>等から交差点需要率等<br>を予測。 |

表 7-3(22) 現況調査及び予測の手法（交通安全）

| 現況調査 | 調査項目                      | 調査範囲・地点 | 調査時期・頻度      | 調査方法                                                 |
|------|---------------------------|---------|--------------|------------------------------------------------------|
|      | 交通安全施設等の状況                | 事業計画地周辺 | 適宜           | 既存資料調査及び現地<br>踏査                                     |
| 予測   | 予測項目                      | 予測範囲・地点 | 予測時点         | 予測方法                                                 |
|      | 施設関連車両及び工事用車両<br>の走行による影響 | 事業計画地周辺 | 工事中及び供用<br>後 | 関連車両の通行ルート、<br>交通量及び周辺の歩行経路<br>等を考慮し、事業計画等を<br>基に予測。 |



この地図は、国土地理院発行の「2万5千分の1 地形図 吹田」(平成20年)を使用したものである。

図 7-1 現地調査地点・範囲図

## ② 評価の方法

予測結果について、以下の観点からの評価を行う。

### a. 温室効果ガス・エネルギー

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・温室効果ガスの排出量が可能な限り低減されていること。

### b. 廃棄物等

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・廃棄物等の最終処分量が、発生抑制、再利用等により可能な限り低減されていること。
- ・廃棄物・発生土が適正に処理されること。
- ・地域における廃棄物の処理に支障をきたさないこと。

### c. 大気汚染

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・環境基本法により設定されている環境基準の達成及び維持に支障をきたさないこと。
- ・吹田市環境基本計画に設定されている目標値の達成及び維持に支障をきたさないよう努めること。

### d. 悪 臭

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・吹田市環境基本計画に設定されている目標値の達成及び維持に支障をきたさないよう努めること。

### e. ヒートアイランド現象

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・人工排熱の増加が可能な限り低減されていること。

### f. 騒 音

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・環境基本法により設定されている環境基準の達成及び維持に支障をきたさないこと。
- ・吹田市環境基本計画に設定されている目標値の達成及び維持に支障をきたさないよう努めること。

### g. 振 動

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・吹田市環境基本計画に設定されている目標値の達成及び維持に支障をきたさないよう努めること。

h. 低周波音

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・吹田市環境基本計画に設定されている目標値の達成及び維持に支障をきたさないよう努めること。

i. 動植物

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・貴重な動植物の生息・生育環境を可能な限り保全すること。
- ・周辺地域における動植物に著しい影響を及ぼさないよう配慮されていること。
- ・吹田市みどりの基本計画で設定されている計画の目標の達成及び維持に支障をきたさないよう努めること。

j. 緑 化

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・吹田市みどりの基本計画で設定されている計画の目標の達成及び維持に支障をきたさないよう努めること。

k. 人と自然とのふれあいの場

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・人と自然との触れ合いの場を可能な限り保全すること。
- ・吹田市みどりの基本計画で設定されている計画の目標の達成及び維持に支障をきたさないよう努めること。

l. 景 観

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・吹田市景観まちづくり計画で設定されている基本目標の達成及び維持に支障をきたさないよう努めること。

m. 日照障害

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・地域の日照が著しく障害されるおそれがないこと。

n. テレビ受信障害

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・地域住民のテレビ電波の受信に障害を及ぼすおそれがないこと。

o. 風 害

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・地域住民の日常生活に支障をきたさないよう努めること。

p. 文化遺産

- ・文化財への影響を最小限にとどめるよう、配慮されていること。

q. 安 全

- ・安全が確保されるよう、配慮されていること。

r. コミュニティ

- ・周辺地域の交通の状況に著しい影響を及ぼさないこと。
- ・コミュニティ施設及びコミュニティ施設の持つ機能に著しい支障をきたさないよう努めること。

s. 交通混雑

- ・周辺地域の交通の状況に著しい影響を及ぼさないこと。

t. 交通安全

- ・周辺地域の交通の状況に著しい影響を及ぼさないこと。

## 8. その他の事項

本事業の実施に際して必要となる主な届出の種類は、以下に示すとおりである。

- ・「建築基準法」に基づく建築確認
- ・「吹田市開発事業の手続等に関する条例」に基づく届出
- ・「中高層建築物の日照阻害等の指導要綱」に基づく届出
- ・「福祉のまちづくりのための都市施設整備要綱」に基づく届出
- ・「吹田市景観まちづくり条例」に基づく届出